

保健福祉事業の概要

令和5年度



飯田市

【表紙の説明】

親子でチャレンジ！ファミリークッキング

令和5年8月7日、食育イベント「親子でチャレンジ！ファミリークッキング」が上郷公民館で開かれました。小学生の親子8組が参加し、食生活改善推進協議会を講師に、郷土料理の五平餅などを調理して、完成後は机を囲んで自分たちで作った料理を味わいました。参加した児童からは「楽しかった！」と笑顔がこぼれました。

【 目 次 】

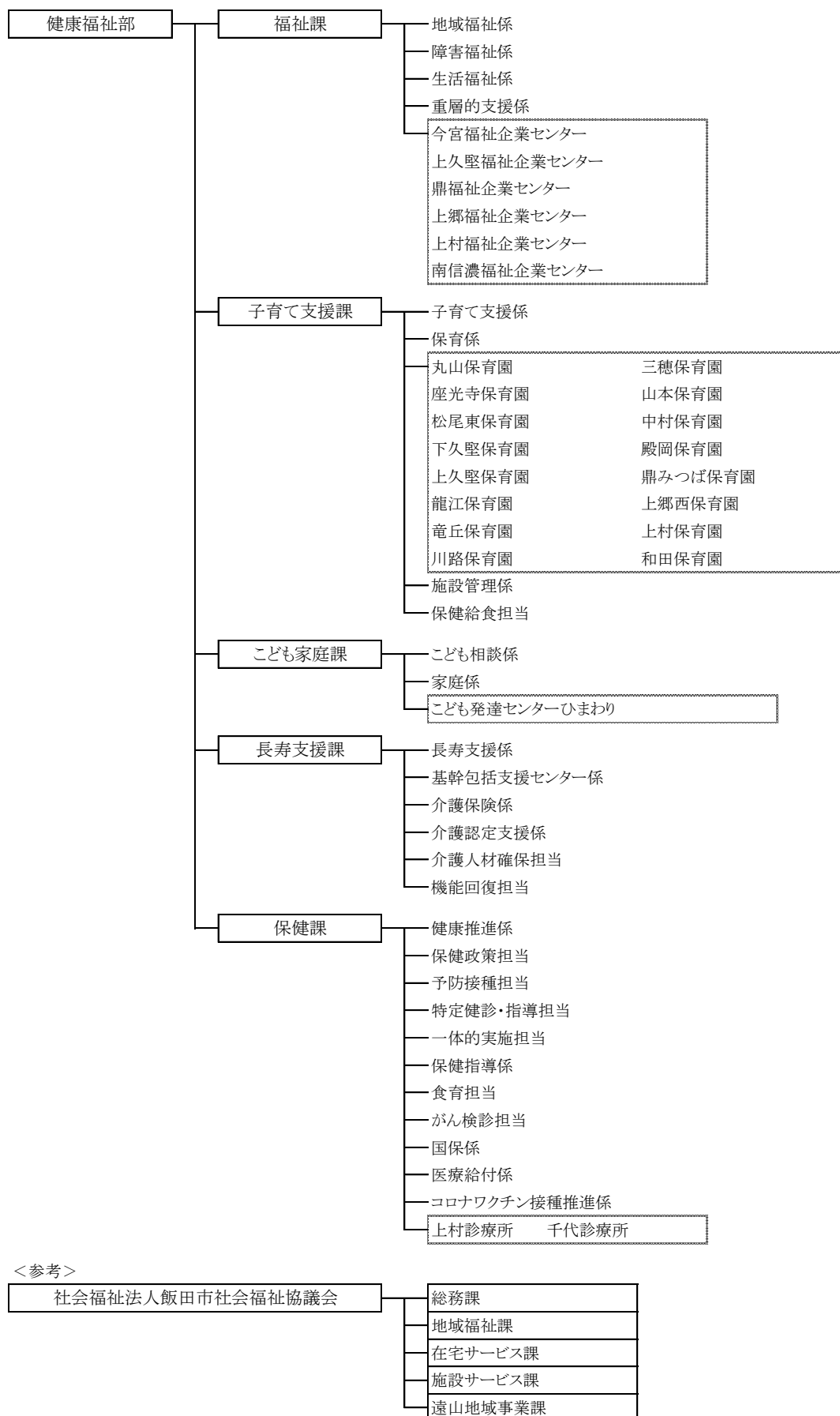
1	健康福祉部	1
1-1	健康福祉部機構図	2
1-2	健康福祉部の事務分掌	3
1-3	飯田市予算及び保健福祉等行政の概要（令和5年度）	6
2	福祉課	13
2-1	地域福祉、更生保護、社会援護	14
2-2	重層的支援体制整備事業	16
2-3	民生委員・児童委員、福祉委員	18
2-4	障がい者福祉施策	22
2-5	生活保護関係	31
2-6	生活困窮者自立支援	36
2-7	住民税非課税世帯等に対する給付金	38
2-8	福祉企業センター	39
3	子育て支援課	41
3-1	児童福祉関係	42
3-2	令和4年度第二期子育て応援プランの進捗状況	45
4	こども家庭課	67
4-1	児童手当関係	68
4-2	ひとり親関係	69
4-3	地域子育て支援関係	71
4-4	こども発達センターひまわりの現況	76
5	長寿支援課	79
5-1	要介護（要支援）認定者数	80
5-2	介護保険料	81
5-3	介護保険給付決定状況	82
5-4	介護予防・日常生活支援総合事業の状況	84
5-5	介護サービス利用料の軽減制度	85
5-6	高齢者等の在宅福祉サービス	89

5-7	地域包括支援センター	95
5-8	いいだシニアクラブと生きがい対策	96
5-9	統計資料	98
6	保健課	101
6-1	人口動態	102
6-2	母子保健	103
6-3	成人保健	106
6-4	介護予防事業	113
6-5	精神保健	115
6-6	栄養指導	116
6-7	歯科保健	117
6-8	献血	118
6-9	健康福祉委員等活動	119
6-10	食生活改善推進活動	120
6-11	救急医療対策事業	121
6-12	保健センターの概要	122
6-13	予防接種	123
6-14	不妊及び不育症治療費助成事業	124
6-15	後期高齢者医療制度	127
6-16	医療給付事業	129
6-17	国民健康保険	133
7	飯田市社会福祉協議会	143
7-1	社会福祉法人飯田市社会福祉協議会	144
8	保健・社会福祉施設等一覧	149
8-1	市内保健福祉施設	150
8-2	児童福祉施設等	152
8-3	介護保険事業者	156
8-4	障がい福祉サービス事業者	167

1 健康福祉部

1-1 健康福祉部機構図

(令和5年4月1日現在)



1-2 健康福祉部の事務分掌

課	係	分掌事務
福祉課	地域福祉係	1 保健福祉施策の企画及び調整に関すること。 2 地域福祉に関すること。 3 引揚者、戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。 4 保護司会及び社会を明るくする運動に関すること。 5 社会福祉協議会に関すること。 6 授産施設（福祉企業センター）に関すること。 7 民生委員、児童委員及び福祉委員に関すること。 8 福祉課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に対し、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。（社会福祉法人の許認可及び指導監査等） 9 犯罪被害者等の支援に関すること。 10 部内の庶務に関すること。 11 部内の他課の所管に属さない事項に関すること。
	障害福祉係	1 身体障がい者の福祉に関すること。 2 知的障がい者の福祉に関すること。 3 精神障がい者の福祉に関すること。 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。
	生活福祉係	1 生活保護及び要保護に関すること。 2 生活困窮者の自立支援に関すること。 3 浮浪者の保護及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
	重層的支援係	1 包括的な相談支援、相談支援機関との連携等による重層的支援に関すること。
子育て支援課	子育て支援係	1 次世代育成支援対策の推進に関すること。 2 こども・子育て支援の推進に関すること。
	保育係 保健給食担当	1 児童の福祉に関すること。 2 保育所に関すること。 3 保健・給食に関すること。 4 認定こども園に関すること。 5 子育て支援課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に対し、社会福祉法の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。（社会福祉法人の許認可及び指導監査等）
	施設管理係	1 保育所の民営化に関すること。 2 保育所等の施設整備に関すること。
こども家庭課	こども相談係	1 家庭児童相談に関すること。 2 児童虐待防止に関すること。 3 こどもの発達支援に関すること。 4 地域子育て支援に関すること。
	家庭係	1 母子、寡婦及び父子家庭の福祉並びに自立支援に関すること。 2 児童扶養手当に関すること。 3 DV 防止対策に関すること。 4 児童手当に関すること。

課	係	分掌事務
こども家庭課	家庭係	5 女性相談に関すること。 6 母子家庭等福祉医療費給付金の認定に関すること。
	こども発達センター ひまわり	1 児童発達支援センターに関すること。
長寿支援課	長寿支援係	1 高齢者の福祉に関すること。 2 養護老人ホーム入所措置に関すること。 3 高齢者の生きがい対策に関すること。 4 敬老事業に関すること。 5 シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。 6 高齢者福祉施設に関すること。 7 長寿支援課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に対し、社会福祉法の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。 (社会福祉法人の許認可及び指導監査等) 8 成年後見制度に関すること。
	基幹包括支援センター係 機能回復担当	1 地域包括ケアシステムに関すること。 2 地域包括支援センターに関すること。 3 在宅医療介護連携に関すること。 4 高齢者の介護予防に関すること。 5 認知症施策に関すること。 6 生活支援体制整備事業に関すること。 7 介護保険初期相談対応に関すること。
	介護保険係	1 介護保険事業の企画及び運営に関すること。 2 介護保険被保険者の資格取得及び喪失に関すること。 3 介護保険の給付に関すること。 4 介護保険料の賦課に関すること。 5 地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準並びに地域密着型サービス事業者の指定、指導及び監督に関すること。 6 飯田市が事業者として行う指定居宅サービス事業の運営に関すること。
	介護認定支援係	1 要介護認定に関すること。 2 特別養護老人ホーム入所申込みに関すること。
	介護人材確保担当	1 介護人材確保に関すること。
保健課	健康推進係	1 感染症及び防疫に関すること。 2 予防接種に関すること。 3 献血に関すること。
	保健指導係	1 市民の健康づくりに関すること。 2 結核予防に関すること。 3 母子保健、成人保健及び老人保健に関すること。 4 難病及び精神保健に関すること。 5 食生活改善活動に関すること。 6 歯科保健に関すること。 7 地域における保健の推進組織に関すること。

課	係	分掌事務
保 健 課	国保係	1 国民健康保険事業の企画及び運営に関すること。 2 国民健康保険被保険者の資格及び給付に関すること。 3 国民健康保険税の賦課、調定、調査及び減免に関すること。 4 国民健康保険事業に係る第三者行為及び不当利得に関すること。
	医療給付係	1 老人保健医療受給者の資格及び給付に関すること。 2 福祉医療費給付金の支給に関すること。 3 後期高齢者医療制度に関すること。 4 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。
	コロナワクチン接種推進係	1 コロナワクチン接種に関すること。

1-3 飯田市予算及び保健福祉等行政の概要

(「令和5年度 飯田市当初予算(案)の概要」より抜粋)

1 令和5年度飯田市当初予算のポイント

飯田市一般会計の予算総額 490億6,000万円(対前年比+2.7%)

■歳出予算の特徴

【未来デザインに掲げる「目指すまちの姿」の実現に向けて】

～ 若年層が「住みたい」と思うまちづくりを推進 ～

令和5年度は「いいだ未来デザイン2028」中期計画の3年目にあたり、未来デザインの全計画期間12年間の折り返しの年でもあります。これまでの取組を振り返りつつ、未来デザインに掲げる「目指すまちの姿」とそれを支える人口ビジョンの達成に向けて、特に「若年層が『住みたい』と思うまちづくり」を推進するなど「令和5年度予算編成の基本方針」に基づき当初予算を編成しました。

- (1) 未来デザインに掲げる「目指すまちの姿」とそれを支える人口ビジョンの達成に向けて、戦略的に施策を組み立て、特に「若年層が『住みたい』と思うまちづくり」を推進します。
- (2) リニア時代を見据え、大学生や研究者が「住んでみたい」、「研究したい」と思うような「大学のあるまちづくり」について検討を進めます。
- (3) 豊かな暮らしの実現、魅力的な就業の場の確保、安全で安心な住まいの実現、ジェンダー意識の向上など分野横断的な視点で、若年女性の社会増に向けた施策を推進します。
- (4) 市民サービスの向上と業務効率化のため、「行政DX」を推進するとともに、地域課題解決のため、デジタル技術の積極的な活用や将来を見据えた基盤整備について検討を進めます。
- (5) 足腰の強い地域社会構築のため、地域経済循環の視点から食料・資源・エネルギーの地元調達を進めるとともに、持続可能な地域の発展のため、あらゆる施策の実施にあたりゼロカーボンシティの実現を意識します。
- (6) コロナ禍において、社会経済活動の歩みを力強いものにしていくことが重要であり、各種事業を安易に中止や延期とすることないよう、十分な感染対策のもとで実施することを基本とします。
- (7) 限られた財源の中で市民サービスの維持、向上を図りつつ、安定的で健全な行財政運営のための行財政改革を推進します。

2 いいだ未来デザイン 2028 戦略計画の 12 の基本目標における令和 5 年度予算の特徴

■健康福祉部等の主要な事業

戦略計画	主な事業・取組
基本目標 6 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	◆結婚の希望をかなえる ・結婚したいと思う若者の自分磨きを支援するとともに、地域でのマッチングイベントや移住を希望する方を対象とした出会いの機会を創出し、婚姻件数の増加を目指します。 ・出会いの創出から成婚までを担う結婚相談員のお見合いを中心とした活動を支援します。 ・新たに婚姻した世帯の新生活を経済的に支援するため、新居の住宅取得費又は賃借料等を補助します。 ・近い将来、進学や就職などの大きな選択をする地域の高校生に、今後の生き方について考えてもらうライフデザインの啓発事業を実施します。 ◆出産の希望をかなえる ・子どもを希望する方が、早い時期から心身の相談をしやすいように、オンラインでの相談もできる環境を整えるとともに、相談日や助成についての情報提供を行います。 ・不妊・不育治療（保険適用）における精神的・経済的な負担の軽減を図るため、治療に関して年齢制限を設けず、1 人が申請できる回数についても市独自の設定で支援を継続します。 ・悩みや不安が多い妊娠期から産後にかけて相談しやすい体制や支援を整え、育児の負担と不安軽減につなげるための伴走型相談支援と、出産・子育て応援給付金を合わせて実施します。 ・地域での分娩機能を堅持するとともに、市民に対して健診や分娩ができる産科医療機関や助産院についての情報提供を行います。 ・先天性難聴等の早期発見を目的として行う新生児聴覚検査に係る費用を助成し、全ての新生児が検査を受けることができる環境を整えます。 ◆孤立を防ぎ、子育ての希望をかなえる ・「こどもまんなか社会」の実現に向けて、母子保健と子育て支援の一体的相談支援体制の構築に取り組み、児童虐待や子育ての行き詰まりをより効果的に予防し、早期発見・早期対応に努めます。また、障害福祉事業や教育機関等と連携し、妊娠期から就労期への途切れない発達支援を推進します。 ・普段から利用している地域子育て支援拠点（つどいの広場）で、こどもの「一時預かり」を利用できるようにし、日々の生活に対応したきめ細かなサービス体制を構築することで、子育て負担を軽減します。 ・“いい育児の日（11 月 19 日）” に開催される子育て応援フェスティバルや県の「子育て川柳」を活用するなど、市民、地域、事業所へ向けて子育てや働き方に関する意識啓発を進めます。 ・ヤングケアラー支援コーディネーターやこどもの未来応援コーデ

戦略計画	主な事業・取組
	ィネーターの新たな設置や相談窓口の充実を図り、生活困窮家庭の子育てやヤングケアラーなど、こどもを巡る様々な課題を把握するとともに、課題解決に向け、子育て世帯訪問支援や専門機関への接続などの支援を行います。また、ひとり親世帯などの子どもたちの進学希望をかなえるため、関係団体が取り組む学習支援活動を支援します。 ◆飯田の持ち味を活かし、豊かな育ちを支える ・乳児・3歳未満児保育など多様な保育ニーズに応えるため、「子ども・子育て支援新制度」などを活用しながら保育施設整備を推進します。また、保育人材の確保に向けて、地域内外の有資格者への積極的な呼びかけに加え、県外の養成校へ出向き、保育人材のU・Iターンを促進するとともに、飯田短期大学との連携を図ります。 ・豊かな自然や地域資源を活用し、心と体の発達に加えて、自己肯定感と協調性を育む「いいだ型自然保育」の取組を推進するとともに動画情報などを発信し、子育て環境としてのブランド化を進めます。 ・庁内の連携体制強化を図りつつ、遠山地域の2園による自然保育や交流活動を一層推進し、保育の存続に向けた取組を進めます。
基本目標7 「市民総健康」と「生涯現役」をめざす	◆新型コロナウイルス感染症対策の推進 ・ワクチン接種について、国の方針に沿って適切に対応します。 ・地域外来・検査センターの運営について、県や関係機関と連携して適切に対応します。 ・重症化するリスクの高い高齢者や基礎疾患がある方、介護医療福祉事業に従事する者が受ける抗原定量検査への助成の回数を増やし、医療負担の軽減と社会・経済活動の維持に寄与します。 ・社会福祉施設に対し、集団感染のリスクを回避するため、検査キットや感染対策用防護具（PPE）等の衛生資材購入費用の一部を補助します。 ◆働き盛り世代からの健康づくり ・自覚症状なく進行する生活習慣病の発症・重症化を予防するために、特定健診の受診率を向上させ、継続受診につながるよう受診勧奨を積極的に実施します。また、かかりつけ医からの健診受診勧奨や検査結果データの提出を依頼していきます。 ・特定保健指導・重症化予防対象者へ継続的な保健指導を実施します。高血圧の有所見者割合が高いことから、高血圧の重症化予防対象者に重点を置いて実施します。また健診受診者全員に尿中塩分測定を実施し、個々の生活実態に沿った保健指導を行います。 ・生活習慣病健診の受診機会がない39歳以下の健診を新設します。併せて個別相談や事業主健診検査機関と連携した保健指導を行います。

戦略計画	主な事業・取組
	・若年層の健康実態や、青壮年期の健康課題である「肥満」について市民へ周知するとともに、企業への出前健康講座にこの内容を取り入れます。また新たな企業への出前健康講座の拡大に取り組みます。 ・歯と口の健康への関心や意識を高めるため、40歳無料歯科検診の受診勧奨や未受診の理由等の把握を行います。新たに母子手帳交付時には、妊娠中の歯科受診勧奨と受診状況の把握を行います。また、歯周疾患スクリーニング（生活歯援プログラム）を健診等でモデル的に実施し、より定期受診につながりやすい取組について関係機関と連携し、調査研究します。 ・コロナ禍による影響を受けた市民の健康を取り戻すため、国保データベースシステム（KDB）を活用し、飯田市及び地区の健康課題をまちづくり委員会等と共有し、健康教室等の活発化へつなげていきます。 ・女性のがん罹患率第1位であり、40歳代前半から急増する乳がんについて、がん検診受診と併せてブレストアウェアネス（乳房を意識する生活習慣）の周知に取り組んでいきます。また、若い年代の受診率向上のため、乳がんと子宮頸がん検診をセットにした健診日（婦人科セット検診）の設定等受けやすい環境を整えるよう関係機関と調整し実施していきます。また、新たにがん患者さんの社会参加促進のためアピアランスケア医療用補正具の一部助成を始めます。 ◆高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 ・後期高齢者の医療、健診、介護データ分析から、脳血管疾患の有病割合が県平均より高いという結果を受けて、この原因疾患となる高血圧や糖尿病予防の教室や保健指導を実施します。 ・受診率向上の取組として、介護保険未利用の76歳と、昨年度国保特定健診受診者のうち75歳になった方へ、受診券を送付し受診勧奨を行います。 ・後期高齢者健診を受診した者に対し、継続した保健指導を行い、生活習慣病重症化予防に取り組みます。 ・高齢者に対しては、通いの場へ保健師、栄養士、歯科衛生士が出向きフレイル予防教室を実施し、様々な年代の利用がある公民館等にはフレイル予防のためのポスターの掲示や情報提供を行うことで、多くの人に対して普及啓発を図ります。 ◆介護予防（重度化防止）の推進と介護人材の確保 ・地域包括支援センターを1か所増設し、身近な環境で高齢者の総合相談対応ができる体制を整えます。また、市と地域包括支援センターとの連携を強化し、初期相談対応と軽度者（要支援者・総合事業対象者）の自立に向けた支援を充実します。 ・リハビリ専門職等がプログラム提供する短期集中通所型サービスC事業を継続実施し、対象となる軽度者（要支援者・総合事業対

戦略計画	主な事業・取組
	象者) の生活機能の回復を目指します。また、通所による利用が困難な場合においては訪問により同事業を実施します。 ・これまでモデル地区において進めてきた「通いの場」の再構築を他の地区へ展開し、フレイル予防（介護予防）の意識醸成を図ります。また、通いの場への参加促進を目指して、高齢者の健康ポイント事業を開始します。 ・要介護・要支援の認定を受けた高齢者等への良質な介護サービスの提供体制を維持するため、必要な人材の確保や定着につながるよう、研修会の開催や職員研修に係る支援に取り組みます。また、介護資格を持たない介護職員の就労支援など、人材不足を補う取組を検討します。
基本目標 8 共に支え合い、自ら行動する地域福祉を充実させる	◆地域福祉活動の推進 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、多様な主体による地域福祉活動を推進します。 ・地域福祉コーディネーターを増員するとともに、定期的な研究や研修を実施し、各地区住民の主体的な福祉課題の洗い出しや課題解決に向けた取組を支援します。 ・地域の福祉課題解決に向け、新たに創出される地域福祉活動を、地域住民が主体的に推進できるよう、他地域の取組を紹介するなどの先進事例の横展開を含めた地域福祉コーディネーターによる支援を強化します。 ・地域での見守り・支え合い活動を進めるために、住民支え合いマップの整備を進め、地域の見守り体制を強化します。 ◆複合化・複雑化した課題解決に向けた重層的支援体制の構築 ・「福祉まるごと相談窓口」の相談機能を充実させるとともに、相談支援機関と連携を図り、包括的に受け止める体制を強化します。 ・複合化・複雑化した課題を抱えながらも必要とする支援やサービスが届いていない人を把握し、時間をかけた丁寧な働きかけにより信頼関係を構築するなど、アウトリーチ※等を通じて継続的に支援します。 ※アウトリーチ：必要な支援が届いていない人に支援を届けるための様々な働きかけのこと ・既存の制度や支援では対応できない個別ニーズのある人の現状や課題を把握し、その人の状況に適したサービスを提供することで、社会参加やつながりづくりを支援します。 ・高齢者、障がい者、子ども分野において、ニーズはあるものの既存の制度や支援を利用できない人、あるいは、制度や支援を利用するまでに期間が空いてしまう人のニーズに対応し、生活支援サービスを提供する団体等の活動を支援します。 ◆障がい者の社会参加の推進 ・障がい者文化芸術作品展や参加型イベント、パラスポーツ体験等、

戦略計画	主な事業・取組
	障がいのある人となない人が地域で交流する機会を拡大し、市民の障がいに対する正しい理解を深め、共生社会の実現を図ります。 ・誰もが安心して外出するために必要な情報を入手できるように、バリアフリースイールの機能や経路に関する情報収集を行い、デジタル技術を活用した情報提供を行います。 ・障がい者の就労について、わかりやすく利用しやすい相談や情報提供の仕組みを、関係機関と連携して研究します。 ・障がい児者のニーズを適切に把握し、より効果的な施策を構築し、それらを反映した障がい者計画・障害（児）福祉計画を策定します。

2 福祉課

2-1 地域福祉、更生保護、社会援護

1 地域福祉の推進事業

令和3年度から令和6年度までの4年間を計画期間とする「第二期飯田市地域福祉計画・第二期飯田市地域福祉活動計画」に基づき、多様な主体を担い手として、共助による福祉のまちづくりを推進していく。

(1) 新たな課題に対する住民、事業者、行政等の協働による解決

高齢化に伴い、買い物、ごみ出し、移動等の困難世帯という新たな地域福祉課題が発生している。それらの課題は住民や行政単体では解決が難しい場合が多く、住民、事業者、ボランティア、行政等、多様な主体が協働する中で、それぞれの役割を発揮して解決に向かうことが必要である。

市内20地区では地域福祉コーディネーターの支援により、まちづくり委員会（健康福祉委員）を中心に多様な主体が連携し、地域の福祉課題の解決に向けて取り組みを進めている。地域福祉活動計画ではそこに掲載された各地区の取り組み事例の横展開を推進する。

また、地域福祉コーディネーターと一緒に市職員等が市内20地区に入り、地域の福祉課題の把握を行うとともに、課題解決に向けての検討をする地域福祉課題検討会を行っている。

(2) 地域見守り活動事業

最も基本的な住民相互の支え合い活動である「見守り」を、より具体的な支え合い活動に発展させていく日常生活における見守りから、電話による安否確認等を行う安心コール、ふれあいサロンへの参加による安否確認など、地域の実情に合わせて工夫を凝らした取り組みが推進されている。

平成29年度から飯田市全域を対象とした民間事業者との見守り協定の締結を開始し、見守りネットワークを構築した。多くの目で見守ることにより、住民の異変に対して、より速やかな発見及び対応が期待できる。

(3) 住民支え合いマップ（災害時助け合いマップ）策定事業

近年の災害では、高齢者や障がい者など避難に支援が必要な「要配慮者」が犠牲になることが多く、災害時に適切な支援を行うことが必要とされている。また、要配慮者は災害時だけでなく日常においても支援を必要としており、マップの作成目的を「災害時」から「日常の支え合い」へ広げ、まちづくり委員会が主体となり飯田市と飯田市社会福祉協議会が協働して、マップを中心とした地域での支え合いの推進に取り組んでいる。

2 保護司及び“社会を明るくする運動”

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（実質的に民間のボランティア）であり、保護観察官と協力・連携して、保護観察、生活環境調整、犯罪予防活動などを行っている。令和5年7月1日現在、飯田地区では47名の保護司が活動している。また、飯田市更生保護女性会と飯伊地区更生保護協力事業主会が保護司の活動を支えている。

社会を明るくする運動飯田市推進委員会が、市内9団体（飯田市、飯田地区保護司会、飯田市更生保護女性会、飯伊地区更生保護協力事業主会、飯田市内各地区まちづくり委員会、飯田人権擁護委員協議会中部部会、飯田市校長会、飯田市PTA連合会、長野保護観察所飯田駐在官事務所）により構成され、毎年7月を強調月間として、犯罪・非行予防および更生保護への理解・協力を呼びかける“社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～”を開催している。

第 72 回 “社会を明るくする運動” 飯田市推進委員会実施事業

- (1) 内閣総理大臣メッセージ伝達式・公開ケース研究会 7 月 12 日 (火)
会場：上郷公民館 参加人数：84 名
- (2) 地区講演会 7 月 20 日 (水)
会場：三穂公民館 参加人数：62 名
- (3) ミニ集会 7 月を中心に各地で全 57 回開催 参加人数：延べ 1,063 名
- (4) 小中学生および家庭への啓発活動
 - ◇ 市内の全中学生及び小学生全家庭に、非行・犯罪防止の啓発資料を配布
 - ◇ 市内の全小中学校児童・生徒へ“社会を明るくする運動”クリアファイルを配布
 - ◇ 旭ヶ丘中学校で講話会を開催 7 月 5 日 (火) 参加人数：628 名
- (5) 作文コンテスト
“社会を明るくする運動”長野県推進委員会が主催するコンテストに参加
題 材：犯罪や非行の問題について考えたことや体験したこと
応募数：小学生 371 点、中学生 221 点
入選数：小学生 最優秀賞 0 優秀賞 0 入選 4
中学生 最優秀賞 0 優秀賞 0 入選 3
- (6) 学校講演会 実施校 12 校 (14 回)
- (7) 街頭啓発活動 7 月 1 日 (金)
J R 飯田・桜町・伊那上郷・鼎各駅前にて活動を P R 参加人数：30 名
- (8) 愛のはがき募金 募金総額 3,126,007 円
この浄財は“社会を明るくする運動”での事業費・広報啓発費、青少年健全育成事業及び各更生保護団体の活動運営費として活用されている。

3 海外引揚者援護事業

戦前から終戦間際まで満州開拓団として中国に渡り、その後、敗戦の混乱でやむなく中国に残ることになった人々を中国残留邦人（孤児、婦人）という。今日までに多くの残留邦人が帰国を果たし、飯田市にも定着した。

永住帰国を果たしても、文化の違いや言葉がわからないなど困難も多く、帰国者の高齢化による新たな問題も発生している。こうした背景から、平成 19 年 11 月に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律が改正され、次のとおり支援を行うこととなった。（市主体事業は以下の（2）及び（3））

- (1) 老齢基礎年金の満額支給
 - (2) 生活支援金支給
 - (3) 地域社会における生活支援
 - ア 日本語教室事業
 - イ 交流事業
 - ウ 通訳派遣（医療・介護・学校等で通訳が必要な場合）
- その他、中国残留邦人同士の交流会を開催している。

4 戦傷病者・戦没者遺族等援護事業

一定の要件を満たす戦没者等の遺族及び戦傷病者等の妻に対して、「恩給法」および「戦傷病者戦没者遺族等援護法」、「戦傷病者特別援護法」、「援護年金法」などの法令に基づき、弔慰金または給付金の支給に係る事務を行っている。

2-2 重層的支援体制整備事業

1 概況

令和2年（2020年）6月に社会福祉法の改正が行われ、社会福祉法第106条に「重層的支援体制整備事業」が規定された。この事業は、地域共生社会の理念を掲げ市全体で包括的な支援体制の構築を進めることを目指すもので、この事業を実施することにより、これまで縦割りとなっていた相談支援や居場所づくりにおいて、分野、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施し、市民一人ひとりが安心して暮らすことができるまちづくりを推進するものである。

重層的支援体制整備事業では、従来の縦割りを解消し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①～⑤までの事業を市町村として一体的に実施する。本市においては、令和3年度より本事業を開始し、この取り組みを通じて、部局横断的な連携体制を強化し、地域共生社会の実現を目指している。

2 主な事業

（1）福祉まるごと相談窓口

重層的支援体制整備事業の推進及び進捗管理を行うため、福祉課に重層的支援係を設置し、併せて、市役所本庁舎に「福祉まるごと相談窓口」を開設した。どこに相談したらよいかわからない困りごと等の相談に応じ、課題を整理して必要な支援のコーディネートを行っている。

（2）断らない相談と伴走型支援

庁内外の各相談窓口が、属性や課題に関わらず幅広く相談を受け止める断らない相談を実施し、それぞれが“のりしろ”を出してつなぎ合い、切れ目のない支援を行う。

また、制度やサービスによる解決が困難な場合も、継続的につながり続けることで、課題を解きほぐし、本人の生きる力を引き出していく伴走型支援を行う。

（3）ひきこもり支援

これまで担当部局が明確でなかったひきこもり支援について、重層的支援係が中心となって重点的に取り組む。窓口での相談のほか、本人や家族が同意する場合には自宅等を訪問し、関係性を築きながら、本人の状態や希望に応じて、必要な社会資源の情報提供、医療や福祉サービス等へのつなぎを行う。

また、ひきこもり状態にある人の家族を対象とした学習会を開催し、ひきこもりに関する正しい知識の習得や、家族同士の交流の機会の提供を通じて、家族支援を行っていく。

3 ケース対応状況

令和4年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規取り扱いケース数	10	24	17	14	17	19	13	16	26	12	14	17	199
新規のうちひきこもり (内、主な主訴)	1	1	3	6	2	2	0	0	3	1	1	1	21
継続対応ケース延べ人数	60	66	54	103	61	57	79	71	91	101	82	76	901
訪問回数	9	8	9	3	9	5	5	9	3	7	2	6	75

2-3 民生委員・児童委員、福祉委員

■概況

民生委員は、民生委員法（昭和23年7月29日施行）によって設けられ、児童福祉法により児童委員も兼ねている。生活保護法、児童福祉法をはじめとする福祉関係各法に基づき、社会福祉行政全般にわたる協力者であるとともに、担当地区全体の社会福祉を増進する任務をもった民間の奉仕者であり、我が国の社会福祉事業特有の極めて重要な存在である。この制度は、大正6年5月に済世顧問制度が岡山県で創設され、翌大正7年10月に大阪府で方面委員制度が創設されたものが全国へ普及して、国における方面委員制度の制定となり、さらに民生委員法へと発展した。長野県では大正12年4月に方面委員制度が創設され、飯田市においては昭和2年に初めて方面委員が委嘱された。

飯田市の民生児童委員の定数は、国が定めた定数基準に基づき、平成6年1月1日からは、児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」制度が創設され、24名の委員が委嘱されている。また、令和元年12月より237名から235名となっている。

飯田市においては、昭和49年4月1日から民生児童委員を飯田市福祉委員として委嘱し、地域福祉の推進等に協力をいただいている。

■飯田市民生児童委員協議会

民生委員法の規定に基づき、飯田市内20地区を単位に民生児童委員協議会を組織し、職務に関する連絡、研究、研修、必要な資料や情報の収集、関係機関との連絡等、積極的な活動を行っている。

1 令和5年度 飯田市民生児童委員協議会事業計画（飯田市民生児童委員協議会資料より）

（1）事業方針

ここ数年の新型コロナウイルス感染症の出現と感染拡大により、社会経済活動は大きな影響を受け、社会的孤立や児童虐待、DV、さらには生活困窮世帯の増加など地域住民が抱える課題は深刻化しています。

こうした中、本年4月よりこどもまんなか社会の実現を目指して「こども家庭庁」が設置され、新たな子育て支援策が進められようとしています。また、誰もが自ら生活する地域において、主体的にそれぞれの役割を持ちながら支え合う「地域共生社会の実現」を目指し、複合的・包括的に支援できる体制づくりを進められています。民生児童委員は住民の最も身近な相談相手であり、日々の活動を通して様々な課題を抱えた住民の福祉サービスへのつなぎ役を果たしている民生委員・児童委員には地域福祉に欠かせない大きな存在としてより一層の期待が寄せられています。

長野県民生委員児童委員協議会連合会では、令和5年度目標として、「支えあう住みよい社会地域から」～住民の笑顔、安全、安心のために～を掲げています。

また、「いいだ未来デザイン2028（飯田市総合計画）」及び「飯田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」には、地域福祉の充実、推進が掲げられています。

飯田市民生児童委員協議会では、これらを踏まえつつ重点事項を掲げ、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる地域社会を築くために、関係機関・関係団体との連携・協働体制の強化を図り、日々の見守り・相談・援助活動の中で住民の福祉ニーズを的確に把握するとともに、地域住民が支え合う取り組みを充実させるための活動を積極的に進めます。常に住民の立場に立ち、「住民の笑顔、安全、安心」の実現に貢献できるよう、次の事業を進めてまいります。

(2) 重点事項

- ①委員活動の基本重視、資質向上
- ②民児協の組織強化
- ③関係機関との連携及びネットワークづくり
- ④個別援助活動の強化
- ⑤地域福祉推進への取り組み
- ⑥地域の防災力強化への協力
- ⑦生活援助方策による生活福祉資金の活用促進
- ⑧地域における子育て支援活動の推進及び青少年健全育成活動の推進

(3) 具体的な活動の進め方

- ①委員活動の基本重視、資質向上
 - ア 民生委員法第15条の守秘義務を遵守し、個人情報に配慮した活動と適切な取扱い
 - イ 人権尊重、権利擁護の視点に立ち、住民から信頼される委員活動
 - ウ 担当区域内を掌握、また住民の生活実態を把握し、相談、助言、援助、公助につなぐ役割
 - エ 知識や情報を習得し、日常活動を継続
 - オ 福祉台帳、高齢者台帳の管理と活動記録の活用
- ②民児協の組織強化
 - ア 会長会や地区民児協、ブロック民児協等での情報交換や福祉課題・施策等の学習・研修
 - イ 他の自治体の民児協等との情報交換
 - ウ 民生児童委員の負担軽減を考慮した組織運営の推進
 - エ 地区民児協間の連携及び情報交換を図るため、合同民児協の開催
- ③関係機関との連携及び在宅援助のためのネットワークづくり
 - ア 関係機関及び団体等との連携及び情報共有
 - イ 関連する団体等から協力依頼、出席要請のあった事業への積極的参加、協力
 - ウ 住民支え合いマップ（災害時助け合いマップ）作成・更新への協力
 - エ 「長野県地域見守り協定」、また、市・民間事業者との見守り協定に基づき、地域特性に応じて、地域社会での孤立・孤独をなくす運動の推進
- ④個別援助活動の強化
 - ア 支援が必要な住民の把握、個別ニーズの把握
 - イ 相談及び助言と情報提供を含めた援助活動の強化
- ⑤地域福祉推進への取り組み
 - ア 社会福祉協議会の組織強化及び地域福祉推進事業への協力
 - イ 日常の支え合い活動推進への協力
 - ウ 市民の地域福祉に対する理解と参加の呼びかけ
- ⑥地域の防災力強化への協力
 - ア 平時より避難行動要支援者の情報を関係機関と共有、要配慮者に関する状況把握に協力
 - イ 災害発生時、関係団体と連携し、支援協力体制を整備
 - ウ 災害発生後、避難行動要支援者、要配慮者の避難支援及び安否確認に協力

⑦生活援助活動方策による生活福祉資金の活用促進

- ア 生活福祉資金の活用が自立更生に役立つと認められる世帯（者）に対して、貸付・償還方法を検討し積極的な援助指導
- イ 更生援助記録表を整備して、資金借受世帯（者）の更生援助をはかるための諸問題について、定例民児協において研究討議する等、資金活用の取り組みをはかり、社会福祉協議会等と密接な連携をとりながら、借受世帯の援助活動の強化

⑧子ども・子育てを支える環境づくりの推進及び青少年健全育成活動の推進

- ア 子どもや子育て家庭をめぐる課題の提起などの働きかけや主任児童委員の互いの活動の一層の推進を図るため、年4回の主任児童委員会を開催
- イ おめでとう赤ちゃん訪問活動事業を実施し、地域ぐるみで子育て・子育てを支援
- ウ 地域の親や子ども達と接する立場にあるため、保育所や学校など関係機関との連携により、児童・生徒に対する児童虐待防止活動等の協力
- エ 青少年の健全育成に携わる諸団体との連携を図り、青少年が安心して成長することができる活動の推進
- オ 会長会において、主任児童委員会との連携を図り、当会全体として子どもや子育て家庭の支援のための課題共有と活動の一層の充実

（４）随時事業

- ①地区民児協の定例開催、合同民児協の開催
- ②県社協・市社協、県民児連等他機関への協力
- ③独居老人友愛訪問事業への協力
- ④ブロック研修会の開催
- ⑤「民生委員児童委員の日」活動強化週間等、広報啓発活動の実施

2 令和5年度飯田市民生児童委員協議会役員

会 長 秦 嘉雄 (橋北区会長)
 副会長 胡桃澤 一郎 (上郷地区会長)
 " 鎌倉 崇 (南信濃地区会長)
 " 塩澤 美智子 (竜丘地区会長)

(単位：人)

ブロック	地区	会長	民生児童委員数			うち主任児童委員数
			男性	女性	合計	
A	橋 北	秦 嘉雄	3	9	12	1
	橋 南	吉澤 とも子	3	8	11	1
	羽 場	小川 茂美	3	9	12	1
	丸 山	熊谷 勇	4	5	9	1
	東 野	辰巳 史枝	2	7	9	1
B	山 本	田中 哲夫	3	7	10	1
	伊賀良	熊澤 正夫	14	8	22	2
	鼎	多田 雅幸	10	13	23	2
C	松 尾	西田 克美	7	13	20	2
	下久堅	中山 卓治	4	5	9	1
	上久堅	近藤 節江	5	2	7	1
D	千 代	小林 利二	2	6	8	1
	龍 江	林 宗吉	4	5	9	1
	竜 丘	塩澤 美智子	4	8	12	1
	川 路	中島 義則	3	3	6	1
	三 穂	政木 のり子	2	4	6	1
E	座光寺	大村 信夫	3	6	9	1
	上 郷	胡桃澤 一郎	3	23	26	2
F	上 村	前島 三津江	2	3	5	1
	南信濃	鎌倉 崇	7	3	10	1
合計			87	148	235	24

2-4 障がい者福祉施策

1 概況

令和4年度末現在の障がい者数は、身体障害者手帳保持者数4,554人、療育手帳保持者数1,025人、精神障害者保健福祉手帳保持者数763人となっており、身体障害者手帳保持者は減少傾向、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳保持者は増加傾向となっている。また、それぞれの手帳保持者のうち65歳以上の割合は、身体障害者手帳82%、療育手帳12%、精神障害者保健福祉手帳19%であり、特に身体障がい者の高齢化が進んでいる状況である。

2 主な事業

国においては、政府が講ずる障がい者施策の最も基本的な計画である第5次障害者基本計画が令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間として令和5年3月に閣議決定した。飯田市においては、「第4次障害者施策に関する長期行動計画（障害者計画）」の対象期間を1年延長し、現行の「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」と終期を合わせ、令和5年度末とした。令和5年度に次期障害者計画と障害（児）福祉計画を「いいだ障がい福祉プラン2024」として一体的に策定し、障がい（児）者施策の効果的な推進を図る。

（1）障がい者福祉制度の改革

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律の施行（平成25年4月1日）

平成15年4月から始まった「支援費制度」が障がい者福祉制度として多くの矛盾と問題を抱えて継続困難になった結果、平成18年4月に「障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現」を目指して、新しく「障害者自立支援法」が施行された。

その後、平成23年障害者基本法の一部を改正する法律（改正障害者基本法）のもと、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月1日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）」が施行された。

また、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成25年6月に制定され、平成28年4月から施行された。

令和4年4月には、県の「障がいのある人もない人も共に生きる県づくり条例」が部分施行され、10月には「合理的配慮」を事業者にも義務付け、全部施行された。

これにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目指す。

■障害者総合支援法のポイント

地域社会における共生の実現に向けて、障害者総合支援法に基づく日常生活・社会生活の支援が、障がい児・者の社会参加の機会の確保、地域社会における共生及び社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念とし、障害者自立支援法から次の点が改正された。

ア 「制度の谷間」を埋めるため、障害者の範囲に難病等を追加（平成25年4月～）

※国が定める対象疾病 H25.4.1：130 疾病、H27.1.1：151 疾病、H27.7.1：332 疾病、
H29.4.1：358 疾病、H30.4.1：359 疾病、R1.7.1：361 疾病
R3.11.1：338 疾病

- イ 障害支援区分の創設（平成 26 年 4 月～）
- ウ 重度訪問介護の対象拡大（平成 26 年 4 月～）
- エ 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化（平成 26 年 4 月～）
- オ 地域移行支援の対象拡大（平成 26 年 4 月～）
- カ 地域生活支援事業の追加（平成 25 年 4 月～）
- キ サービス基盤の計画的整備（平成 25 年 4 月～）
- ク 共生型サービスの創設（平成 30 年 4 月～）

■その他の関係法律等の制定等

制定	施行	法律名称	内容
H24. 6	H25. 4	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）	・国や地方公共団体等が率先して障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進 ・調達方針の策定、実績の公表
H25. 6	H28. 4	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	・障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指す ・「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」 ・障害者差別解消法第 10 条第 1 項の規定に基づき、飯田市職員が障がい者に対して理解を深め、障がい特性に応じた対応をすることで、障がいの有無に関わらず、共生社会の実現に貢献するため、国の基本方針に基づき職員対応要領を作成
H26. 1		障害者権利条約の批准	・障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定

（２）相談支援事業

ア 一般的相談

障害者自立支援法において、相談支援事業は市町村が行う必須事項として位置づけられた。

飯伊圏域では、歴史的に障がい種別ごとに支援センターが開設されてきた経過があったため、平成 19 年 4 月に「飯伊圏域障がい者総合支援センター」が身体障がいと知的障がいを、「南信地域活動支援センター」が精神障がいを、「飯田市こども発達センターひまわり」が障がい児の相談支援事業を開始し、平成 29 年 4 月からは精神障がいの相談支援事業が「南信地域活動支援センター」から「飯伊圏域障がい者総合支援センター」に移行した。

障がい者の身近な存在として、相談業務や自立した地域生活を送るための支援活動に期待が寄せられている。

令和 4 年度相談件数（飯田市民）

（単位：延人数）

相談支援内容	飯伊圏域障がい者 総合支援センター	こども発達センター ひまわり
福祉サービスの利用等に関する事	3,242	36
社会資源の活用に関する事	187	0
障がいや病状の理解に関する事	558	1,060
健康・医療に関する事	1,368	13
不安の解消・情緒安定に関する事	505	68
保育・教育に関する事	18	2,307
家族関係・人間関係に関する事	561	44
家計・経済に関する事	437	0
生活技術に関する事	434	1
就労に関する事	209	0
社会参加・余暇活動に関する事	44	1
権利擁護に関する事	12	14
計	7,575	3,544

イ 計画相談支援

平成 24 年 4 月から計画相談支援の充実が段階的に図られ、平成 27 年度から障がい福祉サービスや障がい児通所支援等を利用する全ての障がい児・者に対して、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のモニタリングを行い、自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントによりきめ細かな支援に取り組んでいる。

ウ 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

入所施設や精神科病院から退所または退院した方や地域生活が不安定な方などに、「見守り」としての支援を行うことで、障がいのある方の地域生活への移行に取り組んでいる。

（3）南信州広域連合地域自立支援協議会

障害者総合支援法の規定により実施する相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置されている。（南信州広域連合地域自立支援協議会設置要綱第 2 条）

- ①中立及び公平性を確保する観点から行う委託相談支援事業者の運営評価等
- ②困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整
- ③地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ④就労支援に関する協議及び調整
- ⑤市町村障害福祉計画等についての協議
- ⑥その他必要な事項

3 主な障がい者福祉制度の概要

施策名	対象者	施策の説明	備考
特別児童扶養手当（県）	重度若しくは中度の身体障がい又は知的障がい、精神障がいがある 20 歳未満の児童を監護している者	月額 1 級 53,700 円、2 級 35,760 円 年 3 回（4 月、8 月、11 月）支給。 所得制限あり。	
特別障害者手当	日常生活において、常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の重度障がい者	月額 27,980 円 年 4 回（5 月、8 月、11 月、2 月）支給。施設入所や病院又は診療所に継続して 3 カ月以上入院しているものを除く。 所得制限あり。	
障害児福祉手当	常時介護を要する在宅の重度障がい児（20 歳未満）	月額 15,220 円 施設入所した場合除く。 所得制限あり。	
重度心身障害児者医療給付	特別障害者手当の所得制限限度額内 ・身体障害者手帳 3 級以上該当者 ・療育手帳 A 1、A 2、B 1 該当者 ・自立支援医療（精神通院）該当者（精神通院分のみ対象） ・精神障害者保健福祉手帳 1、2 級該当者（通院分のみ対象）	医療機関等で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分について助成。	
総合支援介護給付事業	身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい児・者、難病患者等	居宅介護、行動援護、生活介護、同行援護、短期入所等のサービスを受けたときに支給。	原則 1 割負担。 ただし負担上限や軽減あり。
総合支援訓練等給付事業	身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい児・者、難病患者等	自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助のサービスを受けたときに支給。	原則 1 割負担。 ただし負担上限や軽減あり。
総合支援医療給付事業	身体障がい者、将来障がいを残すと認められる疾患がある児童 精神障がい者（県）	心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療を指定医療機関から受けたときに支給。	原則 1 割負担。 ただし負担上限あり。
補装具給付事業	身体障がい者、難病患者等	身体機能を補完し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもの等で、義肢、装具、車いす等の購入費用を支給。	原則 1 割負担。 ただし負担上限や軽減あり。
地域生活支援事業	身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい児・者、難病患者等	コミュニケーション支援、移動支援、地域活動支援センター等のサービスを受けたときに支給。	原則 1 割負担。 ただし負担上限や軽減あり。
日常生活用具給付事業	身体障がい児・者、難病患者等	日常生活上の困難を改善し、社会参加を促進するもの等で、排泄管理支援用具、歩行補助つえ等の購入費用を支給。	原則 1 割負担。 ただし負担上限や軽減あり。
家庭介護者疲労回復事業（市単独）	常時介護を必要とする在宅の重度心身障がい児・者の介護者	家庭介護者の疲労回復のため針灸マッサージの治療費の一部、または飯田市内の入浴施設の利用料の一部を助成。（介護保険対象者との重複分を除く。）	

施策名	対象者	施策の説明	備考
心身障害児者タイムケア事業	在宅の障がい児・者	家族が障がい児・者の介護ができない時、近隣知人や市町村長が適当と認めた民間団体などが家族に代わり一時的預かり介護を行う。 利用時間 年間1人300時間	食費その他実費負担有り
障害児者タクシー利用料金助成事業（市単独）	障がい等級が3級以上の身体障がい者手帳保持者（ただし3級の外部障がい者は前年分所得税非課税者）、A1～B1の療育手帳保持者、精神保健福祉手帳1級手帳保持者	飯田下伊那地域内でタクシーを利用した場合乗車にかかる料金の一部を助成（年間15,000円分） ただし自動車税・軽自動車税の減免を受けている方及び、第1種社会福祉施設に入所されている方は対象外。	
重度心身障害児通院費助成事業（市単独）	特別児童扶養手当1級該当児童	飯伊圏域外の医療機関等に通院、入院等している児童の介護者等の交通費等の一部を助成	交通費 1/2
手話通訳者等派遣事業	重度聴覚障がい者	聴覚障がい者等が社会生活上又は日常生活上必要不可欠な事項でコミュニケーションを円滑にするため、市長が適当と認めた場合、手話通訳者及び要約筆記者を派遣。	
代読奉仕員派遣事業	視覚障がい者	視覚障がい者が家庭生活又は社会生活において円滑な情報処理を行うため、市長が必要と認めた場合、代読奉仕員を派遣。	
地域リハビリ事業（市単独）	医療を終了した障がい者や要介護状態の方	障がい者や要介護状態の方を対象に、福祉課の理学療法士、作業療法士等による施設や在宅における環境調整や介護の助言等を行う。	
療育リハビリ支援（市単独）	障がい児	学校、保育園、療育センターに理学療法士、作業療法士が出向いて生活リハビリ、訓練指導を行う。	
障害者にやさしい住宅改良促進事業	65歳未満で障がい等級が1～6級までの身体障がい者手帳保持者（ただし4～6級手帳保持者は独居者又は常時介護する者がいない者） 前年の所得税額が8万円以下の世帯	障がいの状況に応じ浴室、便所、台所、階段などの整備改善を図るときに補助基準額70万円を上限に補助。（原則1割負担）	
障害者余暇活動支援事業	在宅の障がい者	週末等に障がい者に余暇活動の場の提供や家族支援を行う。 社会福祉法人、NPO法人、非営利の福祉活動を行っている団体等への補助。	
自動車税及び軽自動車税の減免	手帳の種類・障がい者の年齢、等級、車の所有者名義、本人が運転できるか等による。	自動車税、自動車取得税又は軽自動車税が減免される。	

4 専門職の設置

職種	人数	主な業務
理学療法士	1名	・在宅での機能訓練 ・飯田市こども発達センターひまわり、保育園、飯田養護学校での機能訓練の他、障がい児の早期発見・早期療育及び発達相談等 ・障がい者・高齢者施設での機能訓練
手話通訳者	1名	・庁舎窓口での手話通訳 ・庁舎以外公的機関窓口での手話通訳 ・手話通訳者のコーディネート ・要約筆記奉仕員への依頼・通知 ・聴覚障がい者の緊急時対応

5 障害者虐待防止センターの設置

平成24年10月1日「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行に伴い、福祉課障害福祉係に「障害者虐待防止センター」を設置した。

(1) 業務内容

- ・通報・届出の受理
- ・養護者による障がい者虐待の防止及び養護者による障がい者虐待を受けた障がい者の保護のため、障がい者及び養護者に対して相談及び指導並びに助言を行う
- ・障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行う

(2) 令和4年度障がい者虐待の状況

(単位：件)

		養護者による虐待	障がい者福祉施設従事者等による虐待	使用者による虐待
相談・通報・届出件数		3	1	1
事実確認調査件数		2	1	－
虐待と判断した件数		1	1	－
虐待の 類型	身体的虐待	0	0	－
	性的虐待	0	0	－
	心理的虐待	1	1	－
	放棄・放置	0	0	－
	経済的虐待	0	0	－

※虐待の類型は重複する場合がある。

6 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の施行

平成 25 年 4 月 1 日、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）が施行された。これは、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済的自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進することを目的として制定されたものである。

■飯田市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針

（単位：千円）

年度	目標額	実績額
R 1	3,800	3,801
R 2	4,100	4,288
R 3	4,288	5,261
R 4	5,261	4,205
R 5	4,205	

7 障がい者の統計

（1）身体障がい者

① 障がい別等級別障がい者数

（R5.3.31 現在）

障がい			等級	1 級 (人)	2 級 (人)	3 級 (人)	4 級 (人)	5 級 (人)	6 級 (人)	計 (人)	男 (人)	女 (人)	率 (%)
視覚障がい				53	66	19	16	29	24	207	89	118	4.55
聴覚障がい				－	54	77	48	－	370	549	236	313	12.06
ろうあ				0	20	－	－	－	－	20	9	11	0.44
平衡機能障がい				－	－	0	－	1	－	1	1	0	0.02
音声・言語機能障がい				－	－	20	7	－	－	27	20	7	0.59
そしゃく機能障がい				－	－	2	5	－	－	7	4	3	0.15
肢体不自由	上肢	切断		1	3	17	14	20	11	66	54	12	1.45
		機能障がい		33	219	119	99	47	34	551	295	256	12.1
	下肢	切断		0	0	12	17	2	1	32	24	8	0.7
		機能障がい		37	70	367	649	185	67	1375	433	942	30.19
体幹機能障がい				97	146	97	－	55	－	395	206	189	8.67
心臓機能障がい				526	－	158	56	－	－	740	391	349	16.25
腎臓機能障がい				279	－	29	5	－	－	313	215	98	6.87
呼吸器機能障がい				20	－	56	11	－	－	87	60	27	1.91
ぼうこう・直腸機能障がい				2	－	18	151	－	－	171	103	68	3.75
小腸機能障がい				0	－	1	1	－	－	2	1	1	0.04
肝臓機能障がい				5	0	0	1	－	－	6	3	3	0.13
免疫機能障がい				1	0	0	4	－	－	5	5	0	0.11
計				1054	578	992	1084	339	507	4554	2149	2405	100.00
率 (%)				23.14	12.69	21.78	23.8	7.44	11.13	100.0	47.19	52.81	100.00

②年齢別身体障がい者数

(R5. 3. 31 現在)

等級別	1 級 (人)	2 級 (人)	3 級 (人)	4 級 (人)	5 級 (人)	6 級 (人)	計 (人)	男 (人)	女 (人)	備考
0 歳～ 5 歳	2	1	2	1	0	1	7	4	3	19 歳未満 65 人 (1.4%)
6 歳～14 歳	12	7	9	4	2	2	36	18	18	
15 歳～17 歳	4	2	2	0	0	2	10	5	5	
18 歳～19 歳	2	4	2	2	1	1	12	5	7	
20 歳～39 歳	38	25	26	21	6	11	127	60	67	20～59 歳 567 人 (12.5%)
40 歳～49 歳	46	31	28	22	5	8	140	86	54	
50 歳～59 歳	89	49	62	44	32	24	300	171	129	
60 歳～64 歳	55	29	37	43	21	11	196	122	74	60 歳以上 3922 人 (86.1%)
65 歳～74 歳	198	122	146	232	87	53	838	469	369	
75 歳以上	608	308	678	715	185	394	2888	1209	1679	
合 計	1054	578	992	1084	339	507	4554	2149	2405	

(2) 知的障がい者

療育手帳所持者数

(R5. 3. 31 現在)

年齢 区分	18 歳未満			18 歳以上			合計		
	男 (人)	女 (人)	計 (人)	男 (人)	女 (人)	計 (人)	男 (人)	女 (人)	計 (人)
A 1	30 (8)	14 (8)	44 (16)	153 (24)	96 (19)	249 (43)	183 (32)	110 (27)	293 (59)
A 2	0	2	2	3	14	17	3	16	19
B 1	24	16	40	112	95	207	136	111	247
B 2	82	39	121	210	135	345	292	174	466
計	136	71	207	478	340	818	614	411	1025

* () の中には、重症心身障がい児・者を再掲

(3) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数

(R5. 3. 31 現在)

	1 級 (人)	2 級 (人)	3 級 (人)	合計 (人)
男	198	144	36	378
女	196	154	35	385
計	394	298	71	763

8 障がい者福祉施設等

(1) 自立支援介護給付・訓練等事業

(単位：人)

サービス名	延べ利用人員	R5. 3. 31 現在
居宅介護	805	62
同行援護	129	10
行動援護	150	13
ショートステイ	360	22
療養介護	108	9
生活介護	3,543	263
施設入所支援	1,629	137
自立訓練	252	12
グループホーム	1,854	149
就労移行支援	108	7
就労継続支援	3,771	260
就労定着支援	5	1
計画相談	1,457	722
地域移行支援	14	1
地域定着支援	8	0
計	14,188	1,667

(2) 地域生活支援事業

(単位：人)

サービス名	延べ利用人員	R5. 3. 31 現在
地域活動支援センター	1,017	80
移動支援	587	57
訪問入浴	133	11
日中一時支援	333	26
計	2,070	174

(3) 障がい児通所支援事業

(単位：人)

サービス名	延べ利用人員	R5. 3. 31 現在
児童発達支援	356	26
放課後等デイサービス	3,237	240
保育所等訪問支援	18	0
障がい児相談支援	874	305
計	4,485	571

2-5 生活保護関係

■生活保護の動向

飯田市における生活保護の動向をみると、昭和 26 年頃からはほぼ一貫して減少してきたが、平成 4 年頃から保護率は 3 %前後で横ばいとなった後、平成 9 年度からは再び減少に転じ、平成 12 年度には 2.5% にまで減少した。その後、平成 13 年度には経済不況の影響から増加傾向に転じ、その後 3.3%から 3.5% で推移してきた。しかし、平成 20 年秋の世界同時不況後は更に上昇を続け、平成 29 年 12 月に 4.68% となり、その後は 4.4%前後で推移している。令和 5 年 3 月末現在の被保護世帯は 359 世帯、被保護人員が 416 人、保護率は 4.31%となっている。

世帯類型別に見ると、高齢者世帯が 54.5%と全体の半数以上に上り、保護世帯の高齢化が顕著である。他では、母子世帯が 2.5%、障がい者世帯が 16.8%、傷病者世帯が 15.6%、その他世帯が 10.6%となっている。

令和 4 年度における生活相談件数は、延べ 322 件となっており、前年度 382 件に比べ減少しているものの、緊急小口資金の貸付、生活困窮者自立支援金の支給など令和 4 年度で終了した経済支援策の利用者が、最後のセーフティネットである生活保護へ移行するケースも見込まれる。

1 被生活保護世帯の推移及び扶助別支給額

(単位：世帯、人、千円、%)

年度 区分			S40 年度 (1965)	S50 年度 (1975)	S60 年度 (1985)	H 7 年度 (1995)	H17 年度 (2005)	H27 年度 (2015)	R2 年度 (2020)	R4 年度 (2022)
被保護 世帯	実数		396	339	312	235	279	392	384	359
	指数		100	86	79	59	70	99	97	91
被保護 人員	実数		836	544	477	301	338	481	442	416
	指数		100	65	57	36	41	58	53	50
保護率 (%)	実数		10. 5	6. 8	5. 9	2. 9	3. 2	4. 6	4. 5	4. 3
	指数		100	65	56	28	30	44	43	41
保 護 費	生活 扶助	支出額	26, 082	76, 133	124, 349	121, 480	161, 205	201, 889	180, 768	172, 022
		構成比	29. 9	26. 4	25. 1	24. 3	27. 5	30. 5	27. 0	25. 9
	住宅 扶助	支出額	2, 006	4, 549	14, 945	25, 450	43, 439	79, 090	74, 521	74, 020
		構成比	2. 3	1. 6	3. 0	5. 1	7. 4	12. 0	11. 2	11. 1
	教育 扶助	支出額	2, 743	2, 797	4, 892	2, 438	660	2, 493	1, 174	1, 010
		構成比	3. 1	1. 0	1. 0	0. 5	0. 1	0. 3	0. 2	0. 2
	医療 扶助	支出額	51, 952	171, 327	308, 366	291, 136	278, 842	270, 059	295, 714	308, 492
		構成比	59. 5	59. 5	62. 3	58. 3	47. 7	40. 9	44. 2	46. 4
	介護 扶助	支出額	-	-	-	-	17, 005	7, 691	10, 416	11, 584
		構成比	-	-	-	-	2. 9	1. 2	1. 6	1. 8
	出産 扶助	支出額	-	35	-	-	-	423	468	0
		構成比	-	0. 0	-	-	-	0. 1	0. 1	0
	生業 扶助	支出額	334	66	60	-	-	937	675	286
		構成比	0. 4	0. 0	0. 0	-	-	0. 1	0. 1	0. 0
	葬祭 扶助	支出額	119	450	700	318	144	646	1, 236	796
		構成比	0. 1	0. 2	0. 1	0. 1	0. 0	0. 1	0. 2	0. 1
	就労自 立支援	支出額	-	-	-	-	-	-	63	314
		構成比	-	-	-	-	-	-	0. 0	0. 0
	進学準 備給付	支出額	-	-	-	-	-	-	300	0
		構成比	-	-	-	-	-	-	0. 0	0
	小計	支出額	83, 236	255, 357	453, 312	440, 822	501, 295	563, 228	565, 335	568, 524
		構成比	95. 3	88. 7	91. 6	88. 3	85. 6	85. 2	84. 6	85. 5
保護施設事務費 及び委託事務費		支出額	4, 091	32, 647	41, 833	58, 364	84, 168	97, 802	103, 129	96, 230
		構成比	4. 7	11. 3	8. 4	11. 7	14. 4	14. 8	15. 4	14. 5
合計		支出額	87, 327	288, 004	495, 145	499, 186	585, 463	661, 030	668, 464	664, 754
		構成比	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0

2 飯田市保護率の状況（令和5年3月31日現在）

区分 地区	世帯数(A) (R5. 3. 31)	人口(B) (R5. 3. 31)	被保護世帯数 停止中を含む(C)	被保護人員 停止中を含む(D)	保護率(%) (D)／(B)×1,000
橋 北	1,402	2,786	22	23	8.26
橋 南	1,202	2,498	35	37	14.81
羽 場	1,973	4,580	40	41	8.95
丸 山	1,441	3,258	18	22	6.75
東 野	1,310	2,716	20	21	7.73
座 光 寺	1,587	4,166	12	13	3.12
松 尾	5,279	12,710	58	68	5.35
下 久 堅	959	2,637	2	3	1.14
上 久 堅	476	1,182	1	1	1.14
千 代	562	1,485	2	2	1.35
龍 江	1,009	2,595	3	3	1.16
竜 丘	2,606	6,589	6	6	0.91
川 路	773	1,949	5	7	3.59
三 穂	463	1,320	1	1	0.76
山 本	1,714	4,463	17	20	4.48
伊 賀 良	5,640	14,083	25	40	2.84
鼎	5,448	12,996	47	59	4.54
上 郷	5,498	13,033	37	41	3.15
上 村	186	358	2	2	5.59
南 信 濃	623	1,153	6	6	5.20
合 計	40,151	96,557	359	416	4.31

3 標準4人世帯保護基準額（3級地－1）

標準4人世帯：35才男、30才女、9才男、4才女

（単位：円）

年度 扶助別	S 40 (1965)	S 50 (1975)	S 60 (1985)	H 7 (1995)	H17 (2005)	H27 (2015)	R 2 (2020)	R 4 (2022)
生 活 扶 助	14,921	60,880	127,670	167,010	171,770	173,659	155,630	176,010
住 宅 扶 助	1,300	3,400	5,000	26,500	31,800	41,300	41,300	41,300
教 育 扶 助	340	1,040	1,690	2,080	2,150	5,540	7,558	7,700
計	16,561	65,320	134,360	195,590	205,720	220,499	204,488	225,010
1人当たり平均	4,140	16,330	33,590	48,898	51,430	55,125	51,122	56,253
指 数	100	394	811	1,181	1,242	1,332	1,235	1,359

（注）生活扶助は、冬季加算額を含む。

4 被保護世帯分類（厚生労働省被保護者調査による）

年 月 世帯別	S40年7月 (1965)		S50年7月 (1975)		S60年7月 (1985)		H7年7月 (1995)		H17年7月 (2005)		H27年7月 (2015)		R2年7月 (2020)		R4年7月 (2022)	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
高齢者世帯	94	26.5	98	30.3	82	25.7	143	46.7	127	48.1	199	51.8	199	53.5	192	53.8
母子世帯	79	22.3	28	8.7	31	9.7	4	1.3	5	1.9	15	3.9	8	2.2	8	2.2
障がい者世帯	25	7.0	59	18.3	163	51.1	58	19.0	55	20.8	58	15.1	63	16.9	63	17.7
傷病者世帯	-	-	-	-			68	22.2	52	19.7	59	15.4	58	15.6	56	15.7
その他世帯	157	44.2	138	42.7	43	13.5	33	10.8	25	9.5	53	13.8	44	11.8	38	10.6
計	355	100.0	323	100.0	319	100.0	306	100.0	264	100.0	384	100.0	372	100.0	357	100.0

5 令和4年度保護申請・却下・開始・廃止状況（世帯数）

月 区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	1ヶ月 平均
申請	2	5	2	3	4	7	3	3	8	2	5	0	44	3.7
却下	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2	3	0.3
取下げ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
開始	1	4	3	3	2	7	3	3	7	3	5	0	41	3.4
廃止	4	3	4	2	3	4	4	7	4	4	3	5	47	3.9

6 保護の開始・廃止理由

(1) 保護開始

理由 年度	世帯主の疾病	世帯員の疾病	稼働者の死亡・離別・不在	高齢による	稼働収入の減少	年金・仕送りの減少	貯金等の減少・喪失	その他（転入を含む）	合計
H2 (1990)	18	2	-	-	7	-	-	6	33
H12 (2000)	14	1	-	2	3	3	1	7	31
H22 (2010)	17	-	-	2	2	24	20	13	78
R2 (2020)	18	1	3	10	2	4	12	7	57
R4 (2022)	8	-	1	14	13	2	0	4	41

(2) 保護廃止

理由 年度	世帯主の疾病治癒	世帯員の疾病治癒	死亡・失踪	稼働開始収入増加	働き手の転入	年金・仕送りの増加	施設入所	医療費等他法負担	親戚等の引き取り	その他（転出・辞退を含む）	合計
H2 (1990)	-	-	7	13	1	3	3	-	1	7	35
H12 (2000)	-	-	5	4	-	1	8	-	-	5	23
H22 (2010)	-	-	17	21	-	7	8	-	3	18	74
R2 (2020)	-	-	23	2	-	4	4	-	4	14	51
R4 (2022)	-	-	24	10	-	0	5	-	1	7	47

7 行旅病人・浮浪者等の援護状況

年度 項目	S 40 (1965)	S 50 (1975)	S 60 (1985)	H 7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H27 (2015)	R 2 (2020)	R 4 (2022)
来所者数	28	21	28	29	67	33	-	2	2
電車賃等支給件数	26	21	28	28	54	27	-	2	1
食費代支給件数	12	18	17	19	27	6	-	-	-
宿泊代支給件数	4	-	-	1	2	-	-	1	1
行旅死亡人	-	-	-	-	-	-	-	-	0

2-6 生活困窮者自立支援

1 自立相談支援事業

就労に関する問題を中心としながら、生活に困りごとや不安を抱えている方の相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と共に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。

令和4年度における相談支援実績は、下表のとおり。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規相談受付件数	9	17	12	15	14	16	12	14	3	7	6	13	138
プラン作成件数	18	16	20	24	16	15	15	14	1	11	6	14	170
就労支援対象者数	11	12	17	17	10	10	9	14	1	11	4	11	127
就労者数（一般）	14	11	29	15	17	13	19	20	9	18	11	13	189

2 家計改善支援事業

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援する。飯田市が支援決定をする。

令和4年度の支援状況は、下表のとおり。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
支援決定件数	3	2	2	3	0	0	1	0	0	0	1	0	12

■生活就労支援センター

平成27年4月1日の生活困窮者自立支援法の施行により、飯田市生活就労支援センター（まいさぼ飯田）を設置し、自立相談支援事業及び家計改善支援事業を飯田市社会福祉協議会へ業務委託しています。

飯田市生活就労支援センター まいさぼ飯田

所在地：飯田市東栄町 3108 番地 1

電話：0265-49-8830 FAX：0265-49-8692

3 住居確保給付金

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方に対し、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行う。一定の資産収入等に関する要件を満たしている方を対象とし、飯田市が支給決定をする。

令和4年度における支給決定件数は、下表のとおり。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
支給決定件数	10	9	16	12	6	12	9	6	7	7	6	2	102

4 一時生活支援事業

住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行う。一定の資産収入に関する要件を満たしている方を対象とし、飯田市が支援決定をする。

なお、令和4年度の飯田市の支援対象者は0件であった。

5 就労準備支援事業

一般就労に向けた手厚い支援が必要な生活困窮者及び生活保護受給者に対して、就労の前段階として必要な生活習慣の形成、社会的能力の習得、就職活動のための技法等の習得、就労体験の提供等の支援を計画的かつ一貫して実施し、一般就労に向けた基礎的な能力を身につけることにより、安定的な就労につなぎ、経済的困窮から脱却を図ることを目的に実施する。労働者協同組合ワーカーズコープながのに業務委託し、飯田市が支援決定をする。

令和4年度の飯田市の利用者は、定員7名に対し、7名利用。(令和5年3月末日現在)

2-7 住民税非課税世帯等に対する給付金

1 概要

この給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々の生活を支援するため、住民税非課税世帯1世帯当たりに対して国から5万円、住民税均等割のみ課税世帯1世帯当たりに対して長野県から3万円及び国又は長野県の給付金と同様の対象世帯に飯田市から1万円を支給するもので、財源は全額国費で賄われる。

支給の対象は、基準日（令和4年9月30日）時点において住民登録があり、世帯に属する方全員の令和4年度住民税が非課税若しくは均等割のみ課税である世帯又は非課税若しくは均等割のみ課税世帯ではないが、新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当又は均等割のみ課税相当となった「家計急変世帯」も対象となる。

2 非課税世帯等給付金支給状況（令和4年度実績）

(1) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（国・5万円）

区分	支給世帯数	支給額	備考
非課税世帯	7,508 世帯	375,400,000 円	※支給総世帯数（7,552）は市内全世帯数（40,264：令和4年9月末現在）の18.8%に相当。
家計急変世帯	44 世帯	2,200,000 円	
合計	7,552 世帯 ※備考欄参照	377,600,000 円	

(2) 長野県・飯田市生活困窮世帯緊急支援金（県・3万円）

区分	支給世帯数	支給額	備考
均等割のみ課税世帯	2,039 世帯	61,170,000 円	※支給総世帯数（2,039）は市内全世帯数（40,264：令和4年9月末現在）の5.6%に相当。
家計急変世帯	0 世帯	0 円	
合計	2,039 世帯 ※備考欄参照	61,170,000 円	

(3) 飯田市住民税非課税世帯等に対する生活応援給付金（市・1万円）

区分	支給世帯数	支給額	備考
非課税世帯又は均等割のみ課税世帯	10,227 世帯	102,270,000 円	※支給総世帯数（10,271）は市内全世帯数（40,264：令和4年9月末現在）の25.5%に相当。
家計急変世帯	44 世帯	440,000 円	
合計	10,271 世帯 ※備考欄参照	102,710,000 円	

2-8 福祉企業センター

福祉企業センターは、社会福祉法第2条第2項第7号に規定する社会福祉事業の授産施設であり、身体に障がいをお持ちの方や精神上的理由、または、家庭の事情等で就労などが困難な方に就労の場を提供し、将来的には一般就労を目指していただくことを目的としている。

市内には6箇所の福祉企業センターがある。

	今宮 福祉企業 センター	上久堅 福祉企業 センター	鼎 福祉企業 センター	上郷 福祉企業 センター	上村 福祉企業 センター	南信濃 福祉企業 センター
開設年月日	S37. 4. 1	S36. 6. 1	S29. 12. 1	S37. 8. 1	S38. 10. 12	S38. 10. 20
分場	—	—	—	—	程野(休所) 中郷	—
定員	30 名	20 名	30 名	30 名	15 名	20 名
利用者数	20 名	15 名	24 名	16 名	7 名	13 名
(内訳)						
身体障がい者	2 名	-名	2 名	1 名	1 名	1 名
知的障がい者	7 名	2 名	9 名	4 名	2 名	- 名
精神障がい者	3 名	- 名	2 名	3 名	- 名	2 名
高齢者	4 名	7 名	6 名	5 名	4 名	6 名
その他	4 名	6 名	5 名	3 名	- 名	4 名
作業内容	菓子箱折・袋詰 電子部品仕切組立 茶箱折 瓶蓋シール圧着 熊手制作 基板絶縁 自動車部品の検品 正月飾りしめ縄組立 換気扇部品組立	水引 正月飾り 木工 破魔矢・熊手制作 菓子詰 ごみ袋証紙貼り 自動車用ハーネス組立	抵抗器台座取付 換気扇部品組立 菓子・漬物箱詰・箱折 ごみ袋証紙貼り 圧力計プレス加工 水引 のし袋	菓子箱折・袋詰・シール貼 自動車用ハーネス組立 水引・金封・正月飾り 瓦屋根軒先部品組立 野球関連グッズ加工 モーターコイル用ボビン清掃	クラフトギフト袋縫製・菓子箱詰・箱折・反物の裁断 正月飾り手直し	菓子箱詰・箱折 工芸品 圧力計プレス加工
販売高(円)	6,558,467	2,975,622	9,085,127	5,721,520	2,290,992	4,724,890
工賃(円)	6,460,524	2,830,182	8,646,473	5,631,966	2,037,329	4,655,469

※利用者数：令和4年度末現在の利用者数

※販売高：令和4年度受託事業収入

※工賃：令和4年度支払工賃総額

3 子育て支援課

3-1 児童福祉関係

1 保育所等の数及び利用定員の推移

令和5年4月1日現在の認可保育所は6か所（施設数は7か所）、幼保連携型認定こども園は8園、保育所型認定こども園は25園（施設数は26カ所）、地方裁量型認定こども園は1園、事業所内保育所は3園、家庭的保育事業施設は1園である。

少子化の影響により、全体的に入所児童数は減少傾向であるが、3歳未満児保育のニーズは依然高い状況である。

施設数及び利用定員

区分 年度	公 立		私 立		計	
	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)
R 1	16	1,345	28	2,761	44	4,106
R 2	16	1,345	28	2,776	44	4,121
R 3	16	1,345	29	2,796	45	4,141
R 4	16	1,125	30	2,801	46	3,926
R 5	16	1,125	30	2,744	46	3,869

*施設数に分園を含む。

*令和5年4月に、民間保育所2園が幼保連携型認定こども園に、民間保育所8園が保育所型認定こども園に移行。一部の園で定員についても見直しを行った。

※さらに私立保育所1園、幼保連携型認定こども園2園で定員を減少。幼保連携型認定こども園1園で定員を増加した。

2 年齢別保育所・認定こども園入所状況

(令和5年4月1日現在)

園 名	飯田市入所児童							他市 町村	自由 契約	合計	利用 定員
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				
丸山保育園				2	4	5	11	0	0	11	20
座光寺保育園	2	10	7	18	16	25	78	0	0	78	110
松尾東保育園		11	12	18	22	18	81	0	0	81	115
下久堅保育園		5	11	9	13	19	57	0	0	57	90
上久堅保育園				2	5	2	9	0	0	9	20
龍江保育園		5	10	10	11	14	50	0	0	50	80
竜丘保育園				9	20	15	44	0	0	44	60
川路保育園				12	16	15	43	0	0	43	45
三穂保育園		4	5	9	8	8	34	0	0	34	45
山本保育園		3	3	8	11	7	32	0	0	32	70
中村保育園		5	12	6	16	25	64	0	0	64	90
殿岡保育園		3	13	7	18	13	54	0	0	54	90
鼎みつば保育園	3	11	13	24	19	35	105	0	0	105	150
上郷西保育園		5	8	19	14	21	67	0	0	67	100
上村保育園	0	1	1	0	2	1	5	0	0	5	20
和田保育園	0	0	0	1	1	1	3	0	0	3	20
公立計	5	63	95	154	196	224	737	0	0	737	1,125
あふち保育園	0	0	0	1	0	0	1			1	
松川保育園	0	0	0	1	0	0	1			1	

山吹保育園	0	1	0	0	1	0	2			2	
下市田保育園	0	0	0	0	0	1	1			1	
新野保育園	0	0	1	0	0	0	1			1	
下條保育園	0	0	0	1	0	0	1			1	
わかばこども園	0	0	0	0	1	1	2			2	
市外公立委託計	0	1	1	3	2	2	9			9	

園 名	飯田市入所児童							他市町村	自由契約	合計	利用定員
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				
飯田子供の園保育園	2	8	9	6	7	6	38	2	0	40	50
時又保育園	2	14	11	21	25	18	91	0	0	91	90
慈光保育園	2	7	7	8	7	6	37	0	0	37	50
さくら保育園	1	12	8	10	9	15	55	1	0	56	60
さくら保育園久米分園		0	2	1	1	3	7	0	0	7	20
あすなろ保育園	5	11	11	4			31	0	0	31	30
慈光松尾保育園	9	30	34	49	48	41	211	0	0	211	250
私立保育園計	21	82	82	99	97	89	470	3	0	473	550
飯田仏教保育園	1	32	26	22	35	39	155	2	0	157	230
飯田中央保育園	3	20	14	19	18	18	92	5	0	97	135
風越こども未来園	0	10	10	23	15	18	76	3	0	79	147
伊賀良保育園	5	19	26	32	30	33	145	1	0	146	150
育良保育園	3	14	16	21	15	20	89	1	0	90	120
羽場こども未来園	1	7	12	17	14	11	62	1	0	63	76
明星保育園	5	21	20	31	25	31	133	0	0	133	120
高松保育園	0	8	13	9	9	12	51	0	0	51	50
千代保育園	1	7	5	4	5	8	30	0	0	30	45
千代保育園千栄分園	0	0	0	1	7	2	10	0	0	10	15
上郷なかよし保育園	4	35	28	33	32	33	165	8	0	173	210
鼎あかり保育園	4	24	28	39	32	42	169	1	0	170	150
慈光幼稚園	3	7	23	39	37	37	146	4	1	151	180
飯田ルーテル幼稚園		0	5	13	8	13	39	2	0	41	66
聖クララ幼稚園		15	22	26	41	34	138	3	0	141	135
入舟幼稚園・入舟保育園	0	9	10	22	23	28	92	4	0	96	105
勅使河原学園	1	12	13	20	30	22	98	10	0	108	125
ビバ・チャイルド	4	6	6	13	3	4	36	1	0	37	45
野あそび保育みつけ		1	7	2	3	5	18	8	0	26	25
私立認定こども園計	35	247	284	386	382	410	1744	54	1	1799	2114
保育室コッコロ	0	2	2				4	0	0	4	10
輝山会記念病院事業所内保育所 八重のさくら保育園	0	6	1				7	3	0	10	40
川路おむすび保育園	0	4	6				10	1	0	11	10
私立事業所内保育所計	0	12	9				21	4	0	25	60
自然保育のつばら			3				3	0	0	3	5
家庭的保育事業計			3				3	0	0	3	5

市内私立計	56	341	378	485	479	499	2238	61	1	2,300	2729
ちくまの森保育園	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	
ぱどま	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	
高森あかり保育園	0	1	2	0	1	1	5	0	0	5	
市外私立委託計	0	1	3	1	1	1	7	0	0	7	
市内施設合計	61	404	473	639	675	722	2,975	68	0	3,037	3,926
認可計	61	406	477	643	678	725	2,991	68	0	3,053	

3 幼児教育・保育の無償化

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3歳児クラスから5歳児クラスの子ども及び住民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもを対象に、令和元年10月1日から保育園・認定こども園等の利用料が無償化された。

	認可保育園・認定こども園・地域型保育事業等	認定こども園		認可外保育施設等
		1号認定	預かり保育	
			新2号・新3号	
3～5歳児クラス	無償化	無償化	上限月額 11,300円	上限月額 37,000円
満3歳児	—	無償化	上限月額 16,300円 (非課税世帯のみ)	—
住民税非課税世帯 0～2歳児クラス	無償化	—	—	上限月額 42,000円

※新2号・新3号：保育の必要性の認定が必要。

※認可外保育施設等：届出済認可保育施設、一時預かり保育、ファミリーサポートセンター、病児保育

4 副食費の免除

給食費のうち、おかず・おやつなどの副食費は、保育料に含まれている額（認定こども園1号認定以外）であったが、保育料無償化に合わせて、実費負担となった。

低所得世帯への配慮として、市民税所得割額が一定額未満の世帯の副食費は免除となっている。市独自の取り組みとして、18歳未満の兄・姉が2人以上いる1号認定・2号認定の子どもについて世帯の市民税所得割額に関係なく副食費が免除となっている。

1号認定(満3歳以上・教育区分)

世帯	18歳未満の兄・姉から数えて		
	第1子	第2子	第3子以降
市民税所得割額 77,101円未満世帯	副食費免除		
市民税所得割額 77,101円以上世帯	実費徴収		

2号認定(4月1日時点で満3歳以上・保育区分)

世帯	18歳未満の兄・姉から数えて		
	第1子	第2子	第3子以降
市民税所得割額 57,700円未満世帯 (ひとり親・障がい世帯については77,101円未満)	副食費免除		
市民税所得割額 57,700円以上世帯	実費徴収		

3-2 令和4年度第二期子育て応援プランの進捗状況

☆基本目標1 子ども子育て支援の推進

①教育・保育事業の充実

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和4年度	担当課等
				実施状況	
教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の展開に記載				教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の展開に記載	子育て支援課 生涯学習・スポーツ課 公民館 学校教育課

②在宅育児応援サービスを拡充

事業名	事業内容	現状 (平成 30 年度)	事業規模 (令和6年度)	令和4年度	担当課等
				実施状況	
教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の展開に記載				教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の展開に記載	子育て支援課 生涯学習・スポーツ課 公民館 学校教育課

③児童虐待防止対策を推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和4年度	担当課等
				実施状況	
子ども・子育て支援事業	子育てに関する相談対応や切れ目ない支援体制をさらに進めるため、福祉、保健、医療など関係機関がさらに連携し、市民と協働して取り組む子育て支援を進めます。	○子育て支援ネットワーク協議会(児童虐待防止ネットワーク)において、庁内関係部署及び外部関係機関との連携・協働を行っている。 子ども家庭応援センター相談対応件数 1,205件 ○発達支援事業において、一貫した包括的な支援のため、庁内関係部署及び外部関係機関との連携・協働を行っている。 ○発達支援巡回指導機能の充実	○飯田市子ども家庭応援センターによる、市役所庁内及び関係機関との連携・協働体制のさらなる強化、相談・支援体制の整備 ○子ども家庭応援センター 相談対応件数 1,500件	○子育て支援ネットワーク協議会運営として、代表者会議1回、実務者会議を年4回、個別ケース会議を随時開催することで児童の安全管理とケース進行管理を行いました。児童虐待相談件数は84件。 ○飯田市子ども家庭応援センターを運営し、子育て家庭が孤立せず安心して子育てができるよう関係機関との連携を図り、寄り添いながら子育てを応援する体制づくりに努めました。育成相談件数 211件。 ○保育所、認定こども園に専門職が巡回訪問し、発達支援と保護者への支援に関するアドバイスを実施しました。106 ケースに対してのべ 129 回相談を実施しました。	こども家庭課
	市民参加による活動を地域に広げるため、子育て家庭に関連する各種計画の実現に向け市民・行政が協働して取り組みます。	○次世代育成支援ワーキンググループ 「みんなで子育て応援サポーター会議」 サポーター数 10 人	○次世代育成支援ワーキンググループ 「みんなで子育て応援サポーター会議」 サポーター数 15 人	○応援サポーター数8人 ○みんなで子育て応援サポーター会議により、子育て応援情報誌「みんなで子育てナビ」「いいだパパナビ」「まごナビ」を発行し、「子育てナビ」「パパナビ」は母子健康手帳交付時に、「まごナビ」は2カ月健診時に配布しました。 ○「ながのパパ手帳」を替え、飯田市独自発行の「いいだパパナビ」を製作しました。	子育て支援課

	通訳等母語支援が必要な外国籍児童・保護者に対し、必要に応じて文書の翻訳や通訳者の派遣などの支援をします。併せて通訳者の派遣のみに依存しないコミュニケーション(「やさしい日本語」や多言語翻訳機器の活用等)についても研究します。	○外国籍児童共生支援員(サポーター)5人	○継続実施	○外国籍児童生徒共生支援員(サポーター)6人(中国語2、ポルトガル語2、タガログ語2)を配置、学校へ派遣し、文書の翻訳や学習言語の通訳等の支援をしました。 ○日本語指導者4名を配置、学校へ派遣し、日本語の指導が必要な児童生徒の学習を支援しました。 ○日本語支援が必要な児童生徒が多く在籍する小中学校へ外国籍児童・生徒共生支援員を配置しました。 ○母語支援対象の児童、保護者に対して、市からの文書等を翻訳し、配布しました。また、市役所職員を対象にした「やさしい日本語ハンドブック」の活用等で、「やさしい日本語」による対応に努めました。	学校教育課 共生・協働推進課
子育て支援ネットワーク事業	児童虐待防止、要保護児童等支援のため、飯田市子育て支援ネットワーク協議会(要保護児童対策地域協議会)に参画する福祉、保健、医療、教育、警察など子育て支援関係機関の一層の連携を推進します。また、関係機関との相談体制の強化及び適切なアセスメントの確保、資質の向上を図るため講習会等へ参加し積極的な子育て技術の伝承について取り組みます。	○飯田市子育て支援ネットワーク協議会(児童虐待ネットワーク)実務者会議・研修会8回	○継続実施	○子育て支援ネットワーク協議会の調整機関として、相談内容に沿った対応により迅速に支援体制を整え、児童虐待の防止及び抑止につなげることに努めました。 新規相談受付件数: 479 件 虐待受付件数: 84 件 実務者会議・研修会: 4 回	こども家庭課
未就園児等の把握事業	未就園で乳幼児健診未受診者について、関係機関との連携により居住実態を把握するなど、児童虐待等の発生の防止に努めます。			○令和4年10月1日時点で当市に住所登録している0～12歳のうち、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児の状況確認について調査した結果、状況確認できない児はいませんでした。	こども家庭課
児童虐待防止の啓発事業	保護者、祖父母世代、新米パパママ、各健診学級等において、それぞれを対象とした児童虐待予防についての啓発活動に取り組みます。また、児童虐待防止推進月間及びながの子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレーの実施等において、関係機関や各団体と連携し広報・啓発活動等に努めます。			○11月の児童虐待防止推進月間に市内保育園、小中学校や医療機関等へのポスター掲示依頼と認定こども園等へリーフレットを配布しました。 ○保健課乳幼児健診(12か月児健診・2歳児相談)で『愛の鞭ゼロ作戦』パンフレットを配布しました。	こども家庭課

☆基本目標2 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進

① 結婚・出産・子育ての希望に寄り添う相談・支援体制の推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和4年度	担当課等
				実施状況	
結婚相談支援事業	結婚を希望する独身、未婚者に向け結婚や結婚後の生活等について考えるセミナーや出会いの場の設定に取り組みます。また、子どもの結婚を望む保護者に向けて具体的な支援方法についての情報提供、移住・定住者に向けての活動を展開します。	○イベント28回開催、結婚相談登録210名、結婚成立15名	○イベント31回開催、結婚相談登録230名、結婚成立17名	○社会福祉協議会へ結婚支援アドバイザーを設置しました。結婚相談登録149名、イベント21回開催、延べ213名参加(地区開催含む) ○カップル成立79組、結婚成立5人 ○コロナ禍ではあったが、県と連携したマッチングシステムへの参加やイベント開催で出会いの機会を作りました。	子育て支援課
母子健康手帳交付事業	妊産婦及び乳幼児の健康保持増進のため、健康に関する情報を管理する母子健康手帳は、母子保健コーディネーター(保健師)との面接を行いながら交付します。面接時に全妊婦の支援プランを作成、定期アセスメント会議を実施します。また母子保健コーディネーターは相談、妊婦健診、産後2週間、1か月産婦健診などを通じ、必要に応じて関係機関と情報共有しながら妊産婦への早期支援に取り組みます。	○母子保健コーディネーター面接妊婦数814人、アセスメント開催回数73回 ○産婦健診受診者326人、延べ573件	○母子保健コーディネーター面接妊婦数680、アセスメント開催回数85回 ○産婦健診受診者667人、延べ1,267件	○母子保健コーディネーター面接妊婦数700人、アセスメント開催回数84回 ○産婦健診受診者延べ1,199件 母子保健コーディネーターが、子育て応援アンケートを用いて妊娠届時に全妊婦の面接相談を実施し、より細やかに妊婦の不安や悩みを聞き取り、支援に繋げました。また、全妊婦へ「赤ちゃんを迎えるための準備」(支援プラン)を作成し、出産までの見通しが持てるよう支援しました。令和4年度からは第1子の妊婦に対し、妊娠期から授乳期の栄養について説明を行い、母子が健やかに過ごせるよう指導内容を充実させました。子育て支援課、周産期センターと定期的に連携会議を実施し、安心して出産が迎えられるよう相談体制を整えています。	保健課
安心して出産できる体制づくり事業	地域内での出産は地域内で可能となるよう、市立病院と地域内健診機関との間で地域周産期システムを運用し、これまで以上に連携を強化するほか、院内助産の体制を充実させるなど、安心して出産できる体制づくりを進めます。また、医師確保に向けて関係機関と調整し継続的に取り組みます。	○分娩は市立病院を含め2施設で、妊婦健診は地域内の産婦人科診療所も行うなど、連携協力して安心して出産できる環境を維持。 ○、市立病院と地域内健診機関との間で地域周産期システムの運用を開始。	○継続して安心して子どもが産める体制を整える。	○産科電子カルテ連携システムに参加する全医療施設での運用ができるようになり、さらに安全な医療の提供が可能となりました。 ○助産師外来3,963件/年、異常等537件/年は医師診察につなげました。院内助産は全分娩967件中691件が対象で、うち495件(完遂率71.6%)でした。 ○市立病院と地域内健診機関との間で地域周産期システムを運用しています。また、健診・分娩体制の選択ができるよう情報提供を行いました。	市立病院

産後ケア事業	産後の心身ともに不安定になりやすい時期に、家族等から産後の支援を受けられない、育児不安が強いなど、支援を必要とする方を対象に、助産師による相談や宿泊しての助産師支援を実施し心身の安定を図り育児不安を早期に軽減します。また母子保健コーディネーターにより、母子手帳交付時に全妊婦と面談を行い、支援プランを作成し安心して出産が迎えられるよう相談体制をさらに充実させます。	○助産師相談件数 546 件	○助産師相談件数 450 件	○助産師相談件数 通所型 346 件、宿泊型 22 件 ○家事育児支援助成件数 162 件 心身ともに不安定になりやすい産後に、家族等からの支援を受けられない、育児不安が強いなど、支援を必要とする方を対象に産後サポート事業として行っています。特に宿泊型は昨年より急増しており、需要が増えていることがうかがえます。	保健課
乳児家庭全訪問事業	生後2か月頃に全乳幼児を対象に保健師が訪問指導を実施し、乳児の発育状況を把握し、保護者の相談に応じることで育児不安の軽減に努め、支援が必要な家庭に対しては関係機関につなげるなど適切な支援を行います。	○訪問件数 751 人、 訪問実施率 98.9%	○訪問件数 667 人、 訪問実施率 100%	○訪問児数 638 人、訪問 実施率 98.8% 乳児の発育状況及び育児環境を確認しました。また、産後うつ質問票により、母の心の状態を把握しその後のフォロー、育児支援につなげました。主な未実施理由は入院、里帰りによるものです。	保健課
乳幼児健康診 査等事業	地域健康ケア計画を推進する中で、乳幼児の健診・相談(4か月児健診、7か月児相談、12か月児相談、1歳6か月健診、2歳児相談、3歳児健診)においては、心身の発育の状況の確認及び適切な指導等を行い、乳幼児の健康の保持及び増進を図り、必要に応じて専門相談の継続へとつなげます。健診・相談は対象人数を適正にし、きめ細やかな対応に取り組めます。	○乳幼児健診受診率 96.4%	○乳幼児健診受診率 100%	○乳幼児健診受診率 98.3% 1 回あたりの受診者数を減らし、きめ細やかな相談ができる体制を整えました。また、感染レベルに準じて、受付時間を区切つての呼び出しやスタッフを増員するなど感染対策を徹底しました。必要に応じて電話・来所相談や専門機関につなげ、継続した支援を行いました。	保健課
	遊びの広場では対象者についての整理や基準を設け適切な支援を実施します。	○遊びの広場の実施 12 回	○継続実施	○集団実施9回、個別対応3回 母の育児不安の解消や児の発達支援のため、ふれあい遊びや個別相談を実施しました。集団でのあそびを通じて発達を促す目的もあるため、コロナ禍でもなるべく教室形式で開催できるよう、会場を変更して実施しました。	

②子育ての学び合いの推進

事業名	事業内容	現状 (平成 30 年度)	事業規模 (令和6年度)	令和4年度	担当課等
				実施状況	
乳幼児学級、 乳幼児教育支援事業	保護者の子育て学習の場として乳幼児学級をすべての地区で実施します。乳幼児を持つ保護者や、転入したばかりの家庭などが「孤独な子育て」に陥らないよう、保健師の家庭訪問や公民館広報などで周知を行い、乳幼児学級の機会を通じて子育て家庭同士の交流を深めま			○参加延人数 4,139 人、 実組数 702 組 コロナ感染症の影響で中止とした時期もありましたが、会場、内容の変更や参加組数が多い場合はグループを分けて実施するなどの工夫を行い、感染防止対策を講じてできる限り開催しました。	保健課

	す。また、子育てサークルやネットワークの活動に対する支援を行います。			○父親対象の育児学級、また父親に限らず祖父母等他の家族を対象としたファミリー学級などの教室を各地区で29回開催しました。	
パパママ教室事業	妊婦の不安を軽減し安心して出産育児を迎えられるようパパママ教室を開催します。また、妊婦とその家族が協力して子育てを行えるよう、母子手帳交付時に対象者への周知を図るとともに、受講しやすい日程での開催や魅力ある内容にします。夫をはじめ家族の協力により支え合う子育てを実現するため家族の健康教育に取り組めます。	○参加延人数 364人、うち夫や家族の数 110人	○参加延人数 300人、うち夫や家族の数 100人	○参加延人数 639人、うち父親や祖父母の数 316人 母子手帳交付時にパパママ教室の紹介を行いました。感染予防の観点で1回/20回中止しましたが、二部制を導入するなど工夫して実施しました。参加者からは2人で子育てについて考える機会が持てたとの感想を多くいただきました。感染症が小康期となったこともあり、参加希望者も多く、父親の参加割合も増加しました。	保健課
母子保健学習事業	中学生を対象に、乳幼児とのふれあい体験授業や母子保健学習を通し、自分の命を大切することと身近な人を思いやる気持ちを育てる機会をつくります。また高校生に対しては、小さな子どもと接する機会を拡大していけるようにします。	○高校実施数4校	○中学実施数全学校、高校実施数5校	○新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施できませんでした。 ○妊婦体験シュミレーター、沐浴人形の貸し出しを行いました。 上郷小学校、竜峡中学校、OIDE長姫高校、飯田女子高校、風越高校、下伊那農業高校	保健課

☆基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

①いいだ型自然保育の推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和4年度 実施状況	担当課等
いいだ型自然保育事業の推進事業	本市には、「地域の子どもは、地域で守り育てる」という住民意識が息づいています。保育所や認定こども園では、地域密着型の自然体験・食農体験・地域行事などに積極的に取り組みながら、生きる力の基礎となる豊かな感性や表現力を育みます。			○和田保育PRのためのデジタル広告(YouTube5秒CM)を制作しました。	子育て支援課

②環境教育の推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和4年度 実施状況	担当課等
環境教育の推進事業	幼少期から物を大切にすることや資源を大切にすることを学ぶため、リサイクル活動(野菜くずの堆肥作り、ごみ分別)を行います。子どもたちだけでなく、保護者も一緒になって取り組むことにより環境教育の充実を図ります。			○生ごみ処理機を使用した堆肥づくりを実施しました。	子育て支援課

③コミュニティスクールの推進

事業名	事業内容	現状 (平成 30 年度)	事業規模 (令和6年度)	令和4年度	担当課等
				実施状況	
幼保小連携の 推進事業	幼児期から義務教育期 への円滑な接続が行われ るよう、幼児教育と初等教 育の指導者が連携し、早 い段階から子どもの状況 把握に努めます。「飯田市 育ちと学びのリーフレット」 を作成・配布し、保護者が 活用することで就学への 不安感を和らげます。保 育所・認定こども園・小学 校はお互いに連携し、幼 児教育・初等教育の理念 や内容について相互理解 を深めるため、情報交換 会や合同職員会の開催、 幼保小連携推進部会の設 置に向けて取り組みます。			○継続実施 ○幼保小連携推進委員会 を開催し、子どもたちを取 り巻く現状等を共有し、幼 保小の円滑で効果的な接 続、リーフレットの活用、引 継ぎシートの活用開始に 向けた検討等を通じて、途 切れのない発達支援のあ り方等について検討した。 ○小中連携・一貫教育推 進に関わる、各中学校区 で実施されている合同職 員会・研修会等への有志 幼保教職員が参加しまし た。 ○市内の保育所、認定こ ども園、小学校における具 体的な取組を広報するた めに作成された、「幼稚 園・保育園年中(年長)保 護者向け啓発リーフレット」 を、市内の全ての年長園 児家庭及び小学校1年担 任に配布しました。	学校教育課 こども家庭課 【幼保小担当】
コミュニティス クール推進事業	地域住民の方々に、子 どもの教育や学校運営に ついて協議いただくなど、 学校と地域がこんな子ども を育てたいという、目指す 子どもの姿や願いを共有 しながら、地域と学校が一 体となって子どもを育てる 持続可能な取り組みを、 関係機関と協力しながらさ らに推進します。			○継続実施 ○各校の学校運営協議会 において、学校、地域、保 護者等が目指す子ども像 やその実現に向けた取組 等について共有し、相互 に連携しながら取り組ん でいます。	学校教育課
飯田型キャリア 教育推進事業	リニア時代の主役となる 子どもたちが、変化の激し いこれからの時代にあっ て、確かな学力・基礎的体 力・自己肯定感・課題解決 の力を備え、グローバルな 視野とふるさとへの慈しみ をあわせもち、飯田に心根 をおいて地球規模で交 流・活躍・貢献しながら生 き抜く力を獲得するための 教育を、学校、家庭、地 域、行政の協働で進めま す。	○小中一貫キャリア教 育の推進 小学校 19 校、中学 校9校	○継続実施	○小学校 19 校、中学校 9 校で実施しました。	学校教育課
子ども読書活動 推進事業	乳幼児期、学童期に読 書の楽しさや知識を習得 する喜びを体感すること は、子どもの心の成長にと って大切と考えられます。 図書館では子どもの読書 体験を促すため発達段階 に応じた取り組みを実施し ます。乳児期では7か月児 相談での絵本プレゼント、 幼児期では保育所との連 携により家庭に本を貸し出 す取り組みを行い、親子 読書の推進を図ります。			○「はじめまして絵本」プレ ゼント事業(7か月児)を 48 回 664 名(対象者の 99.1%)に実施しました。 ○「おともだち絵本」プレ ゼント事業(4歳児)を 767 名 (対象者の 100%)に実施 した。 ○上記 2 事業に対して保 護者へのアンケートを取り 効果を検証しました。今後 もプレゼントを継続しま す。 ○保育所等への団体貸出	中央図書館

	さらに学童期では図書館と学校・地域が協力し、子どもの読書習慣の定着や、情報を収集し活用する力の育成に取り組みます。			を実施しました。家庭への絵本持ち帰り実施園数は30園でした。 ○小中学校図書館担当者と共同で学年別おすすめ図書リスト5年生を作成し、1～5年生に配布しました。令和5年度は6年生を作成します。 ○年代に応じた読書推進の取り組みを継続します。	
--	---	--	--	---	--

④放課後子どもプランの推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和4年度	担当課等
				実施状況	
放課後子ども教室運営事業	地域と行政が協力して、学校開放の取り組みや学校施設の有効利用とあわせ運営事業を充実させます。高齢者と子どもたちをつなぐ交流促進の場となっていることから、地域の方々が持つ知識や技術を子どもたちに伝え、地域で子どもを育む活動への参加を促します。このためコーディネーターやボランティアスタッフの育成に取り組みます。また、子どもに関わる機会を増やすことで、地域で青少年を見守る大人の子育て意識の醸成に努めます。			○丸山、竜丘、下久堅、追手町、座光寺の5か所で実施しました。	学校教育課

⑤食育活動の推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和4年度	担当課等
				実施状況	
食育の推進事業	朝食欠食率の減少を目指し若い世代・働き盛り世代を中心に朝食を食べることの大切さを伝えていきます。また、食品ロス削減に関する情報提供や啓発活動など、環境を意識しつつ多様な暮らしに対応した望ましい食生活実現のため、市民の方が主体的に取り組める食育を推進します。食農体験は園や学校と協議を進める中で、各地区農業振興会議やJA等関係機関と連携を図りながら引き続き推進していきます。 公立保育園及び小中学校における「主要野菜」については、飯田市食育推進計画により数値目標を掲げ、地元農産物の利用率を高めます。また、公立保育園では地元で採れる「旬の果物」については、すべて地元農産物を利用します。	○朝食夕食を家族と一緒に食べる共食率 朝食 56%、夕食 62%	○朝食夕食を家族と一緒に食べる共食率 朝食 61%、夕食 65%	○6月の食育月間に合わせ共食の大切さについて啓発活動を行いました。(広報いいだ記事掲載、本庁舎の市民ギャラリーへのポスター展示、本庁舎駐車場フェンスへ横断幕掲示、各公民館・自治振興センター・市内店舗へポスター展示) ○小学生とその家族を対象に、一緒に食事を作り食べることを楽しむ共食の機会として「オンラインでファミリークッキング！」を1回開催しました。 ○市民意識調査の「朝食と夕食を家族と一緒に食べる共食率」については、朝食 54.6%、夕食 69.9%で、朝食値が30年度より低かった。	保健課
		○公共の教育施設における、主要野菜10品目における年間を通じた地元農産物利用率 学校 42%、保育園 45%	○公共の教育施設における、主要野菜10品目における年間を通じた地元農産物利用率 学校 46%、保育園 48%	○公共の教育施設における、主要野菜10品目の年間を通じた地元農産物利用率: 学校 48.3%、保育園 46.1% ○市田柿活性化推進協議会と連携し、市内の親子	農業課 学校教育課 子育て支援課

				対象に「市田柿親子料理教室」を実施しました。 ○飯田市農業振興センターに「環境に配慮した農業研究プロジェクト」を立上げ、学校、保育園給食の地元産率向上のための検討を行いました。	
		○離乳食講座の実施 24 回	○継続実施	○全 24 回感染対策を行いながら実施できました。基本的に栄養士によるデモと離乳食の話、個別相談を実施しました。感染レベルに応じて試食を4回実施しましたが、調理実習はできませんでした。	保健課

☆基本目標4 職業生活と家庭生活との両立の推進

① 夫婦が、お互いを尊重し合いながら子育てと仕事を両立する働き方を提唱

事業名	事業内容	現状 (平成 30 年度)	事業規模 (令和6年度)	令和4年度 実施状況	担当課等
「みんなで子育てナビ」 「いいだパパナビ」の 編集・発行事業	妊娠期から主に就学前までの情報を掲載した、子育て応援情報誌「みんなで子育てナビ」、新米パパ向け情報誌「いいだパパナビ」を編集し、母子健康手帳交付時や転入時に配布します。編集委員は、子育て世代の飯田市民から公募し子育て当事者の視点から「子育てに欲しい地域情報」を自由に議論し作成していただきます。「みんなで子育てナビ」は飯田市ホームページ(飯田市子育てネット)と連動し、パソコンやスマートフォンで閲覧できるようになっています。	○「みんなで子育てナビ」発行部数 1,300 部 ○「いいだパパナビ」発行部数 1,000 部	○「みんなで子育てナビ」発行部数 800 部 ○「いいだパパナビ」発行部数 800 部	○みんなで子育て応援サポーター会議により、作成した子育て応援情報誌「みんなで子育てナビ」1,300 部発行しました。 ○「ながのパパ手帳」に替え、当市独自の子育て情報を充実させて「いいだパパナビ」を 800 部発行しました。	子育て支援課
「孫ナビ」の編集・発行事業	「孫ナビ」は、祖父母向けの子育て情報誌です。昔と違う今どきの子育ての情報をわかりやすく説明します。	－	○「孫ナビ」発行部数 1,600 部	○いいだパパナビの内容見直しに合わせ、まごナビの記載内容を点検しました。	子育て支援課
ながの子育て家庭優待パスポート事業	18 歳未満の子どもがいる世帯の方や妊娠中の方が、協賛店で「ながの子育て家庭優待パスポート」を提示すると、子育てにやさしい設備の提供や割引・優待などのサービスを受けられる制度です。(長野県事業)子育て中の親子が、気兼ねなく外出することができるとともに、地域全体で子育てを応援することを推進します。本市では市内協賛店の拡大に向け、長野県に協力するとともにパスポートの配布事務を担当します。	○ながの子育て家庭優待パスポート協賛店舗数 233 件	○ながの子育て家庭優待パスポート協賛店舗数 250 件	○協賛店舗 239 店(4 年度末 時点) ○市内協賛店の拡大に向け、長野県に協力して協賛店の更新作業を行い、新規および再交付のパスポートの配布事務を行いました。	子育て支援課
休日保育事業			○継続実施		子育て支援課

	仕事などの都合により、日曜や祝日に家庭で保育ができないときに保育所で一時的な預かりを実施します。	○実施園1か所(飯田中央保育園)		○実施園1か所(飯田中央保育園)	
--	--	------------------	--	------------------	--

②介護と子育ての両立のための相談支援を推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和4年度	担当課等
				実施状況	
ダブルケアの相談窓口事業	近年、晩婚化等を背景に子育てと親の介護を同時に引き受ける、育児と介護のダブルケアが指摘されています。ダブルケアを行っている人数や割合、問題や社会的支援の必要性の把握に努め、ダブルケアに対応した相談窓口などの体制整備に取り組めます。	○ダブルケア相談窓口の設置1か所	○継続実施	○複雑・複合化した相談に対応する「福祉まるごと相談窓口」を広報することにより、相談しやすい体制を整備しました。また、既存の相談支援機関との連携が強化され、様々な家庭の問題が相談窓口につながりやすい体制を整備しました。	福祉課 長寿支援課 子育て支援課 こども家庭課

③仕事と家庭生活の調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」事業の推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和4年度	担当課等
				実施状況	
ワーク・ライフ・バランス推進事業	男女がお互いに主体的に子育てを行い、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を図りながら子育てを楽しむ暮らしができる社会の実現に向け、事業所や労働者への啓発活動や研修会等を実施します。また、働きやすい職場づくりに取り組む事業所の個別相談等に応じながら、社員の子育て応援宣言や特定事業主行動計画の策定に向けたPR活動を実施し支援に努めます。	○セミナーの実施(企業向け、一般向け)2回 ○企業訪問の実施227社	○セミナーの実施(企業向け、一般向け)2回(令和4年度) ○企業訪問の新規訪問実施	○セミナーの実施4回「女性のための起業・就業セミナー」を開催し、多様な働き方を知る機会を設けました。参加者58名 ○企業訪問の実施3社(新型コロナウイルス感染拡大のため計画通りに実施できず)	共生・協働推進課 産業振興課 子育て支援課

★基本目標5 きめ細やかな支援の推進

①特別な配慮が必要な子どもへの、寄り添い型支援を推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和4年度	担当課等
				実施状況	
途切れない発達支援体制整備事業	発達に何らかの心配があり、特別な配慮が必要な子どもや家庭に対し、一人ひとりの特性に合わせた発達支援を行うため、各分野による協働体制をさらに充実させます。また保護者のニーズにあった適切なサービスにつなぐことで安心して子育てができるよう、相談支援体制の向上に努めます。	○福祉型児童発達支援利用児童45人 ○放課後デイサービス利用児童245人 ○計画相談利用児童290人 ○サービスを利用する障がい児の割合71% ○親子支援グループ「ゆいっこ」参加家庭-組 ○入園前発達支援学級「ばななクラブ」参加家庭15組	○福祉型児童発達支援利用児童50人 ○放課後デイサービス利用児童250人 ○計画相談利用児童300人 ○サービスを利用する障がい児の割合75% ○親子支援グループ「ゆいっこ」参加家庭40組 ○入園前発達支援学級「ばななクラブ」参加家庭15組	○福祉型児童発達支援利用児童42人 ○放課後等デイサービス利用児童313人 ○計画相談利用児童331人 ○サービスを利用する障がい児の割合77.88% ○親子支援グループ「ゆいっこ」35回実施、のべ75組の利用がありました。 ○入園前発達支援学級「ばななクラブ」は37回実施し、11組のべ182人が利用されました。	福祉課 こども家庭課

特別な配慮が必要な子どもへの幼保小連携事業	乳幼児健診等での早期からの相談や、市内全保育所・認定こども園で配慮が必要な子どもへの早期支援を行い、一人ひとりの発達支援ニーズに合った個別の支援が保護者とともに幼児期から学童期へと継続されるよう連携強化を図ります。また、保育所・認定こども園における、特別な配慮が必要な子どもとそのクラスに対する個別の指導計画の作成について推進します。			○発達に特性のある子どもへの途切れのない支援に向け、特に支援を必要とする園児について小学校で引き続き適切な支援を受けられるため活用する引継ぎシートを作成しました。作成件数97件。 ○引継ぎシートの更なる活用に向け、全保育園及び小学校にアンケートを実施しました。	学校教育課 こども家庭課
就学相談支援事業	特別な配慮が必要な児童生徒や家族に対し、その子の教育的ニーズに応じた計画的かつ適切な指導、必要とする支援を行うことにより特別支援教育の充実と資質向上を図ります。また、学校に引き続き支援員を配置することで、生活・学習活動・介助等の支援を行います。すべての年長児保護者に教育支援(就学相談)に関して広報し、特別な学びの場(特別支援学校・特別支援学級など)について紹介し、当事者や関係者の理解の促進に取り組めます。	○就学相談説明会 90 人 ○特別支援教育支援員数 42 人 ○特別支援教育コーディネーター28 人	○就学相談説明会 90 人 ○特別支援教育支援員数 43 人 ○特別支援教育コーディネーター28 人	○特別な教育的配慮を必要とする子どもの保護者等を対象とした就学相談説明会を3回開催、計54名の参加がありました。その他、こども発達センターを利用する保護者に向けて就学相談会にオンラインで参加しました。 就学児777名の内、就学相談要否の早期調査対象となった児は109名、就学相談委員会の対象となった児は59名でした。 ○就学相談説明会54人 ○特別支援教育支援員数46人 ○特別支援教育コーディネーター59人	学校教育課 こども家庭課
女性相談・DV被害者支援事業	女性の抱える様々な問題に対する相談、緊急的な保護を含めた自立支援を関係機関と連携して行います。DV被害を含め女性を取り巻く課題は複雑化多様化しており、より適切に対応するため相談員の人材育成や体制強化に取り組み、女性相談やDV被害者への相談支援を行います。			○ひとり親家庭が自立し、安定した生活が送られるよう、母子父子自立支援員及び相談員による相談支援や就業支援を実施しました。 ○DV被害者に対しては、女性相談員を中心としたスタッフが相談を受け、関係機関との迅速な連携を図りつつ、必要な福祉サービスへつないでいます。 ○DV被害に関しては、被害者の心身の安定と本人の意思を尊重し、自立を目指す母子世帯に対して、母子生活支援施設への入所措置を実施し、母子による自立生活確立への支援を実施しました。	こども家庭課 【家庭係】

②ひとり親家庭の自立と、進学・就職の夢をサポート

事業名	事業内容	現状 (平成 30 年度)	事業規模 (令和6年度)	令和4年度	担当課等
				実施状況	
ひとり親自立支援事業	父母の離婚や死別などにより、子どもを養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図るため支給します。(児童扶養手当) 看護師・保育士・介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を習得する際に、修学期間中の生活費を支給します。(高等職業訓練)	○児童扶養手当の支給 833 世帯 ○高等職業訓練促進支給1件 ○母子父子寡婦福祉資金の貸付 33、677 千円	○児童扶養手当の支給 継続実施 ○高等職業訓練促進支給5件 ○母子父子寡婦福祉資金の貸付 継続実施	【児童扶養手当】 ○離婚前相談における制度説明等必要な情報を提供し、適切に児童扶養手当が受給できるように対応しました。 ※R5.3 現在の児童扶養手当資格者数 845 人 内受給者数 700 人 ○新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、物価高騰等に直面する子育て世帯の生活を支援するため、児童扶養手当の受給者等(低所得のひとり親世帯)に対する特別給付金を支給しました。 低所得のひとり親世帯に対する生活支援特別給付金:797 人 61,600 千円 【高等職業訓練促進支給】 ○看護師等の資格取得のため、高等教育機関に修学するひとり親家庭の母に対して、高等技能訓練促進費を支給し、修学中の生活の支援を行いました。該当者 3 名 ○就業に有利なスキルを身につけるため、対象の教育訓練講座を受講し、修了したひとり親家庭の母に自立支援費給付金を支給しました。2 名 【母子父子寡婦福祉資金の貸付】 ○母子父子自立支援員が、ひとり親家庭における就学資金をはじめ必要な資金を確保するための相談に応じ、適切な情報提供を行いました。情報提供を受け、他制度の利用へと移行された方もいますが、福祉資金の貸付申請に至った相談者については、県の審査会へとつなぎました。 ○今年度貸付は 3 人、計 6,776,250 円	こども家庭課

③子育てに係る経済的負担を軽減

事業名	事業内容	現状 (平成 30 年度)	事業規模 (令和6年度)	令和4年度	担当課等
				実施状況	
不妊及び不育症治療費助成事業	高額な治療費がかかり、医療保険が適用されない特定不妊治療及び男性不妊について経済負担軽減のため一部を助成します。また不妊治療等に関する情報提供や不妊・不育相談についても行います。	○不妊治療費助成件数 113 件 ○不育症治療費助成件数 0 件	○不妊治療費助成件数 100 件 ○不育症治療費助成件数5件	○不妊治療費助成件数 163 件 (特定不妊治療 126 件、検査・一般不妊治療 37 件) ○不育症治療助成件数 1 件 この他、不妊・不育症相談	保健課

				を実施し、14 件の相談がありました。また、不妊・不育症について幅広く周知できるように地元紙や広報いいだ等に掲載を行いました。	
妊婦健診費助成事業	母子ともに安全安心な出産を迎えるため、妊婦健診検査を定期的に受診できるよう、費用の助成や受診勧奨を行います。	○妊婦健診費利用者数 1,208 人	○妊婦健診費利用者数 1,070 人	○妊婦健診利用人数 1,039 人(3月利用分まで) 実施場所: 県内相互乗入契約医療機関、県外個別契約医療機関 検査項目(補助内容): 一般 14 枚、超音波4枚、追加検査5枚に記載する検査項目 実施時期: 4/1～3/31 安全安心な出産を迎えられるよう、妊婦健診検査を定期的に受診できる費用の助成を行いました。	保健課
児童手当支給事業	0歳から 15 歳まで(中学を卒業するまでの子)がいる世帯に対して、子どもの人数や年齢に応じ、年3回に分けて支給されます。	○児童手当支給延べ数: 150,740 人 児童手当支給金額: 1,680,055 千円	○継続実施	○中学生までの子供がいる世帯に対して、児童手当を年3回支給しました。 児童手当支給延べ数: 131,987 人 児童手当支給金額: 1,469,240 千円 ○新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、物価高騰等に直面する子育て世帯の生活を支援するため、住民税非課税の子育て得世帯等(低所得のひとり親世帯以外の子育て世帯)に対する特別給付金を支給しました 低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金: 414 人 37,750 千円 ○新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、所得が児童手当受給水準以下の 18 歳以下児童を養育する方を対象に子育て世帯への臨時特別給付金を支給しました。 臨時特別給付金支給者数: 70 人 7,700 千円	こども家庭課
子ども医療費給付事業	すべての子どもが安心して医療を受けられ、医療機関を受診しやすい環境を整えるため、0歳から満 18 歳までの子どもを対象として医療費を給付します。	○給付件数 130,719 件	○給付件数 122,000 件	○0歳から満 18 歳までの子どもを対象とした医療給付を 122,411 件実施しました。	保健課
保育料等の軽減事業	子育て世代の負担軽減のため、令和元年 10 月からスタートした「幼児教育・保育の無償化」の制度と合わせ、18 歳未満のきょうだいが2人以上いる世帯については、所得に関わらず副食費を免除します。また、無償化の対象外となる住民税課税世帯の3号認定の保育料の軽減を行います。	○保育料軽減率 35.75% 副食費免除対象者数(国制度上乗せ) - 人	○保育料軽減率 継続実施 副食費免除対象者数(国制度上乗せ) 325 人	○3号認定保育料の軽減軽減率 33.25% ○副食費の免除 免除対象者数(国制度上乗せ) 344 人	子育て支援課

就学援助事業 (児童クラブ軽減含む)	経済的な理由等により、学用品や学校給食費等の支払いが困難な家庭に対し費用の全額または一部を補助します。また、生徒会費などの援助対象品目について検討します。	○学用品援助対象者 1,013 人	○継続実施	○学用品援助対象者 1,100 人	学校教育課
奨学金貸与事業	進学を希望するも経済的理由により就学が困難な学生に対し、教育の機会均等を確保するため、引き続き無利子で奨学金を貸与します。また、本市に就職等により移住した場合には返還金の一部を免除する仕組みも整えます。	○奨学金貸与者 45 人	○継続実施	○奨学金貸与者 38 人	学校教育課

☆基本目標6 地域のみんで支え合う子育て・子育ての推進

①「地域の子を地域で育てる」子育て支援の地域づくりを推進

事業名	事業内容	現状 (平成 30 年度)	事業規模 (令和6年度)	令和4年度	担当課等
				実施状況	
おめでとう赤ちゃん訪問活動事業	民生児童委員が、生後4か月児のいる家庭へ訪問し、市長メッセージやプレゼントを渡します。訪問では、子育ての困りごと等を聞きとり、地域の生活情報をアドバイスするほか、家庭と行政とのパイプ役として子育ての見守り役であることを伝えます。			○継続実施 ○民生児童委員・主任児童委員により、4か月児のいる家庭に対し家庭訪問を希望する家庭に対して家庭訪問を実施しました。コロナ禍においても、玄関先のみにするなど工夫をしながら、引き続き訪問活動を継続し子育ての孤立防止を図りました。家庭訪問数 596 件	子育て支援課

②安全安心なまちづくりを推進

事業名	事業内容	現状 (平成 30 年度)	事業規模 (令和6年度)	令和4年度	担当課等
				実施状況	
子育てにやさしい街づくり事業	他の関連する計画や各整備計画との整合を図りながら、歩道整備等(階段のスロープ化など)子育て親子の外出を支援し、利用しやすい環境整備を進めます。			○市道改良において、公園周辺や市街地など年次計画で歩道整備を進めています。 ○市道松尾 32 号(毛賀) L=31.0m、市道松尾 64 号線(代田) L=26.0m、以下 R3 市道 1-31 号島垣外宮ヶ洞線(大瀬木) L=80.0m(両歩道)、1-1 号林檎並木大宮線(吾妻町) L=149.0m(片歩道)、市道 1-42 号大須線(竹佐) L=20.0m(片歩道)の整備を実施しました。	土木課
青少年育成事業	地育力による人づくり、青少年の健全育成や青少年保護活動等を行うため、引き続き青少年育成センターを運営します。また本市の青少年健全育成基本方針に基づき、青少年の健全育成に関する活動を担うため、青少年育成推進委員を置きます。青少年育成推進委員は地域団体、関係機関等との連携による啓発・巡視などの活動を行い青少年が健全に			○情報交換、情報共有のための全体会議(1 回)を実施しました。 ○青少年健全育成月間(わが家の結いタイム推進月間)の情報を発信しました。(3 回) ○県主催の研修会(2 回)	生涯学習・スポーツ課

	育つ環境整備に努めます。				
子どもの見守り活動推進事業	犯罪や事故のない安全安心なまちを目指して、市・警察・福祉・教育関係機関やPTA・安心子どもの家・子ども見守り隊などの各種防犯ボランティアの連携による防犯活動です。引き続き、子どもたちが安心して地域で過ごせるよう、ボランティア活動の普及啓発を進めます。また、警察・学校等からの安心メールなどを活用し、犯罪やトラブルが起きないよう地域づくりに努めます。			○飯田警察署生活安全課員による市職員に対する青パト講習を実施しました。 ○警察で把握した不審者情報を関係機関と共有しました。 ○一日警察署長イベント時に防犯協会と協働した青少年に対する啓発活動を実施しました。	危機管理課 生涯学習・スポーツ課 学校教育課 子育て支援課
中山間地域振興事業	飯田市中山間地域振興計画に基づき、人口減少を最小限に留めるため、近居・同居支援などの補助メニューや空き家活用事業と合わせ、地域への人財※誘導を推進していきます。 ※人が地域にとって財産であるという意味で中山間地域振興事業において使用しています。			○子育て世代が、親世代との近居や同居を目的に家を新築・増築するための支援を行いました。(R4補助金交付件数:2件)	結いターン移住定住推進課

③地育力による子育て応援を推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和4年度	担当課等
				実施状況	
居場所づくり事業	学習・自然体験学習・遊びの場など、子どもたちが自ら企画・運営する活動や居場所づくりを応援します。 ひきこもりや不登校などの子どもが抱える悩み・苦しみに対して、電話相談や訪問活動を実施し、社会参加に向けて本人や家族への継続した支援を行います。支援にあたってはNPO法人フリーウイングと引き続き連携します			○飯田長期欠席児童生徒支援ネットワーク協議会等を通じて、不登校児童生徒の支援や居場所づくりを行っている団体との情報共有や連携を図りました。 ○不登校児童生徒等を対象に、自然体験活動を実施しました。	学校教育課 公民館
子育てに関する地域課題の把握と検討	地域福祉計画を踏まえつつ、主任児童委員会などを通じて子育てに関する地域課題を把握し検討していきます。			○各地区の主任児童委員が、各ブロック会を通じて課題を共有し、検討を行いました。 ○主任児童委員会において、地区での活動内容について報告し情報を共有しました。	子育て支援課

④教育・保育人材の確保を、地域の中から発掘

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和4年度	担当課等
				実施状況	

教育・保育人材 確保事業	幼児教育・保育施設の安定的な運営を支援するため、幼児教育・保育人材の発掘や就業支援、人材確保のための移住定住を促進します。また、保育従事者等の技能向上やキャリアアップなどの支援、質の向上を図る活動支援を行います。			○飯田女子短期大学と協働し、保育士資格を持たない保育補助員のスキルアップを図る保育補助員支援員研修を実施しました。 ○保育士を目指す高校生や短大生等を対象にアルバイト雇用しました。 ○民間保育所等における幼児教育保育人材の採用と定着に向けた支援を実施しました。 ・就職(復職)支度支援 6 件 ・宿舍借上支援 23 件 ・インフルエンザ予防接種 387 人	子育て支援課
地域協働型保育所等 運営モデルの 推進	地域の協力・協働を得て、公立保育所等の保育標準時間の運営のための人材を確保します。 ①地域の協力・協働を受けながら公立保育園の開所時間を延長していく。(上限は保育標準時間) ②延長する時間帯の保育は、地域から発掘された地元人材を市がパート職員として任用して運営する。なお、地元人材が当該地元 保育園へ勤務するよう配慮する。 ③延長される時間帯の園児は核家族世帯である場合が多いことから、地域との協働により園内イベントを企画開催するなど、対象家庭が「地域が見守っている」と安心を感じられるよう配慮する。			○「地域協働型運営モデル」を実践しました。 ・丸山、上久堅、川路、三穂保育園の長時間保育の地元人材の雇用	子育て支援課

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の展開

施策の方向性		(1) 全地区において、11 時間以上の保育サービスがあるまちを目指します (2) 全地区において、3歳未満児を家庭で養育しながら、3歳以上児が無償で幼児教育施設へ通えることができるまちを目指します (3) 乳児・3歳未満児の子育てに寄り添い、効果的に支援するまちを目指します (4) 教育・保育施設については、地区ごとの特性に応じて個別にマネジメントします (5) 行政が、多様な主体による教育・保育の運営をしっかりサポートします				子育て支援課
当年度 評価	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	
		・保者のニーズに合わせ、公立保育所の保育必要量の時間変更、開所時間の変更をした。 ・未満児保育の受入数が10名増加した。 ・安定的な教育・保育が行えるよう保育人材コーディネーターを1名配置した。	○公立保育所 16 園、民間保育所 1 園では保育要件の有無にかかわらず、就学前 3 年間幼児教育を受けることができる保育所型認定こども園に移行しました。			

教育・保育の量の見込み及び確保の状況

【1号認定 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容】

区分	単位	数値区分						
			R04 実績	R2	R3	R4	R5	R6
1号認定	人	量の見込み	257	220	214	208	204	200
		確保の内容	257	220	214	208	204	200
		差引	0	0	0	0	0	0

【2号認定 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容】

区分	単位	数値区分	全体						飯田東・西中学校区					
			R04 実績	R2	R3	R4	R5	R6	R04 実績	R2	R3	R4	R5	R6
2号認定	人	量の見込み(教育)	291	337	329	318	312	306	72	53	53	50	51	50
		量の見込み(保育)	1,720	2,244	2,186	2,188	2,076	2,036	424	349	351	345	340	327
		確保の内容(教育)	291	337	329	318	312	306	72	53	53	50	51	50
		確保の内容(保育)	1,720	2,244	2,186	2,188	2,076	2,036	424	349	351	345	340	327
		差引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	単位	数値区分	緑ヶ丘中学校区						旭ヶ丘中学校区					
			R04 実績	R2	R3	R4	R5	R6	R04 実績	R2	R3	R4	R5	R6
	人	量の見込み(教育)	67	84	75	76	73	70	49	69	71	64	63	61
		量の見込み(保育)	398	541	490	520	476	475	286	463	471	438	423	407
		確保の内容(教育)	67	84	75	76	73	70	49	69	71	64	63	61
		確保の内容(保育)	398	541	490	520	476	475	286	463	471	438	423	407
		差引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	単位	数値区分	竜峽・竜東中学校区						高陵中学校区					
			R04 実績	R2	R3	R4	R5	R6	R04 実績	R2	R3	R4	R5	R6
	人	量の見込み(教育)	23	27	25	29	30	32	44	61	60	56	54	52
		量の見込み(保育)	136	182	169	198	194	212	258	409	395	386	363	343
		確保の内容(教育)	23	27	25	29	30	32	44	61	60	56	54	52
		確保の内容(保育)	136	182	169	198	194	212	258	409	395	386	363	343
		差引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	単位	数値区分	鼎中学校区						遠山中学校区					
			R04 実績	R2	R3	R4	R5	R6	R04 実績	R2	R3	R4	R5	R6
	人	量の見込み(教育)	36	43	45	43	41	41	0	0	0	0	0	0
		量の見込み(保育)	210	289	301	295	276	269	8	11	9	6	4	3
		確保の内容(教育)	36	43	45	43	41	41	0	0	0	0	0	0
		確保の内容(保育)	210	289	301	295	276	269	8	11	9	6	4	3
		差引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【3号認定(2・1歳) 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容】

区分	単位	数値区分	全体						飯田東・西中学校区					
			R04実績	R2	R3	R4	R5	R6	R04実績	R2	R3	R4	R5	R6
3号認定 (2・1歳)	人	量の見込み	926	1,098	1,064	1,058	1,046	1,037	247	160	153	152	152	155
		確保の内容	926	1,022	1,023	1,030	1,037	1,037	247	284	284	284	284	284
		差引	0	△ 76	△ 41	△ 28	△ 9	0	0	124	131	132	132	129
	単位	数値区分	緑ヶ丘中学校区						旭ヶ丘中学校区					
			R04実績	R2	R3	R4	R5	R6	R04実績	R2	R3	R4	R5	R6
	人	量の見込み	171	256	254	250	246	241	172	201	189	193	191	188
		確保の内容	171	218	218	223	223	223	172	182	185	185	188	188
		差引	0	△ 38	△ 36	△ 27	△ 23	△ 18	0	△ 19	△ 4	△ 8	△ 3	0
	単位	数値区分	竜峡・竜東中学校区						高陵中学校区					
			R04実績	R2	R3	R4	R5	R6	R04実績	R2	R3	R4	R5	R6
	人	量の見込み	47	94	103	98	100	102	149	197	182	183	178	175
		確保の内容	47	39	41	41	44	44	149	175	175	175	175	175
		差引	0	△ 55	△ 62	△ 57	△ 56	△ 58	0	△ 22	△ 7	△ 8	△ 3	0
	単位	数値区分	鼎中学校区						遠山中学校区					
			R04実績	R2	R3	R4	R5	R6	R04実績	R2	R3	R4	R5	R6
	人	量の見込み	137	188	182	181	178	175	3	2	1	1	1	1
		確保の内容	137	112	112	114	115	115	3	12	8	8	8	8
		差引	0	△ 76	△ 70	△ 67	△ 63	△ 60	0	10	7	7	7	7

【3号認定(0歳) 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容】

区分	単位	数値区分	全体						飯田東・西中学校区					
			R04実績	R2	R3	R4	R5	R6	R04実績	R2	R3	R4	R5	R6
3号認定 (0歳)	人	量の見込み	253	276	270	263	260	257	86	53	52	52	51	52
		確保の内容	253	219	229	238	251	257	86	80	80	80	80	80
		差引	0	△ 57	△ 41	△ 25	△ 9	0	0	27	28	28	29	28
	単位	数値区分	緑ヶ丘中学校区						旭ヶ丘中学校区					
			R04実績	R2	R3	R4	R5	R6	R04実績	R2	R3	R4	R5	R6
	人	量の見込み	37	84	83	80	78	75	38	64	62	60	59	58
		確保の内容	37	27	32	37	43	49	38	24	26	29	34	34
		差引	0	△ 57	△ 51	△ 43	△ 35	△ 26	0	△ 40	△ 36	△ 31	△ 25	△ 24
	単位	数値区分	竜峡・竜東中学校区						高陵中学校区					
			R04実績	R2	R3	R4	R5	R6	R04実績	R2	R3	R4	R5	R6
	人	量の見込み	6	20	21	22	23	24	55	27	25	24	24	23
		確保の内容	6	4	9	10	12	12	55	52	52	52	52	52
		差引	0	△ 16	△ 12	△ 12	△ 11	△ 12	0	25	27	28	28	29
	単位	数値区分	鼎中学校区						遠山中学校区					
			R04実績	R2	R3	R4	R5	R6	R04実績	R2	R3	R4	R5	R6
	人	量の見込み	30	28	27	25	25	25	1	0	0	0	0	0
		確保の内容	30	28	28	28	28	28	1	4	2	2	2	2
		差引	0	0	1	3	3	3	0	4	2	2	2	2

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況

①延長保育事業 【担当課:子育て支援課】

通常保育の保育時間は午前 8 時から午後 4 時です。一般的な長時間保育実施園では午前 7 時 30 分から午後 7 時まで実施しており時間を延長した保育も実施しています。

数値区分	R04 実績	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(人日)	1,135	754	737	717	703	690
確保の内容(人日)	1,135	754	737	717	703	690
差引	0	0	0	0	0	0

令和4年度
実施状況
○各園で、通常保育の時間を超えて保育を必要としている家庭のニーズに年度を通じて応えられるよう努めました。

②子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ) 【担当課:子育て支援課】

保護者の疾病やその他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に児童を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。

【量の見込み及び確保の内容(ショートステイ)】

数値区分	R04 実績	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(人日)	15	174	168	162	157	152
確保の内容(人日)	15	174	168	162	157	152
差引	0	0	0	0	0	0

【量の見込み及び確保の内容(トワイライトステイ)】

数値区分	R04 実績	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(人日)	4	1	1	1	1	1
確保の内容(人日)	4	1	1	1	1	1
差引	0	0	0	0	0	0

令和4年度
実施状況
○市内の乳児院 1 か所及び児童養護施設3カ所において、養育をすることが困難になり、一時的に保護を必要とする 18 歳未満の児童に対し実施。 ○感染症警戒レベルが高い期間に、受け入れ施設側の制限など、利用希望者の調整に苦慮しました。

③地域子育て支援拠点事業(つどいの広場) 【担当課:子育て支援課】

妊娠期から就園前までの親子が無料で気軽に利用できる子育て支援施設です。親子が遊び交流できる居場所、子育て相談、子育て情報の提供や子育て講習会などを行います。

数値区分	R04 実績	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(人日)	21,179	46,319	45,461	44,412	43,565	42,879
確保の内容(か所)	12	12	12	12	12	11

令和4年度
実施状況
○コロナ禍において、事前予約制による利用人数制限や定期的な消毒や換気等により、安心して利用できるように運営を行いました。また、子育ての孤立の防止を図るため、引き続き電話相談のできる体制を整えました。

④一時預かり事業（在園児除く） 【担当課:子育て支援課】

保護者の就労や病気等により一時的に家庭での保育が困難な場合や、保護者が用事を済ませたりリフレッシュしたりする機会を提供するため、保育所、認定こども園で一時的な預かりを実施します。

数値区分		R04 実績	R2	R3	R4	R5	R6
預かり保育	量の見込み(人日)	520	905	882	854	837	821
	確保の内容(人日)	520	905	882	854	837	821
差引		0	0	0	0	0	0

令和4年度
実施状況
○コロナ禍の中、一時的に家庭での保育が困難な家庭や保護者の用事やリフレッシュの機会を確保するための支援を年間を通じて行なえるよう努めました。

⑤認定こども園における預かり保育事業(幼稚園型) 【担当課:子育て支援課】

認定こども園の教育時間終了後に、定期的な預かり保育を希望する保護者のニーズや子育て支援の観点から認定こども園によって異なりますが園内で継続的に預かり保育を実施します。

数値区分		R04 実績	R2	R3	R4	R5	R6
預かり保育 (幼稚園型)	量の見込み(人日)	39,265	40,950	39,780	38,610	37,830	37,050
	確保の内容(人日)	39,265	40,950	39,780	38,610	37,830	37,050
差引		0	0	0	0	0	0

令和4年度
実施状況
○1号認定児童の受入れ施設が増加傾向になる中、定期的に預かり保育を希望する保護者のニーズに応え、継続的に預かり保育を行いました。

⑥病児・病後児保育事業(おひさまはるる)【担当課:子育て支援課】

保護者が急にまたは何日も休暇を取得できないとき、病気の子どもを個別に保育するため医療機関と連携して病児・病後児保育を実施します。

数値区分		R04 実績	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(人日)		518	716	709	702	695	688
確保の内容(人日)		518	716	709	702	695	688
差引		0	0	0	0	0	0

令和4年度
実施状況
○コロナ禍の中、病児保育を必要とする保護者(医療職、介護職、流通業など)の支援に努めました。

⑦ファミリー・サポート・センター事業【担当課:子育て支援課】

地域において育児援助を受けたい人、援助を行いたい者がそれぞれ会員となり、事務局が連絡調整を行いお互いに助け合う活動を推進支援します。

数値区分		R04 実績	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(人日)		991	1,380	1,349	1,312	1,287	1,264
確保の内容(人日)		991	1,380	1,349	1,312	1,287	1,264
差引		0	0	0	0	0	0

令和4年度
実施状況
○子育てをしながら、安心して働くことのできる環境づくりのために、依頼会員・協力会員相互の援助活動が行われ子育てを地域で助け合う一助になっている。コロナ禍においても依頼者と協力会員との調整を行い活動を継続しました。

⑧利用者支援に関する事業(こども家庭応援センター・子育て世代包括支援センター) 【担当課:子育て支援課、保健課】

子育てに関する総合的な支援の中核として、飯田市こども家庭応援センターを運営します。子育てに関わる相談・支援・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整や子育て支援事業の情報提供も行います。子育て世代包括支援センターへの母子保健コーディネーターの配置により妊娠期からの相談支援体制を整え実施します。

数値区分		R04 実績	R2	R3	R4	R5	R6
基本型	量の見込み(か所)	1	1	1	1	1	1
	確保の内容(か所)	1	1	1	1	1	1
母子保健型	量の見込み(か所)	1	1	1	1	1	1
	確保の内容(か所)	1	1	1	1	1	1

令和4年度
実施状況
○母子保健コーディネーターが妊娠届時に全妊婦の面接相談を実施しました。子育て支援課、医療機関とも連携して安心して出産を迎えられるような相談体制を整えています。 ○子育てに関する総合的な支援の中核施設として「こども家庭応援センターゆいきっず」を運営し、子育てが孤立せず安心して子育てできるよう関係機関との連携強化を図りました。ゆいきっずに寄せられた子育てに関する相談及び対応は、センター窓口・電話、ゆいきっず広場、各関係機関、乳幼児健診等からの相談を受付けた後、センターの専門スタッフや各関係機関等へつなげることでその後の支援を継続させました。

⑨妊婦健診事業 【担当課:保健課】

受診券方式により厚生労働大臣の定める基準に従って妊婦健康診査の受診を推進します。

数値区分	R04 実績	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(人)	7,767	9,018	8,766	8,552	8,351	8,225
確保の内容	実施場所: 県内医療機関、県外個別契約医療機関 検査項目: 基本健診 14 枚、追加検査 5 枚、超音波検査 4 枚 実施時期: 4/1～3/31					

令和4年度
実施状況
○安全安心な出産を迎えるため、妊婦健診を定期的に受診できるよう、費用の助成をしました。

⑩乳児家庭全戸訪問事業 【担当課:保健課】

生後2か月頃の乳幼児を対象に保健師が訪問指導を実施、乳児の発育状況を把握し母親の育児不安を軽減します。訪問ができないご家庭に対しては、必ず保健師の電話相談などですべての乳幼児の健康管理を行います。

数値区分	R04 実績	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(人)	646	731	711	693	677	667
確保の内容(人)	638	731	711	693	677	667
差引	△ 8	0	0	0	0	0

令和4年度
実施状況
○感染対策を行い実施。未実施8人は、里帰りとコロナが心配で拒否等の理由であったが、電話相談を行い、すべての2か月児に対し状況把握しました。

⑪養育支援家庭訪問事業

子育てに不安を感じている家庭、養育が困難な家庭に対し、面接相談・訪問援助・子どもの発達指導などを実施して、子育てが安定してできるよう支援することで、家庭の育児不安を緩和し、育児の行き詰まり防止に取り組みます。

数値区分	R04 実績	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(人)	41	223	223	223	223	223
確保の内容	実施体制: 4 人 実施機関: 子育て支援課こども家庭応援センター					

令和4年度
実施状況
○子育て支援ネットワーク協議会が調整機関となり、養育が困難な家庭に対し面接相談・訪問援助・子どもの発達指導などを実施して、安定した子育てができるよう支援し相談内容に沿った対応を心掛けることで不安や孤立化の防止に努めました。 ○養育支援に関する専門は保健師、臨床心理士、家庭児童相談員(教員 OB)。 ○養育家事援助スタッフは保育士、子育て OB 等が養育支援家庭訪問登録員研修を受講し登録員として活動しました。(訪問登録員 40 人)

⑫ 放課後児童健全育成事業 【担当課:学校教育課】

放課後に帰宅しても家族がいない小学生の安全安心な居場所づくりとして児童館・児童センター・児童クラブの事業を実施します。子どもたちの将来の自立に向け、自主性・創造性・社会性の向上に努めます。土曜日は保護者当番制とせず児童支援員により運営できるよう地域人材を確保するよう見直しを進めます。

単位:人

認定区分	数値区分	全体						丸山小学校						追手町小学校					
		R04実績	R2	R3	R4	R5	R6	R04実績	R2	R3	R4	R5	R6	R04実績	R2	R3	R4	R5	R6
低学年 1～3年生	量の見込み	833	973	970	967	964	962	80	84	83	82	81	80	19	20	20	20	20	20
	確保の内容	833	998	1,000	1,000	1,000	1,000	80	80	80	80	80	80	19	25	25	25	25	25
	差引	0	25	30	33	36	38	0	△4	△3	△2	△1	0	0	5	5	5	5	5
高学年 4～6年生	量の見込み	114	49	49	49	49	49	3	4	4	4	4	4	2	1	1	1	1	1
	確保の内容	114	49	49	49	49	49	3	4	4	4	4	4	2	1	1	1	1	1
	差引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	量の見込み	947	1,022	1,019	1,016	1,013	1,011	83	88	87	86	85	84	21	21	21	21	21	21
	確保の内容	947	1,047	1,049	1,049	1,049	1,049	83	84	84	84	84	84	21	26	26	26	26	26
	差引	0	25	30	33	36	38	0	△4	△3	△2	△1	0	0	5	5	5	5	5
認定区分	数値区分	浜井場小学校						座光寺小学校						松尾小学校					
		R04実績	R2	R3	R4	R5	R6	R04実績	R2	R3	R4	R5	R6	R04実績	R2	R3	R4	R5	R6
低学年 1～3年生	量の見込み	19	23	23	23	23	23	35	45	45	45	45	45	128	140	140	140	140	140
	確保の内容	19	25	25	25	25	25	35	50	50	50	50	50	128	140	140	140	140	140
	差引	0	2	2	2	2	2	0	5	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0
高学年 4～6年生	量の見込み	2	1	1	1	1	1	17	3	3	3	3	3	6	7	7	7	7	7
	確保の内容	2	1	1	1	1	1	17	3	3	3	3	3	6	7	7	7	7	7
	差引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	量の見込み	21	24	24	24	24	24	52	48	48	48	48	48	134	147	147	147	147	147
	確保の内容	21	26	26	26	26	26	52	53	53	53	53	53	134	147	147	147	147	147
	差引	0	2	2	2	2	2	0	5	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0
認定区分	数値区分	下久堅小学校						上久堅小学校						千代小学校					
		R04実績	R2	R3	R4	R5	R6	R04実績	R2	R3	R4	R5	R6	R04実績	R2	R3	R4	R5	R6
低学年 1～3年生	量の見込み	18	25	25	25	25	25	17	15	15	15	15	15	6	12	12	12	12	12
	確保の内容	18	28	28	28	28	28	17	16	16	16	16	16	6	12	12	12	12	12
	差引	0	3	3	3	3	3	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
高学年 4～6年生	量の見込み	6	2	2	2	2	2	21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	確保の内容	6	2	2	2	2	2	21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	差引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	量の見込み	24	27	27	27	27	27	38	16	16	16	16	16	7	13	13	13	13	13
	確保の内容	24	30	30	30	30	30	38	17	17	17	17	17	7	13	13	13	13	13
	差引	0	3	3	3	3	3	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
認定区分	数値区分	千栄小学校						龍江小学校						竜丘小学校					
		R04実績	R2	R3	R4	R5	R6	R04実績	R2	R3	R4	R5	R6	R04実績	R2	R3	R4	R5	R6
低学年 1～3年生	量の見込み	3	8	8	8	8	8	17	30	29	28	27	26	47	60	60	60	60	60
	確保の内容	3	8	8	8	8	8	17	28	30	30	30	30	47	70	70	70	70	70
	差引	0	0	0	0	0	0	0	△2	1	2	3	4	0	10	10	10	10	10
高学年 4～6年生	量の見込み	1	0	0	0	0	0	13	2	2	2	2	2	6	4	4	4	4	4
	確保の内容	1	0	0	0	0	0	13	1	1	1	1	1	6	4	4	4	4	4
	差引	0	0	0	0	0	0	0	△1	△1	△1	△1	△1	0	0	0	0	0	0
計	量の見込み	4	8	8	8	8	8	30	32	31	30	29	28	53	64	64	64	64	64
	確保の内容	4	8	8	8	8	8	30	29	31	31	31	31	53	74	74	74	74	74
	差引	0	0	0	0	0	0	0	△3	0	1	2	3	0	10	10	10	10	10
認定区分	数値区分	川路小学校						三穂小学校						山本小学校					
		R04実績	R2	R3	R4	R5	R6	R04実績	R2	R3	R4	R5	R6	R04実績	R2	R3	R4	R5	R6
低学年 1～3年生	量の見込み	16	20	20	20	20	20	14	23	22	21	20	20	38	53	53	53	53	53
	確保の内容	16	22	22	22	22	22	14	22	22	22	22	22	38	53	53	53	53	53
	差引	0	2	2	2	2	2	0	△1	0	1	2	2	0	0	0	0	0	0
高学年 4～6年生	量の見込み	2	1	1	1	1	1	9	1	1	1	1	1	8	2	2	2	2	2
	確保の内容	2	1	1	1	1	1	9	1	1	1	1	1	8	2	2	2	2	2
	差引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	量の見込み	18	21	21	21	21	21	23	24	23	22	21	21	46	55	55	55	55	55
	確保の内容	18	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	46	55	55	55	55	55
	差引	0	2	2	2	2	2	0	△1	0	1	2	2	0	0	0	0	0	0

認定区分	数値区分	伊賀良小学校						鼎小学校						上郷小学校					
		R04実績	R2	R3	R4	R5	R6	R04実績	R2	R3	R4	R5	R6	R04実績	R2	R3	R4	R5	R6
低学年 1～3年生	量の見込み	134	140	140	140	140	140	132	160	160	160	160	160	110	110	110	110	110	110
	確保の内容	134	140	140	140	140	140	132	160	160	160	160	160	110	110	110	110	110	110
	差引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高学年 4～6年生	量の見込み	0	7	7	7	7	7	17	7	7	7	7	7	0	5	5	5	5	5
	確保の内容	0	7	7	7	7	7	17	7	7	7	7	7	0	5	5	5	5	5
	差引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	量の見込み	134	147	147	147	147	147	149	167	167	167	167	167	110	115	115	115	115	115
	確保の内容	134	147	147	147	147	147	149	167	167	167	167	167	110	115	115	115	115	115
	差引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定区分	数値区分	上村小学校						和田小学校											
		R04実績	R2	R3	R4	R5	R6	R04実績	R2	R3	R4	R5	R6						
低学年 1～3年生	量の見込み	0	5	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0						
	確保の内容	0	9	9	9	9	9	0	0	0	0	0	0						
	差引	0	4	4	4	4	4	0	0	0	0	0	0						
高学年 4～6年生	量の見込み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
	確保の内容	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0						
	差引	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0						
計	量の見込み	0	5	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0						
	確保の内容	0	10	10	10	10	10	0	0	0	0	0	0						
	差引	0	5	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0						

令和4年度	
実施状況	
○公立 24 か所、私立 4 か所、計 28 か所で計 947 人を受け入れた。うち 4 年生以上の受け入れ実績があるのは 19 か所である。待機児童もなく、希望する全員の児童を受け入れることができた。	

4 こども家庭課

4－1 児童手当関係

1 児童手当の支給

家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長を社会全体で応援するという趣旨のもと、中学生までの児童を養育する方に手当を支給する国の制度。

(1) 手当の額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律 15,000 円
3歳以上小学校修了前	10,000 円（第3子以降は 15,000 円）
中学生	一律 10,000 円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律 5,000 円を支給

※所得上限限度額以上の場合、手当等の支給なし

(2) 支給方法

年3回（原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までを支給）

(2) 支給状況（毎年2月末現在の認定者数）

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受給者数	7,238 人	7,038 人	6,810 人	6,712 人	6,371 人
支給児童延べ人数（月）	12,556 人	12,320 人	11,880 人	11,691 人	11,077 人

4-2 ひとり親関係

1 児童扶養手当の支給

離婚または死別等によるひとり親（または配偶者が重度の障害である）家庭で、18歳まで（児童が中程度以上の障害を有する場合は20歳まで）の児童を養育しているひとり親や、親に代わって児童と同居し養育している保護者に手当を支給する国の制度。

平成22年8月から父子家庭も対象となる。

(1) 手当の額（令和5年4月から）

区 分	月 額	児 童 加 算 額	
		第2子	第3子以降1人につき
全部支給の場合	44,140 円	10,420 円	6,250 円
一部支給の場合	所得額に応じ 44,130 円～10,410 円	所得額に応じ 10,410 円～5,210 円	所得額に応じ 6,240 円～3,130 円

※一部支給は所得に応じて月額44,130円から10,410円まで10円きざみの額。

（計算式）

〈第1子〉手当額＝44,130－（受給者の所得額－全部支給の場合の所得制限限度額）×0.0235804

〈第2子〉手当額＝10,410－（受給者の所得額－全部支給の場合の所得制限限度額）×0.0036364

〈第3子以降〉

手当額＝6,240－（受給者の所得額－全部支給の場合の所得制限限度額）×0.0021748

10円未満四捨五入

(2) 支給方法

年6回 奇数月

(3) 認定状況（毎年5月末現在の認定者数）

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1,020 人	1,017 人	985 人	946 人	937 人	903 人	847 人

2 高等職業訓練促進給付金の支給

(1) 事業内容

母子家庭の母または父子家庭の父が就業に必要な高等資格（看護師、介護福祉士等）を取得するために長期間養成機関に通う間の生活の不安や負担を軽減するため、修学の期間、促進給付金と修了支援給付金を支給する。対象者は児童扶養手当を受けているか、児童扶養手当を受けていないが、同程度の所得水準にある母子家庭の母または父子家庭の父。

(2) 給付金支給者

4名（令和5年5月末現在）

(3) 高等職業訓練促進給付金の額

市町村民税非課税 月額100,000円、課税世帯 月額70,500円、最終学年 月40,000円増

3 自立支援教育訓練給付金の支給

(1) 事業内容

母子家庭の母または父子家庭の父が就業に結びつく特定の講座を受講した際に、本人が支払った受講料の一部を支給する。対象者は児童扶養手当を受けているか、児童扶養手当を受けていないが、同程度の所得水準にある母子家庭の母または父子家庭の父。

(2) 給付金支給者

2名（令和4年実績）

(3) 自立支援教育訓練給付金の額

対象講座の受講料（入学金、授業料等の総額）の6割。（上限あり）

4 母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、母子・父子及び寡婦を対象に、その自立に必要な情報を提供、相談指導等支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。

5 飯田市ひとり親家庭福祉会

(1) 会員数の推移

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
90人	110人	100人	90人	130人	120人	100人

(2) 実施事業（県母寡連・市・母子会・社協補助事業）（令和5年度）

ア 親と子のいきいき講座事業：今後実施予定

イ 親と子の集い事業：今後実施予定

6 母子・父子家庭等に対する援助対策

事業名	実施主体	金額
死別母子父子家庭慰謝激励見舞金	飯田市	30,000円
交通災害遺児見舞金	長野県社会福祉協議会	150,000円

4-3 地域子育て支援関係

1 こども家庭応援センターでの相談・支援

こども家庭応援センターでは、市内在住の18歳未満のこどもを対象とした相談を実施しており、発達相談、教育相談、虐待を早期に予防する相談など、広く子育ての悩みに対応した相談を扱う。受理した相談は、必要に応じて関係機関と連携し、適切な支援につなげる。

(1) 相談実績

ア 令和4年度新規相談受付経路別件数

経路	都道府県			市町村			保育所	児童福祉施設	指定医療機関	認定こども園	警察等	保健所	医療機関	学校等			里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童・本人	その他	計
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	保健センター	その他								幼稚園	学校	教育委員会							
R4相談件数	38	0	2	20	190	4	45	7	0	8	0	0	25	4	48	0	0	0	58	4	2	24	479
R4虐待相談件数	7	0	0	5	9	1	2	3	0	5	0	0	5	2	28	0	0	0	13	2	0	2	84

イ 令和4年度新規年齢別相談種類別受付件数

	養 護 相 談		保 健 相 談	障 害 相 談						非 行 相 談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	く 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し つ け 相 談		
0歳	2	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	10	48
1歳	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	42	2	53
2歳	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	77	1	101
3歳	7	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	28	4	58
4歳	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	4	0	22
5歳	3	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	2	16
6歳	7	7	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	1	0	0	1	20
7歳	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4	17
8歳	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	22
9歳	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	20
10歳	9	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	2	19
11歳	4	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	14
12歳	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9
13歳	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
14歳	4	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	13
15歳	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	6
16歳	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	12
17歳	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
18歳以上	1	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	16
計	84	152	0	0	0	0	0	0	1	0	0	47	7	0	157	31	479

ウ こども家庭応援センターの新規・継続相談

年度	新規ケース数	継続ケース数	計
R 1	494	659	1, 153
R 2	499	666	1, 165
R 3	473	684	1, 157
R 4	464	641	1, 105

相談種別概要（令和４年度）

児童養護相談 (児童虐待)	児童養護相談 (その他)	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談 (性格・行動・不登 校・育児・躾)	その他の 相談	計
160	324	2	13	1	543	62	1, 105

エ 被虐待児童の年齢

年齢	1歳未満	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小学生	中学生	高校生	計
H30受付	2	6	6	7	8	11	3	28	9	0	80
	2.50%	7.50%	7.50%	8.80%	10.00%	13.80%	3.80%	35.00%	11.20%	0%	100%
R1受付	8	1	2	10	5	2	2	19	5	2	56
	14.30%	1.80%	3.60%	17.90%	8.90%	3.60%	3.60%	33.90%	8.90%	3.60%	100%
R2受付	4	14	6	14	8	11	8	19	9	4	97
	4.10%	14.40%	6.20%	14.40%	8.20%	11.30%	8.20%	19.60%	9.30%	4.10%	100%
R3受付	5	8	8	8	6	4	6	26	9	5	85
	5.88%	9.41%	9.41%	9.41%	7.06%	4.71%	7.06%	30.59%	10.59%	6%	100%
R4受付	2	2	4	7	3	3	7	41	10	5	84
	2.38%	2.38%	4.76%	8.33%	3.57%	3.57%	8.33%	48.81%	11.90%	5.95%	100%

オ 被虐待児童の年代・虐待種別

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計
0～3歳	8	0	7	0	15
4～6歳	7	0	6	0	13
小学生	21	0	18	2	41
中学生	6	0	3	1	10
高校生・その他	2	0	2	1	5
計	44	0	36	4	84

カ 虐待相談の主な虐待者

	実父	実父以外の 父親	実母	実母以外の 母親	その他	計
虐待相談件数	24	9	41	2	8	84

(2) 支援実績

養育支援家庭訪問は、支援が必要な家庭に対し期間を区切って集中的に家庭支援を行うことで、児童虐待防止に繋げる。訪問には、研修により養成された養育支援訪問登録員（令和4年度登録者数40人）があたる。また、こども家庭応援センターでも、家庭訪問や面接等の専門的支援を実施することで、児童虐待を防ぐ。

訪問・支援件数

年度	養育支援家庭訪問事業		虐待防止のための専門的支援	
	家庭数	延件数	家庭数	延件数
R 1	6	60	337	2,244
R 2	5	50	245	2,398
R 3	5	70	280	2,245
R 4	4	41	350	2,785

2 飯田市子育て支援ネットワーク協議会

児童福祉法第25条に基づく要保護児童対策地域協議会（平成17年10月14日設置）であり、協議会の調整機関は、要保護児童、特定妊婦等の通告を受付け、当該ケースの家庭養育状況等の調査に基づき、緊急度判断も含めた対応の必要性や支援方針を決定する。また、支援機関との情報の共有化を図り、支援方針に沿った各機関の役割分担を取りまとめ、効果的な支援を実施する。併せて、ケース進行管理を実施する。

- （1）代表者会議 年1回
- （2）実務者会議 年4回
- （3）受理会議 週1回
- （4）個別ケース会議 随時

【要保護児童対策地域協議会構成機関】

- ・飯田医師会
 - ・長野県助産師会飯下地区
 - ・長野県飯田児童相談所
 - ・市内保育所
 - ・市内の児童館、児童センター及び児童クラブ
 - ・市内の児童養護施設、乳児院
 - ・長野県飯田養護学校
 - ・放課後等デイサービス事業所
 - ・飯田市教育委員会
 - ・飯田下伊那歯科医師会
 - ・飯田市民生児童委員協議会
 - ・飯田警察署
 - ・市内認定こども園
 - ・飯田市地域子育て支援拠点つどいの広場
 - ・飯伊圏域障がい者総合支援センター
 - ・飯田市ファミリーサポートセンター
 - ・飯田市健康福祉部（保健課・福祉課・子育て支援課）
 - ・長野県看護協会飯田支部
 - ・長野県飯田保健所
 - ・飯田広域消防本部
 - ・市内の小学校及び中学校
 - ・こども発達センターひまわり
- （調整機関）飯田市健康福祉部子育て支援課

3 発達支援

（1）保育所・認定こども園巡回訪問相談

こども家庭応援センター職員が保育所・認定こども園へ訪問し、支援を必要としているこどもの発達特性についてアセスメントを行い、集団場面での対応方法や環境調整について園職員とともに検討する。また、必要に応じて保護者に対してもこどもの発達への理解や関わり方について助言を行い、園と協働して保護者支援に取り組む。

巡回相談件数

年度	R1 年	R2 年	R3 年	R4 年
巡回相談実数	150 件	93 件	110 件	106 件

(2) 短期親子支援グループ『ゆいっこ』・入園前発達支援学級

ア 短期親子支援グループ『ゆいっこ』

乳幼児健診（1歳6か月～2歳）における継続相談児童と家庭を対象とし、こどもの支援ニーズをアセスメントするとともに、こどもと家庭に合った子育てを保護者が見つけていけるよう伴走し、早期支援を実施する。

実施回数 35 回 利用親子のべ組数 75 組（1 グループ 3～4 組、3 回程度実施）

イ 入園前発達支援学級

次年度、保育所・認定こども園に入る予定の、発達に心配のあるこどもや支援を必要とする親子を対象としたグループ活動。それぞれのこどもの発達に応じた活動場面設定と個別配慮により、こどもの集団参加意欲や、認知・情緒、運動機能、コミュニケーションスキル、集団活動の中で必要となる生活スキルの習得等を促す。併せて、保護者の養育相談や保育園・認定こども園の入園に向けてつなぎ支援を実施する。

実施回数 37 回、実組数 11 組、延べ利用人数 182 人。

4 ゆいきっず広場事業

就学前の親子が集まれる場として、スタッフが常駐した「ゆいきっず広場」を市役所りんご庁舎内の「キッズルーム」に設置しており、親子で一緒に遊んだり、他の利用者と交流したり、子育ての相談もできる。平成 27 年にオープンしてから 7 年が経過し、令和 4 年度末までの間に計 2,262 日開館し、累計 28,084 組の親子の利用があった。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、予約制、利用人数・回数の制限、開館時間の短縮などの感染防止対策をとりつつ、親子で遊ぶ場の確保と維持に努めた。

また、「ゆいきっず講座」（親子で楽しく学ぶ場）と「ゆいと一く」（子育て中の母親同士で子育てを語り合う場）を、あわせて年間 15 回開催し、計 106 組の親子の参加があった。毎月発行している「ゆいきっず通信」にも、ゆいきっず講座で実施した内容（自宅で出来る手遊びや工作の紹介や、離乳食の作り方等）を掲載し、紙面以外に Web サイト『いいだ子育てネット』でも同様の情報発信を行った。

7 地域子育て支援拠点

就園前の子育て中の親子が利用し交流や講習会、子育てに関する情報提供、相談を行っている。特定のデイリープログラムを持たず自由に出入りできる。

令和4年度	実施曜日	実施時間	年間実施日数	年間利用延べ数			1日平均 利用人数
				おとな	こども	合計	
座光寺つどいの広場	月～金	9:30～15:30	237	1,237	1,472	2,709	11.1
わいわいひろば	月～金	9:30～14:30	231	1,844	2,021	3,865	16.7
おしゃべりサラダ	月～金	10:00～15:00	243	1,102	1,293	2,395	9.9
アイキッズスクエアいくら	火～金	9:30～15:00	153	740	860	1,600	10.5
ひだまりサロン	月～金	10:00～15:00	236	927	1,096	2,023	8.6
くまさんのうち	月水金	10:00～15:00	156	200	240	440	2.8
なかよし広場どうさん	月～金	9:30～14:30	238	179	213	392	1.6
おしゃべりポトフ	火	9:30～14:30	47	158	162	320	6.8
親子であそぼ♪森っこ	火～土	10:00～15:00	233	2,450	2,669	5,119	22.0
ゆるり飯沼	火～金	10:00～15:00	239	350	380	730	3.1
KanKan リトルジャイアント	月～金	10:00～15:00	232	647	768	1,415	6.1
KanKan リトルスキッパー	木	10:00～15:00	48	81	90	171	3.6
計			2,293	9,915	11,264	21,179	9.2

平成17年度： 民営型1か所、公営型2か所 計3か所設置

平成18年度： 既存3か所の開設時間の拡大

新たに民営型2か所増設（ひだまりサロン・くまさんのうち）

平成19年度： 新たに民営型1か所増設（アイキッズスクエアいくら）

平成20年度： 新たに民営型2か所増設（カンガルークラブ、なかよし広場どうさん）

平成21年度： 既存施設の開設日数の拡大（くまさんのうち）

平成22年度： 新たに民営型1か所増設（わいわいひろば）公営型1か所廃止

平成23年度： 機能拡充型として隔週1日開所の出張ひろば1ヶ所設置（おしゃべりポトフ）

平成24年度： 民営型1か所廃止（カンガルークラブ）

平成25年度： 民営型1か所増設（親子であそぼ♪森っこ）

平成26年度： 民営型2か所増設（ゆるり飯沼、KanKan リトルジャイアント）

平成28年度： 出張型1か所増設（KanKan リトルスキッパー）

令和3年度： 既存施設の開設日数の拡大（ひだまりサロン、なかよし広場どうさん、KanKan リトルジャイアント）

4-4 こども発達センターひまわりの現況

(令和5年3月31日)

1 児童発達センター事業のあらまし

通園する就学前の障がいや発達の遅れ・つまずきのある子どもに、一人ひとりに合わせた発達支援を実施し、家族支援を通して家庭と協力しながら子どもの心身の成長発達を援助していく。

(1) 通園事業

ア 児童数 定員 36 名
登録児童数 42 名 (途中入退所含む)

イ 療育日数及び延べ利用数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
日数	18	20	23	21	20	21	21	21	21	19	20	20	245
延べ利用数	472	419	646	627	396	597	560	542	557	560	560	506	6,442

ウ 出身地別登録児童数

飯田市	松川町	高森町	阿南町	喬木村	阿智村	豊丘村	下條村	中川村	合計
24	4	5	0	1	0	4	1	3	42

エ 年齢別登録児童数

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
男	0	0	7	15	7	1	30
女	0	1	5	1	2	3	12
合計	0	1	12	16	9	4	42

オ 児童の転園・卒園状況 17 名 (途中転園含む)

保育園・認定こども園	10
児童発達支援施設	1
小学校	1
特別支援学校	4
転居の為未定	1

カ 他機関からの受け入れ

① 実習生・職場体験受け入れ 延べ 188 名
② ボランティア受け入れ 年間 2回 44 名
③ 他機関からの見学及び視察 年間 5回 14 名

(2) 相談支援事業

特定相談・障害児相談支援

利用計画作成	61 件	継続支援計画作成利用援助	112 件
--------	------	--------------	-------

2 療育相談事業のあらまし

長野県から「障がい児等療育支援事業」、南信州広域連合から「障害者相談支援事業」の委託を受けて、飯田下伊那福祉圏域（14 市町村）を対象に、在宅の障がい児の外来・訪問による相談・訓練・早期発達支援グループ活動等を関係機関と連携をとりながら行い、障がい児の福祉の向上を図る。

(1) 早期発達支援グループ らっこ、ぺんぎん、こあら、ひよこ 計 4 グループ

実施回数 58 回 延べ利用人数 318 名

(2) 地域グループへの支援

	飯田市
回 数	12
延べ人数	61

(3) 療育相談、発達検査（外来相談）

延べ利用者数 5,277 名

(4) 保育園、認定こども園、学校、施設等支援実施回数

訪問支援 210 回 施設支援 402 回

3 重症心身障害児通園事業のあらまし

在宅の重症心身障がい児一人ひとりの状態に応じた通園形態で、楽しみ作りや健康管理等、心身の発達支援を行う。医療的ケア等、多様な支援が必要な家庭が地域の中で孤立しないよう、家族支援も重点的に行う。

(1) 児童数

定員 一日 5 人程度

登録児童数 4 名（途中入退所含む）

(2) 療育日数及び延べ利用数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
日数	18	20	23	21	20	21	21	21	21	19	20	20	245
延べ利用数	25	25	24	40	24	37	33	35	30	25	26	24	348

(3) 出身地別登録児童数

飯田市	松川町	豊丘村	合計
2	1	1	4

(4) 年齢別登録児童数

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
男	0	1	1	0	0	0	2
女	0	0	1	0	0	1	2
合計	0	1	2	0	0	1	4

5 長寿支援課

5－1 要介護（要支援）認定者数

	4年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年1月	2月	3月
要支援1 第1号被保険者	479	472	475	460	468	467	460	457	461	459	449	455
要支援1 第2号被保険者	6	5	5	5	5	6	6	6	7	7	7	9
要支援1 計	485	477	480	465	473	473	466	463	468	466	456	464
要支援2 第1号被保険者	575	576	575	578	573	579	568	568	566	570	567	561
要支援2 第2号被保険者	7	8	9	8	8	7	8	8	8	8	8	7
要支援2 計	582	584	584	586	581	586	576	576	574	578	575	568
要介護1 第1号被保険者	1,320	1,336	1,352	1,348	1,336	1,320	1,311	1,316	1,311	1,313	1,328	1,305
要介護1 第2号被保険者	25	25	24	24	24	25	26	25	25	25	24	26
要介護1 計	1,345	1,361	1,376	1,372	1,360	1,345	1,337	1,341	1,336	1,338	1,352	1,331
要介護2 第1号被保険者	1,032	1,032	1,043	1,052	1,064	1,056	1,069	1,063	1,063	1,057	1,059	1,053
要介護2 第2号被保険者	15	14	15	15	14	14	14	15	16	14	14	13
要介護2 計	1,047	1,046	1,058	1,067	1,078	1,070	1,083	1,078	1,079	1,071	1,073	1,066
要介護3 第1号被保険者	852	855	842	846	847	848	845	849	862	834	829	846
要介護3 第2号被保険者	12	12	11	12	12	13	12	11	11	11	9	8
要介護3 計	864	867	853	858	859	861	857	860	873	845	838	854
要介護4 第1号被保険者	840	853	849	847	827	827	836	823	809	803	807	813
要介護4 第2号被保険者	4	5	4	5	4	4	3	4	4	4	4	4
要介護4 計	844	858	853	852	831	831	839	827	813	807	811	817
要介護5 第1号被保険者	664	667	687	702	709	708	707	690	673	662	660	664
要介護5 第2号被保険者	12	13	14	14	14	16	13	15	14	12	14	15
要介護5 計	676	680	701	716	723	724	720	705	687	674	674	679
合計 第1号被保険者(A)	5,762	5,791	5,823	5,833	5,824	5,805	5,796	5,766	5,745	5,698	5,699	5,697
合計 第2号被保険者	81	82	82	83	81	85	82	84	85	81	80	82
合計 計	5,843	5,873	5,905	5,916	5,905	5,890	5,878	5,850	5,830	5,779	5,779	5,779
第1号被保険者数(B)	32,374	32,369	32,373	32,373	32,356	32,322	32,307	32,253	32,219	32,180	32,191	32,198
認定者割合(A)／(B)	17.80%	17.89%	17.99%	18.02%	18.00%	17.96%	17.94%	17.88%	17.83%	17.71%	17.70%	17.69%

5-2 介護保険料

(1) 65歳以上の方の保険料の額

介護保険料は、3年間(令和3年度～令和5年度)の介護保険事業計画に基づき、事業開始年度にサービス費用の見込額等を勘案して設定しており、原則として保険料の所得段階は3年間同一となります。当市では保険料の所得段階を、国の基準(9段階)から12段階に多段階化し、被保険者の負担能力に応じた保険料設定を行っています。さらに、所得段階が第1～3段階の年額保険料については、制度に則った公費の投入により、低所得者の介護保険料の更なる負担軽減を行っています。

また、保険料算定では、平成30年度税制改正における給与所得控除・公的年金等控除引き下げの影響により不利益が生じないように調整を行っています。

所得段階	対 象 と な る 方	算定方法	年額保険料
第1段階	生活保護を受けている方、または、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方	基準額×0.30	21,528円
	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方		
第2段階	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.50	35,880円
第3段階	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.70	50,232円
第4段階	本人が市民税非課税で、同居の世帯員の中に市民税課税者がいるが、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.90	64,584円
第5段階	本人が市民税非課税で、同居の世帯員の中に市民税課税者がいる方	基準額	71,760円
第6段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	86,112円
第7段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.40	100,464円
第8段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.60	114,816円
第9段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額×1.85	132,756円
第10段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.95	139,932円
第11段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	基準額×2.05	147,108円
第12段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が700万円以上の方	基準額×2.20	157,872円

(2) 令和4年度介護保険料の収納状況

現年度賦課延べ人数と調定額

所得段階	特別徴収者数	普通徴収者数	併徴者数※1	調定額(円)
第1段階	2,599	337	170	65,067,852
第2段階	2,494	50	251	98,884,660
第3段階	2,655	27	94	136,915,156
第4段階	2,780	238	62	198,079,128
第5段階	6,676	61	87	485,432,000
第6段階	5,420	288	115	500,999,512
第7段階	3,590	247	55	393,710,044
第8段階	1,822	222	28	238,329,312
第9段階	750	95	16	115,132,641
第10段階	532	99	5	89,020,074
第11段階	101	10	1	17,395,521
第12段階	375	122	10	80,514,720

※1 特別徴収者、普通徴収者に含まず

※2 滞納繰越分(過年度賦課分)を含まない

※3 令和4年に行った過年度に対する賦課分は含まない

徴収方法別調定額と収納率

区 分	調定額(円)	収入額(円)	還付未済額(円)	収納率※
特別徴収	2,256,709,469	2,258,310,342	1,600,873	100.00%
普通徴収	165,301,460	162,825,203	151,258	98.41%
滞納繰越分	3,270,235	2,662,211	37,000	80.28%
合計	2,425,281,164	2,423,797,756	1,789,131	99.87%

※ 収納率=(収入額-還付未済額)/調定額

5－3 介護保険給付決定状況

(1) 介護給付費・予防給付費

(令和4年度分)(単位:円)

サービスの種類	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
費用額								
訪問サービス	11,591,921	20,990,394	211,276,483	245,956,929	212,222,239	252,363,296	322,722,428	1,277,123,690
通所サービス	5,565,240	28,801,150	409,484,141	446,010,024	357,146,848	283,917,509	176,062,660	1,706,987,572
短期入所サービス	630,190	2,171,460	72,421,404	111,082,530	174,390,210	165,606,758	112,018,460	638,321,012
福祉用具・住宅改修サービス	22,285,627	41,584,199	88,312,270	120,435,875	96,670,005	89,108,012	72,987,685	531,383,673
特定施設入居者生活介護	1,549,472	1,045,650	18,917,848	31,336,903	59,724,751	66,578,345	24,027,212	203,180,181
介護予防支援・居宅介護支援	13,282,227	22,082,613	175,862,913	133,299,517	102,060,145	69,629,715	50,739,249	566,956,379
地域密着型(介護予防)サービス	2,331,200	8,991,040	356,598,080	424,672,210	485,823,080	315,628,130	277,797,670	1,871,841,410
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	－	－	－	－	－	－	－	－
夜間対応型訪問介護	－	－	－	－	－	－	－	－
地域密着型通所介護	－	－	190,091,640	186,151,800	144,915,760	62,430,590	32,175,580	615,765,370
認知症対応型通所介護	265,540	121,030	18,308,850	23,421,590	40,359,340	13,810,220	14,394,110	110,680,680
小規模多機能型居宅介護	2,065,660	8,870,010	55,185,560	50,905,120	111,123,030	48,526,620	46,017,090	322,693,090
認知症対応型共同生活介護	－	－	84,131,700	156,774,690	140,665,620	115,452,750	85,431,210	582,455,970
地域密着型特定施設入居者生活介護	－	－	8,880,330	5,114,160	14,118,830	9,228,280	9,785,490	47,127,090
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	－	－	－	2,304,850	34,640,500	66,179,670	89,994,190	193,119,210
複合型サービス	－	－	－	－	－	－	－	－
施設介護サービス	－	－	144,803,225	290,962,392	786,699,205	1,554,961,716	1,602,951,821	4,380,378,359
介護老人福祉施設	－	－	16,247,980	75,795,110	452,948,250	1,019,200,635	928,700,660	2,492,892,635
介護老人保健施設	－	－	128,555,245	214,542,542	327,168,355	426,898,151	273,029,589	1,370,193,882
介護療養型医療施設	－	－	－	－	－	－	－	－
介護医療院	－	－	－	624,740	6,582,600	108,862,930	401,221,572	517,291,842
合 計	57,235,877	125,666,506	1,477,676,364	1,803,756,380	2,274,736,483	2,797,793,481	2,639,307,185	11,176,172,276
支給額								
訪問サービス	10,041,370	18,549,418	186,755,043	218,374,021	187,358,744	225,320,548	286,741,295	1,133,140,439
通所サービス	4,941,425	25,761,794	364,778,966	396,815,933	316,354,222	253,753,805	156,197,030	1,518,603,175
短期入所サービス	538,141	1,946,393	64,382,758	98,501,663	154,749,007	148,066,606	100,077,173	568,261,741
福祉用具・住宅改修サービス	19,663,749	37,183,698	78,396,421	106,964,046	85,582,219	79,474,574	64,749,010	472,013,717
特定施設入居者生活介護	1,394,524	941,085	16,462,937	28,118,736	53,752,270	59,667,222	21,624,481	181,961,255
介護予防支援・居宅介護支援	13,282,227	22,082,613	175,862,913	133,299,517	102,060,145	69,629,715	50,739,249	566,956,379
地域密着型(介護予防)サービス	2,066,381	8,091,936	318,709,567	379,328,084	434,429,526	281,969,915	248,472,746	1,673,068,155
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	－	－	－	－	－	－	－	－
夜間対応型訪問介護	－	－	－	－	－	－	－	－
地域密着型通所介護	－	－	169,485,252	165,899,741	129,805,705	55,851,024	28,950,241	549,991,963
認知症対応型通所介護	238,986	108,927	16,403,659	21,055,041	35,580,760	12,323,040	12,940,519	98,650,932
小規模多機能型居宅介護	1,827,395	7,983,009	49,286,865	45,631,126	99,572,399	43,673,958	41,303,154	289,277,906
認知症対応型共同生活介護	－	－	75,718,530	140,295,753	125,587,265	103,742,794	76,208,840	521,553,182
地域密着型特定施設入居者生活介護	－	－	7,815,261	4,435,616	12,706,947	8,091,886	8,806,941	41,856,651
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	－	－	－	2,010,807	31,176,450	58,287,213	80,263,051	171,737,521
複合型サービス	－	－	－	－	－	－	－	－
施設介護サービス	－	－	129,725,003	259,736,148	703,460,929	1,392,036,852	1,429,208,634	3,914,167,566
介護老人福祉施設	－	－	14,623,182	67,239,253	405,370,359	913,841,141	830,633,960	2,231,707,895
介護老人保健施設	－	－	115,101,821	191,934,629	292,166,230	380,709,498	242,139,067	1,222,051,245
介護療養型医療施設	－	－	－	－	－	－	－	－
介護医療院	－	－	－	562,266	5,924,340	97,486,213	356,435,607	460,408,426
合 計	51,927,817	114,556,937	1,335,073,608	1,621,138,148	2,037,747,062	2,509,919,237	2,357,809,618	10,028,172,427

※サービスの内訳

訪問サービス:訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導

通所サービス:通所介護・通所リハビリテーション

福祉用具・住宅改修サービス:福祉用具貸与・福祉用具購入費・住宅改修費

(2)-1高額介護サービス等費

区 分		件 数	給付額(円)
①生活保護の被保護者及び市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	世帯合算有	-	-
	世帯合算無	303	3,185,507
②市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	世帯合算有	510	5,071,168
	世帯合算無	8,254	110,846,032
③市民税非課税世帯で①か②に該当しない方	世帯合算有	659	6,181,755
	世帯合算無	5,700	37,428,755
④市民税課税世帯	世帯合算有	1,262	13,891,765
	世帯合算無	1,295	27,524,000
合 計		17,983	204,128,982

(2)-1高額介護サービス等費(年間上限)

区 分	件 数	給付額(円)
世帯合算有	-	-
世帯合算無	-	-
合 計	-	-

(3)高額合算医療・介護サービス等費

区 分	件 数	給付額(円)
高額合算医療・介護サービス等費	1,075	31,518,513
高額合算医療・介護予防サービス等費	9	59,394
合 計	1,084	31,577,907

(4)特定入所者介護サービス等費

区分	件 数	給付額(円)
食費	7,679	106,805,632
居住費	7,847	117,854,017
合 計	15,526	224,659,649

(5)審査支払手数料

件数	単価(円)	手数料(円)
169,742	58	9,845,036

5-4 介護予防・日常生活支援総合事業の状況

1 介護予防・生活支援サービス事業

(1) 指定事業者によるサービス

(令和4年度)

サービスの種類	件数	支給額(円)
介護予防訪問介護相当サービス（従前相当）	2,419	43,079,597
訪問型サービスA（緩和した基準による）	597	3,754,167
介護予防通所介護相当サービス（従前相当）	6,098	131,239,858
通所型サービスA（緩和した基準による）	3,478	23,869,660
介護予防ケアマネジメント	8,414	26,795,029

(2) 委託事業者による通所型サービス

(令和4年度)

サービスの種類	会場数	内容
通所型サービスB	13	集会施設等を利用した住民主体の介護予防教室
認知機能向上通所型サービス	4	音楽療法士による認知機能向上プログラム
運動器機能向上通所型サービス	2	生活機能訓練と参加型の食事づくり等
短期集中通所型サービスC	5	専門職による短期集中（12週間）の生活機能等改善プログラム

(3) 高額介護予防サービス費相当事業費（令和4年度）

件数	支給額(円)
154	429,143

(4) 高額医療合算介護予防サービス費相当事業費（令和4年度）

件数	支給額(円)
27	324,402

2 一般介護予防事業

(令和4年度)

事業名	回数	参加数	内 容
はつらつ運動塾 (65歳以上対象)	3 教室 36 回	実人数 57 人	筋力向上やバランス運動を中心とした運動教室
初心者マレットゴルフ教室 (65歳以上対象)	2 教室 5 回	実人員 49 人	マレットゴルフを通しての健康づくり教室
遠山地区運動教室 (65歳以上、サービスの利用のない方)	2 教室 44 回	実人員 45 人	筋力向上やバランス運動を中心とした運動教室

5-5 介護サービス利用料の軽減制度

介護サービスを利用する場合、費用の 10%、20%又は 30%が利用料として本人負担となります。その支払いが困難な方のために次の減額制度があります。

制度の種類	対象となる方	減額の内容
社会福祉法人等による利用負担軽減制度 社会福祉法人などが提供するサービスに対して、その利用料の一部を減額	世帯全員が市民税非課税であって、次の要件を全て満たす方のうち、その方の収入や世帯の状況、利用料負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると市長が認めた方。 ○年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること。 ○預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること。 ○日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 ○負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 ○介護保険料を滞納していないこと。	サービスの利用料の 25%・食費及び居住費（滞在費）について 25%を減額 （注 1） （注 2）
＜対象となる社会福祉法人等が提供する主なサービス及び事業所＞ ●訪問介護、総合事業訪問型サービス（ホームヘルプ） 市社協、八反田、ぼけっと、ジェイエー長野会、一陽会、萱垣会、ゆいの里 ●短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） 飯田下伊那に所在する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）での全てのショートステイ ●通所介護、総合事業通所型サービス（認知症対応型、地域密着型を含む） いいだデイサービスセンター 上郷デイサービスセンター 北部デイサービスセンター かなえデイサービスセンター かわじデイサービスセンター 竜東デイサービスセンター 西部デイサービスセンター 中部デイサービスセンター デイサービスセンターおよりて 北方デイサービスセンター 千代デイサービスセンター 南信濃デイサービスセンター デイサービスセンターあぐり山本 デイサービスセンター四季 ●小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 ことぶき庵 北方の空 小規模多機能型居宅介護施設あぐりかなえ ●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所 飯田下伊那に所在する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）のすべて		

（注 1）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・短期入所の食費、居住費については、特定入所者介護サービス費対象者のみ減額。

（注 2）老齢福祉年金受給者は 50%を減額。生活保護受給者は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・短期入所の個室の居住費のみ 100%を減額。

制度の種類	対象となる方		減額等の内容	
介護保険通所系サービス食事代負担軽減事業 通所系サービス利用の際の食事代負担軽減	○世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額及び課税年金収入額の合計額が 80 万円以下の方 ○要支援・要介護認定者、事業対象者		通所系サービス利用の際の食事提供を受けた日 1 回につき 100 円を支給	
<対象となる通所系サービス> ●通所介護・介護予防通所介護 ●通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション ●認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 ●地域密着型通所介護 ●通所型サービス（独自）				
高額介護（介護予防）サービス費支給制度、高額介護予防サービス費相当事業費支給制度 1 か月に支払った介護サービスの定率（1 割・2 割・3 割）の負担額が世帯合計で 44,000 円を超えた場合は、超えた分が申請により払い戻されます。 低所得者には負担が過重にならないように、軽減された上限額が設定されています。	所得区分	上限額（月額）	1 か月に支払った各介護サービスの定率（1 割・2 割・3 割）の負担額の合計が、一定額（所得区分に応じた上限額）を超えた場合に、超えた分を申請により支給します。 総合事業の利用者負担はサービスの種類により原則 1 割負担又は定額料金となっていますが、同一世帯で 1 か月の利用者負担額が一定額（所得区分に応じた上限額）を超えた場合に、超えた分を申請により支給します。 （注 1）	
	・生活保護の被保護者 ・15,000 円への減額により生活保護の被保護者とならない場合（境界層該当者）	世帯 15,000 円 個人 15,000 円		
	・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の場合 ・世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の場合	世帯 24,600 円 個人 15,000 円		
	・世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円を超える場合 ・24,600 円への減額により生活保護の被保護者とならない場合（境界層該当者）	世帯 24,600 円		
	・一般 市民税課税世帯のうち、下記以外	世帯 44,400 円		
	・現役並み所得者相当で、同一世帯内に課税所得約 380 万円未満の第 1 号被保険者がいる場合	世帯 44,400 円 (R3.8～)		
	・現役並み所得者相当で、同一世帯内に課税所得約 380 万円以上約 690 万円未満の第 1 号被保険者がいる場合	世帯 93,000 円 (R3.8～)		
	・現役並み所得者相当で、同一世帯内に課税所得約 690 万円以上の第 1 号被保険者がいる場合	世帯 140,100 円 (R3.8～)		
高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給制度、高額医療合算介護予防サービス費相当事業費支給制度 介護保険及び総合事業の利用者負担額と医療保険の一部負担金等の合計額が高額となったとき申請により支給します。	○70 歳未満の方がいる世帯		1 年間の介護保険、総合事業、医療保険の負担額を合算し、所得区分に応じた限度額を超えた分を支給 （注 1）	
	国民健康保険被保険者（基礎控除後の総所得金額）	被用者保険被保険者（月の標準報酬月額等）		基準額
	901 万円超	83 万円以上		212 万円
	600 万円超 901 万円以下	53 万円～79 万円		141 万円
	210 万円超 600 万円以下	28 万円～50 万円		67 万円
210 万円以下	26 万円以下	60 万円		

	市民税非課税世帯	市民税非課税者等	34 万円
	○70 歳～74 歳の方 ○後期高齢者医療被保険者		
	所得区分	基準額（令和 3 年 8 月～）	
	被保険者証の負担割合が「3 割」 で市町村民税課税標準額が 690 万円以上	212 万円	
	被保険者証の負担割合が「3 割」 で市町村民税課税標準額が 380 万円以上 690 万円未満	141 万円	
	被保険者証の負担割合が「3 割」 で市町村民税課税標準額が 145 万円以上 380 万円未満	67 万円	
	一般	56 万円	
	低所得者Ⅱ	31 万円	
	低所得者Ⅰ	(注 2) (31 万円) 19 万円	

（注 1） 介護保険サービスでは介護給付費、総合事業では従前相当サービス及び A 型サービスのみが対象になります。

（注 2） 低所得者Ⅰで介護サービス利用者が複数いる世帯は、低所得者Ⅱの合算限度額が適用されます。

（注 3） 自己負担額が上記の基準額を超える場合に支給されます。ただし支給額が 500 円以下の場合には支給されません。

制度の種類	対象となる方				減額の内容
介護保険負担限度額認定制度	以下の①～③すべてに該当する方				限度額を超えた部分を給付
	①世帯全員の方が市民税非課税				
	②配偶者と世帯を別にする場合は、配偶者も市民税非課税				
	③預貯金等の額の要件				
	利用者負担	所得等の要件	単身	夫婦	
	【第1段階】	生活保護受給者	要件なし	要件なし	
		老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	1,000 万円以下	2,000 万円以下	
	【第2段階】	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 80 万円以下	650 万円以下	1,650 万円以下	
	【第3段階①】	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 80 万円超 120 万円以下	550 万円以下	1,550 万円以下	
【第3段階②】	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 120 万円超	500 万円以下	1,500 万円以下		
利用者負担	部屋の種類	居住費限度額（注1）	食費限度額（注1）		
【第1段階】	多床室（相部屋）	0 円	施設・短期：300 円（注4）		

		従来型個室(特養等) (注2)	320 円	
		従来型個室(老健、療養等) (注3)	490 円	
		ユニット型準個室	490 円	
		ユニット型個室	820 円	
	【第2段階】	多床室 (相部屋)	370 円	施設：390 円 短期：600 円
		従来型個室 (特養等)	420 円	
		従来型個室 (老健、療養等)	490 円	
		ユニット型準個室	490 円	
		ユニット型個室	820 円	
	【第3段階①】	多床室 (相部屋)	370 円	施設：650 円 短期：1,000 円
		従来型個室 (特養等)	820 円	
		従来型個室 (老健、療養等)	1,310 円	
		ユニット型準個室	1,310 円	
		ユニット型個室	1,310 円	
	【第3段階②】	多床室 (相部屋)	370 円	施設：1,360 円 短期：1,300 円
		従来型個室 (特養等)	820 円	
		従来型個室 (老健、療養等)	1,310 円	
		ユニット型準個室	1,310 円	
		ユニット型個室	1,310 円	

(注1) 限度額は1日あたりの金額。

(注2) 「特養等」とは、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護。

(注3) 「老健、療養等」とは、老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、短期入所療養介護。

(注4) 施設とは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設。

短期とは、短期入所生活介護、短期入所療養介護。

5-6 高齢者等の在宅福祉サービス

(令和5年4月現在)

1 介護者疲労回復事業

対 象 者	重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障がい者（障害支援区分4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）の介護者
内 容	介護者の疲労回復を図るため、家庭介護者疲労回復事業助成券またはリフレッシュ入浴券を支給します。 ・家庭介護者疲労回復事業助成券（マッサージ・はり・きゅうの施療を受ける助成券）1回の利用につき1,500円の助成券を2枚支給します。 （免許を有する飯田市又は下伊那郡区域の業者を利用できます。） ・リフレッシュ入浴券（飯田市内の入浴施設を利用する助成券）1回の利用につき500円の入浴券を5枚支給します。
利用者負担	治療1回につき1,500円を超えた額、または入浴1回につき500円を超えた額
4年度実績	マッサージ利用者数：26人 利用回数：48回 入浴利用者数：138人 利用回数：557回

2 寝具洗濯乾燥事業

対 象 者	重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障がい者（特別障害者手当受給者で障害支援区分4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）
内 容	重度要介護者等の寝具（敷布団）を洗濯し乾燥消毒します。 年2枚まで利用できます。
利用者負担	なし
4年度実績	利用実人数：144人 利用回数：266回

3 訪問理美容サービス事業

対 象 者	重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障がい者（特別障害者手当受給者で障害支援区分4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）
内 容	重度要介護者等の負担軽減を図るため、訪問理美容サービス利用券を支給します。 重度要介護者等が自宅で理美容サービスを受けたとき、業者の出張訪問にかかる費用を助成します。 1回の利用につき1,000円の利用券を6枚支給します。 長野県知事が出張業務の承認をした飯田市又は下伊那郡区域の業者を利用できます。
利用者負担	理美容代実費
4年度実績	利用実人数：90人 利用回数：254回

4 介護者慰労短期入所事業

対 象 者	重度要介護者（要介護 3・4・5）の介護者
内 容	在宅で重度要介護者等を介護している介護者の心身の疲れを癒し、元気回復を図る機会を確保するため、重度要介護者が施設等に短期入所した場合、介護者に助成金を交付します。（該当施設等：介護老人保健施設、介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、療養型医療施設） 利用 1 回につき 3,000 円の助成。ただし、施設への送迎方法がタクシー及び有償運送の場合は 5,000 円の助成。 1 回につき利用日数は 7 日以内で、1 か月のうち半月以上の在宅介護期間がある場合に年 6 回まで利用できます。 本事業利用後、利用施設の入所証明を受けて請求します。
利用者負担	介護保険による短期入所の負担金と同様（食事、実費等含む）
4 年度実績	利用者数：197 人 利用回数：827 回

5 緊急宿泊支援事業

対 象 者	要支援・要介護認定者、障がい者の介護者で緊急事由等により、介護が一時的に困難となる世帯
内 容	要支援・要介護認定者、障がい者が、日々利用している宅老所等に介護者の緊急事由等により宿泊した場合の宿泊 1 泊（1 回分）の費用（5,000 円以上）の一部を助成します。ただし、食事代、入浴費用、送迎費用を除く。（上限額 4,000 円） 1 人当たり年 4 泊（4 回分）まで利用できます。 対象者は助成を受ける前に本事業の利用登録をし、利用後、利用施設の領収書の写しを添えて請求します。
利用者負担	実費：1 泊（1 回分）の費用
4 年度実績	利用実人数：1 人 利用回数：2 回

6 在宅介護支援金支給事業

対 象 者	市民税非課税世帯に属す重度要介護者（要介護 3・4・5）、重度心身障がい者（障害支援区分 4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当 1 級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）の介護者
内 容	6 か月以上、市内に住所を有し、基準日前 1 年間に 180 日以上、在宅で介護した場合に、9 万円を支給します。（基準日 9 月 1 日）
4 年度実績	受給者数：（高齢者）154 人

7 介護用品購入券支給事業

対 象 者	市民税非課税世帯に属す要介護 4・5 の在宅高齢者で、生活保護受給あるいは介護保険利用料の社会福祉法人利用者負担減免基準に該当する方及び、中国残留邦人等に対する支援給付を受給している方の介護者
内 容	介護者の経済負担軽減、在宅生活の継続、向上のため、介護用品（紙おむつ、尿取りパッド）が購入できる購入券を支給します。 年に 3 回、5,000 円の購入券を 4 枚ずつ支給します。
利用者負担	なし
4 年度実績	対象者数：16 人

8 高齢者及び障害者にやさしい住宅改良促進事業

対 象 者	住宅改修をしなければ在宅生活の継続が困難と認められる方で、65 歳以上の要支援・要介護認定者、身障 1～3 級の方、65 歳未満の身障 1～6 級の方（4～6 級の者は独居等）、その他支援が必要な方のいる世帯で所得税合計が 8 万円以下の、経済状況等の条件が認められた世帯
内 容	63 万円を上限に補助します。
利用者負担	事業費の内、補助金額を超えた分
4 年度実績	該当件数：0 件

9 高年齢者等住宅リフォーム補助事業

対 象 者	飯田市内に 1 年以上居住している、介護保険の認定を受けていない 65 歳以上の高年齢者等でなおかつ市民税非課税世帯
内 容	自宅のバリアフリー化、転倒事故防止、介護予防につながる工事のほか、劣化等による基礎・土台・柱・床・屋根・外壁の部位修繕及び補強を対象とし、改修費用の 30% で、10 万円を上限に経費を補助します。 1 戸の住宅で補助は 1 回のみとします。 施工業者は飯田市内に本社のある法人又は個人とします。
利用者負担	事業費の内、補助金額を超えた分
4 年度実績	助成件数：11 件

10 介護保険通所系サービス食事代負担軽減事業

対 象 者	市民税非課税世帯で、前年の公的年金等の収入金額及び所得額の合計額が 80 万円以下の要支援・要介護認定者で介護保険の通所介護、通所リハビリテーションを利用する方（生活保護受給者を除く）
内 容	食事の提供を受けた日 1 日につき 100 円の扶助
利用者負担	食事の提供を受けた日 1 日につき 100 円を超えた分
4 年度実績	利用数：32,242 回

11 自立支援短期入所事業

対 象 者	事業対象者等。一時的に入所養護が必要な方
内 容	家族等の事情により一時的に独居となり養護が必要な場合に、養護老人ホームハートヒル川路に短期間宿泊できます。原則年 7 日以内。
利用者負担	利用 1 日につき 1,730 円（3 食分の食費等を含む）
4 年度実績	延利用者数：4 人 利用日数：30 日

12 成年後見制度等利用支援事業

対 象 者	判断能力・意思能力の低下した高齢者等
内 容	判断能力等の低下により財産管理・契約行為に支障をきたす高齢者等、成年後見制度の利用が必要な方に申し立ての支援をします。
利用者負担	申し立てに必要な実費
4 年度実績	申立件数：7 件

13 介護通訳派遣事業

対 象 者	中国帰国者または外国人で、居宅介護が必要な高齢者又は障がい者で、居宅介護サービス・支援費サービス等を利用する方のうち、通訳の必要な方又はその方を担当する居宅介護サービス・支援費サービス等を行う事業者
内 容	通訳の派遣が必要な対象者に介護通訳を派遣します。
利用者負担	なし
4 年度実績	派遣時間：30 時間

14 緊急通報システム運営事業

対 象 者	独居高齢者、身障 1・2 級の独居、要支援・要介護者のいる高齢者世帯（選定は地区民協）
内 容	独居高齢者等の急病や災害等の緊急時にボタンを押すと、いったん専門の受信センターで受信して、あらかじめ指定した協力員等に通報し、対応を依頼します。 救急車等が必要と判断したときは、消防署に出動を要請します。
利用者負担	市民税課税世帯：月 500 円 市民税非課税世帯：300 円 生保世帯：0 円
4 年度実績	4 年度 3 月末時点使用者数：163 台

15 火災警報器設置事業

対 象 者	市民税非課税の高齢者世帯で、独居又は要支援・要介護者のいる世帯等（選定は地区民協）
内 容	独居高齢者等の防火面での安全対策として、住宅用防災警報器等を取付けます。 ※警報器（煙感知式）を家屋内に、警報ブザーを外に設置します。
利用者負担	なし
4 年度実績	新設：0 台 累計（平成元年から）：669 台

16 介護保険外短期入所特別拡大事業

対 象 者	要介護高齢者で認知症があり、独居又は高齢者世帯の方
内 容	暖房等が利用できずに凍死する恐れがある、あるいは認知症のため失火の危険がある等、冬季間在宅生活が困難な方に、特養へ介護保険の利用枠を超えて連続して 100 日間の短期入所を認めています。（12 月～3 月の間に限定）
利用者負担	介護保険による短期入所の負担金と同様
4 年度実績	利用者数：0 人 利用日数：0 日

17 認知症高齢者見守り事業

対 象 者	要支援・要介護の認定を受けた認知症高齢者及び認知症高齢者と同居している家族
内 容	介護保険の訪問介護では対応できない、家族不在時の認知症高齢者や独居の認知症高齢者の見守りをする有償ヘルパーの利用料を一部補助します。 (家族不在時の見守り 1時間につき 1,280 円、独居の見守り 45 分未満 1,647 円)
利用者負担	家族不在時 事業所の利用料から市委託料を除いた額 (別途交通費) 独居 介護保険同様の 1,830 円の 1 割
4 年度実績	利用者数：0 人 利用時間：0 時間

18 徘徊高齢者家族支援サービス事業

対 象 者	徘徊のある認知症高齢者の介護者
内 容	認知症高齢者が徘徊したときに、位置情報を提供するサービス。 情報提供は専門業者に委託。 初期費用分 7,700 円と交換用バッテリー代 2,310 円を支援します。(税込)
利用者負担	機器の利用料として月 550 円 徘徊があったときに情報取得料等がかかります。
4 年度実績	利用者数：2 人

19 GPS 機能付端末利用補助事業

対 象 者	1 人で外出した際に、目的地への到着若しくは帰宅することができない事実又はそのおそれがある高齢者の介護者
内 容	新規に GPS 機能付端末の購入又はレンタルに要する初期費用 (毎月の使用料及びレンタル料は除く。) に対して、1 万円を上限に経費を補助します。 対象高齢者 1 人につき 1 回のみとします。 破損、紛失等による修理及び再購入に要する費用は、補助の対象となりません。
利用者負担	事業費の内、補助金額を超えた分
4 年度実績	利用者数：2 人 (令和 4 年 4 月 1 日開始)

20 高齢者等配食事業

対 象 者	事業対象者等で炊事に困難を感じている方
内 容	栄養改善の必要がある事業対象者等で炊事に困難を感じている方に食事を届け、配食時に利用者の安否確認を行います。
利用者負担	食費実費 (600 円～700 円)
4 年度実績	利用者数：4 人 配食数：965 食 認定利用者数：70 人 配食数：9,848 食

21 生きがいデイサービス事業

対 象 者	概ね 65 歳以上の独居・日中独居の高齢者又は高齢者世帯 介護保険非該当者で、放置すれば要介護状態となる恐れのある方
内 容	健康チェックや日常動作訓練を日課の中に組み込みながら、無理のない日課の中で利用者のペースで 1 日を過ごします。 必要な方は送迎します。
実 施 施 設	山本老人福祉センター 上村ふれあいセンター
利用者負担	利用 1 回につき 生きがいデイ利用分 400 円 生活保護世帯 0 円 昼食等 : 実費 (全員)
4 年度実績	利用回数 : 154 回

22 介護者リフレッシュ事業

対 象 者	重度要介護者 (要介護 3・4・5)、 重度心身障がい児者 (身体 1・2 級、及び療育 A・精神 1 級) の介護者、認知症高齢者の介護者
内 容	地区ごとに、高齢者等を介護している介護者を、温泉や食事会等に招待し 1 日休養してもらおうとともに、介護についての様々な相談を受けます。 また、認知症高齢者の介護者に対して介護者の会を開催します。地区ごとに、高齢者等を介護している介護者を、温泉や食事会等に招待し 1 日休養してもらおうとともに、介護についての様々な相談を受けます。 また、認知症高齢者の介護者に対して介護者の会を開催します。
利用者負担	なし
4 年度実績	参加人数 : 日帰りふれあい相談事業 71 人

23 敬老祝賀事業

対 象 者	長年にわたり社会の発展に寄与されてきた高齢者に対し、その長寿をお祝いして、敬老祝金品を贈呈します。
内 容	88 歳 (市) あいさつ状、5 千円 100 歳 (市) あいさつ状、1 万円、市長訪問 (社協) 祝品 (国) 祝状、銀杯、紙筒 (県) 祝状、紙筒 最高齢者 (3 名) (市) あいさつ状、5 千円
4 年度実績	贈呈者数 : 845 人

5-7 地域包括支援センター

1 地域包括支援センターの業務内容

飯田市では5カ所の地域包括支援センターを設置し、保健師、主任介護支援専門員及び社会福祉士等が高齢者に関する介護予防計画の作成や保健福祉サービスの利用についての相談にお応えしています。

令和5年4月から地域包括支援センターを1カ所増設するため、令和5年1～3月は開設準備を行いました。

<市の委託事業>

- (1) 介護に関する相談や、健康や福祉、医療に関すること、生活に関すること等、高齢者の様々な相談に応じています。相談は無料です。
- (2) 要支援の方や、介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者の方のための、介護予防サービスを利用するために必要な介護予防ケアマネジメントを行います。
- (3) 要介護、要支援になるおそれのある方の相談に応じ、介護予防サービスを受けるための調整を行います。
- (4) 高齢者への虐待の早期発見や把握に努め、関係機関との連絡、調整を行います。
- (5) 成年後見制度や日常生活自立支援事業への手続きの支援を行います。
- (6) 地域のケアマネジャーが、円滑に業務を行えるように支援、指導を行います。また、高齢者が安心して暮らせるために様々な関係機関とのネットワークづくりを行います。

2 令和5年度 地域包括支援センターと担当地区

飯田市いいだ地域包括支援センター	銀座 3-7 銀座堀端ビル 2 階	Tel 0265-56-1595
担当地区：橋北・橋南・羽場・丸山・東野・松尾・下久堅・上久堅		Fax 0265-56-5505
飯田市かなえ地域包括支援センター	鼎一色 551	Tel 0265-53-9411
担当地区：鼎		Fax 0265-49-0850
飯田市いがら地域包括支援センター	三日市場 406-31	Tel 0265-28-2361
担当地区：山本・伊賀良		Fax 0265-28-2362
飯田市かわじ地域包括支援センター	川路 3467-2	Tel 0265-27-6052
担当地区：千代・龍江・竜丘・川路・三穂		Fax 0265-27-5023
飯田市かみさと地域包括支援センター	上郷黒田 470 番地 1	Tel 0265-48-5501
担当地区：上郷・座光寺		Fax 0265-48-5591
飯田市南信濃地域包括支援センター	南信濃和田 1550	Tel 0260-34-1066
担当地区：上村・南信濃		Fax 0260-34-2102

5-8 いいだシニアクラブと生きがい対策

1 いいだシニアクラブ連絡会の現況（令和5年4月1日現在）

地区名	会員数別高齢者クラブ数										会員数
	30人未満	30～39人	40～49人	50～59人	60～69人	70～79人	80～89人	90～99人	100人以上	合計	
丸山	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	55
座光寺	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—
松尾	—	—	—	1	2	—	—	—	1	4	332
下久堅	—	—	—	—	1	—	—	—	1	2	177
千代	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	54
竜丘	—	1	1	1	—	—	—	—	—	3	123
鼎	—	—	1	3	—	—	1	—	—	5	298
上郷	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	89
上村	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	50
南信濃	1	3	—	—	—	—	—	—	—	4	111
計	1	4	2	8	3	0	2	0	2	22	1,289

2 いいだシニアクラブ連絡会の主な事業（令和4年度）

事業	内容	
グラウンドゴルフ実技講習会	6月24日	飯田市総合運動場第2グラウンドにて 会員18名参加
県老人クラブ連合会 市町村老連ブロック研修会南信州地区	6月30日	伊那市にて 会員39名参加 活動事例発表 講演 「楽脳ウォーキングで脳と身体の健康づくり」 講師 フィットネスサポートセンター 三浦 弘 先生
県老人クラブ連合会 女性指導者研修会	7月28日	駒ヶ根市にて 女性会員15名参加 講演 「「うたと音楽」であふれる笑顔！心と体の健康づくり」 講師 長野第一興商 浜 沙也加 先生 実技講習 「いざという時に役立つ風呂敷活用術」
いきいき活動研修会	11月24日	会員33名参加 講演 「南信州と新野・和合の風流踊り～ユネスコ無形文化遺産登録申請に寄せて～」 講師 櫻井 弘人 先生 囲碁ボール講習会
高齢者クラブが行う スポーツ・健康づくり 事業	通年	グラウンドゴルフ、マレットゴルフなど各地区の会場で各種スポーツ大会、ニュースポーツ講習、健康ウォーキングの推進、健康教室等を開催
在宅福祉を支える友愛活動	通年	敬老祝賀の時期に伴い、高齢者クラブが中心となり、独居や高齢者世帯などを訪問。
その他	組織強化・活性化の取り組み 認知症など健康に関する理解を深める取り組み 特殊詐欺等被害防止のための取り組み 地域の奉仕活動や子ども登下校時の安全見守り 地域での交通安全や火災予防に関する取り組み 地域での福祉施設等の訪問	

3 生きがい対策

○ 生きがい教室の開催

高齢者に様々な学習や健康づくり、仲間づくりのきっかけの場「生きがい教室」を提供している。シルバーコーラス、エンジョイビデオクラブ、書道教室、かるた会、シルバーパソコン教室を開催している。

5－9 統計資料

市 内 高 齢 者 人 口									R5.3.31現在	
	地 区	総人口	60歳以上	総人口比	65歳以上	総人口比	75歳以上	総人口比	高齢化順位	
1	橋 北	2,786	1,309	47.0%	1,120	40.2%	722	25.9%	6	
2	橋 南	2,498	1,130	45.2%	971	38.9%	580	23.2%	9	
3	羽 場	4,580	1,742	38.0%	1,475	32.2%	844	18.4%	15	
4	丸 山	3,258	1,347	41.3%	1,119	34.3%	629	19.3%	14	
5	東 野	2,716	1,185	43.6%	976	35.9%	575	21.2%	12	
6	座 光 寺	4,166	1,686	40.5%	1,447	34.7%	779	18.7%	13	
7	松 尾	12,710	3,836	30.2%	3,074	24.2%	1,640	12.9%	20	
8	下 久 堅	2,637	1,206	45.7%	1,044	39.6%	598	22.7%	7	
9	上 久 堅	1,182	645	54.6%	555	47.0%	327	27.7%	3	
10	千 代	1,485	789	53.1%	668	45.0%	426	28.7%	4	
11	龍 江	2,595	1,268	48.9%	1,102	42.5%	652	25.1%	5	
12	竜 丘	6,589	2,476	37.6%	2,051	31.1%	1,124	17.1%	18	
13	川 路	1,949	888	45.6%	769	39.5%	462	23.7%	8	
14	三 穂	1,320	594	45.0%	507	38.4%	266	20.2%	10	
15	山 本	4,463	1,925	43.1%	1,644	36.8%	868	19.4%	11	
16	伊 賀 良	14,083	4,909	34.9%	4,097	29.1%	2,256	16.0%	19	
17	鼎	12,996	4,846	37.3%	4,049	31.2%	2,308	17.8%	17	
18	上 郷	13,033	4,935	37.9%	4,156	31.9%	2,399	18.4%	16	
19	上 村	358	240	67.0%	207	57.8%	145	40.5%	2	
20	南 信 濃	1,153	767	66.5%	706	61.2%	466	40.4%	1	
	全 市	96,557	37,723	39.1%	31,737	32.9%	18,066	18.7%		

飯田市	97,750	38,234	39.1%	32,286	33.0%	17,915	18.3%	R4.4.1
飯田市	97,480	38,235	39.2%	32,252	33.1%	18,113	18.6%	R4.10.1
長野県	2,020,870	773,255	38.3%	648,603	32.1%	359,832	17.8%	R4.10.1
全 国	124,947,000	43,681,000	35.0%	36,236,000	29.0%	19,364,000	15.5%	R4.10.1

・市、県は住民記録、全国は人口推計月報値を使用

介護保険要支援・要介護認定者			R5.3.31現在					単位:人
地区等	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
橋北	23	39	57	30	31	28	18	226
飯田荘・第二	0	0	0	0	8	21	29	58
橋南	14	22	51	27	19	20	19	172
羽場	16	23	70	41	46	28	20	244
丸山	23	20	51	41	18	19	17	189
東野	13	16	52	35	27	17	11	171
座光寺	21	20	52	50	28	26	20	217
松尾	44	57	123	101	72	61	34	492
きりしま邸苑	0	0	1	3	11	17	16	48
ゆめの郷	0	0	3	3	12	27	16	61
下久堅	15	18	48	47	22	20	19	189
上久堅	14	7	23	21	14	15	10	104
千代	10	14	38	32	16	13	16	139
龍江	10	20	51	38	42	24	18	203
ゆいの里	0	0	0	1	3	1	6	11
竜丘	27	41	94	76	55	41	20	354
川路	6	14	21	26	19	11	10	107
ハートヒル川路	0	0	4	13	5	5	1	28
三穂	8	8	22	17	10	8	7	80
山本	17	23	61	41	32	26	29	229
ヴィラ緑風苑	2	0	3	5	1	0	0	11
伊賀良	38	54	143	119	69	59	55	537
かざこしの里	0	0	0	4	12	25	13	54
陽だまりの丘	0	0	0	0	2	8	7	17
たまゆら	0	0	3	2	7	5	11	28
県	54	70	153	124	93	57	71	622
信濃寮	0	0	0	1	9	7	1	18
やまりきの郷	0	0	0	0	4	11	8	23
上郷	47	62	151	118	66	71	45	560
ケアハウス上郷	3	6	3	2	1	0	1	16
笑みの里	0	0	0	1	11	16	12	40
上村	14	6	10	10	4	5	5	54
南信濃	39	26	29	25	30	13	18	180
遠山荘	0	0	0	1	10	17	12	40
住所地特例者	5	2	9	8	44	94	84	246
計	463	568	1,326	1,063	853	816	679	5,768
(参考:R49.30現在)	461	572	1,330	1,065	862	846	745	5,881

※この数値は国保連提出時の参考値です。介護度を遡って変更し、確定した介護度別の合計数値については欄外の国保連データを参照ください。

								単位:人
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
(参考:国保連データ)	464	568	1,331	1,066	854	817	679	5,779

独居高齢者・高齢者世帯数 R5.4.1

独居高齢者	高齢者世帯
359	203
319	167
368	255
271	212
254	172
215	251
799	543
145	178
94	109
118	116
214	173
353	347
194	117
74	79
297	273
775	712
896	674
876	712
68	39
254	138
6,943	5,470

※各地区の数字には施設入所者を含みます。

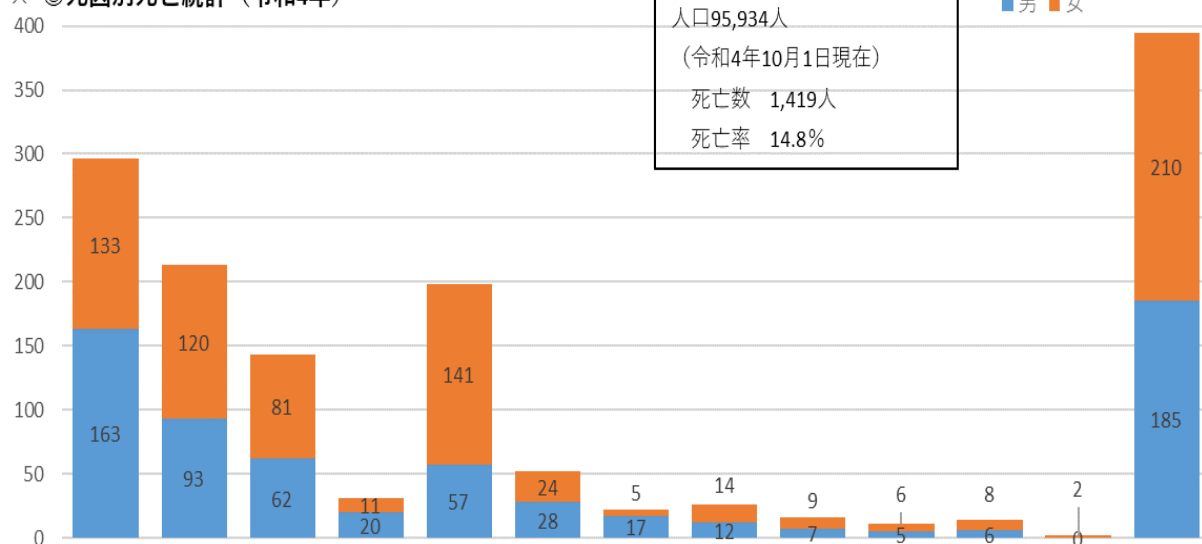
R4.4.1	
6,815	5,389

6 保健課

6-1 人口動態

年	人口	出 生				合計特殊 出生率	死 亡				自然 増加	備 考
		男	女	計	率		男	女	計	率		
H19	107,259	479	519	998	9.3	1.70	617	508	1,125	10.5	△127	人口 10.1 現在
H20	106,630	513	452	965	9.0	1.70	615	577	1,192	11.2	△227	〃
H21	105,691	451	468	919	8.7	1.69	625	576	1,201	11.4	△282	〃
H22	105,335	443	455	898	8.5	1.70	630	615	1,245	11.8	△347	〃
H23	104,728	461	417	878	8.4	1.63	669	613	1,282	12.2	△404	〃
H24	103,947	445	425	870	8.4	1.68	640	608	1,248	12.0	△378	〃
H25	103,105	450	408	858	8.3	1.73	619	630	1,249	12.1	△391	〃
H26	102,446	439	407	846	8.3	1.76	600	643	1,243	12.1	△397	〃
H27	101,743	422	406	828	8.1	1.77	639	637	1,276	12.5	△448	〃
H28	100,957	422	388	805	8.0	1.75	633	629	1,262	12.5	△457	〃
H29	100,077	421	366	787	7.9	1.76	686	641	1,327	13.3	△540	〃
H30	99,157	408	331	739	7.5	1.72	654	689	1,343	13.5	△604	〃
R 1	98,129	364	362	726	7.4	1.75	671	694	1,365	13.9	△639	〃
R 2	97,039	345	309	654	6.7	1.64	624	695	1,319	13.6	△665	〃
R 3	97,049	340	347	687	7.1	1.63	610	697	1,307	13.5	△620	〃
R 4	95,934	329	310	639	6.7	1.55	655	764	1,419	14.8	△780	〃

人 ◎死因別死亡統計（令和4年）



	悪性 新生物	心疾患	脳血管 疾患	肺炎	老衰	不慮の 事故	自殺	腎不全	糖尿病	肝疾患	高血圧 性疾患	結核	その他
死亡数	296	213	143	31	198	52	22	26	16	11	14	2	395
死因別死亡率 (人口10万対)	308.5	222.0	149.1	32.3	206.4	54.2	22.9	27.1	16.7	11.5	14.6	2.1	411.7
死亡割合(%)	20.9	15.0	10.1	2.2	14.0	3.7	1.6	1.8	1.1	0.8	1.0	0.1	27.8

6-2 母子保健

1 令和4年度 妊娠届出数の年齢別内訳

	届出総数	20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上
初妊婦数	326	7	41	124	91	53	10
経産婦数	374	-	20	98	136	99	21
総届出数	700	7	61	222	227	152	31

2 パパママ教室の受講状況

年度	実施回数	実人員			延人員			妊婦内訳（再掲）	
		妊婦	夫	計	妊婦	夫	計	第1子	第2子以上
H30	12	118	110	228	191	173	364	114	4
R 1	14	109	95	204	166	152	318	104	5
R 2	11	73	68	141	115	107	222	71	2
R 3	14	143	141	284	207	201	408	141	2
R 4	19	174	167	341	323	316	639	238	13

3 令和4年度 授乳・育児相談助成事業

	産婦内訳		何回目		時期（産後）			内容（複数実施あり）		
	初産婦	経産婦	1回目	2回目	1か月未満	1か月～ 6か月未満	6か月～ 12か月未満	乳房ケア	授乳相談・ 育児相談	産後の健康 相談
実施数 延 347 実 257										
	115	115	230	117	113	159	74	252	267	111

4 令和4年度 乳幼児訪問

	①未熟児		②新生児 （①を除く）		③乳児 （①②を除く）		幼児		母子相談 電話・面接
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	延人員
実施数	10	11	4	7	613	633	38	65	1,497

5 先天性股関節脱臼検診状況

年度		H30	R 1※	R 2※	R 3	R 4
受診者数（人）	男	420	329	163	252	166
	女	325	326	135	234	167
受診率（％）		97.3	89.0	45.0	69.4	53.8
要治療者	男（人）	-	-	1	-	-
	女（人）	2	3	4	-	-

※令和元年度は、新型コロナウイルス感染症のため3月の検診は中止とした。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のため4月から10月1日までの検診は中止とした。

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症のため9月及び1月20日～3月の検診は中止とした。

※令和4年度は、新型コロナウイルス感染症のため4～5月、8～9月及び12月～1月5日までの検診は中止とした。

6 令和4年度 乳幼児健診

	回数	該当児数	受診児数	受診率	他機関紹介数(率)	フォロー児数(率)
4か月児健診	48	644	633	98.3	2 (0.3)	28 (4.4)
7か月児相談	48	671	663	98.8	7 (1.1)	72 (10.9)
12か月児相談	48	684	675	98.7	4 (0.6)	48 (7.1)
1歳6か月児健診	46	690	675	97.8	18 (2.7)	98 (14.5)
2歳児相談	48	663	648	97.7	23 (3.5)	143 (22.1)
3歳児健診	49	677	665	98.2	8 (1.2)	20 (3.0)

7 遊びの広場

年度	参加人数	延人数	令和4年度初回参加者の主訴
H30	31 (継続 12、新規 19)	117	(複数回答) ・発達の遅れ 16 ・母乳相談・離乳食・体重増加 4 ・母親の育児不安、接し方 1
R 1	36 (継続 9、新規 27)	100	
R 2	23 (継続 8、新規 15)	63	
R 3	24 (継続 10、新規 14)	58	
R 4	22 (継続 6、新規 16)	65	

8 乳幼児学級 (令和4年度)

地区	学級名	対象年齢	実施回数	参加実組数	参加延組数
橋 北 橋 南 東 野 (3館合同)	0歳児学級	0歳	11	13	74
	1歳児学級	1歳	17	23	255
	2歳児学級	2歳	19	7	87
	3歳児学級	3歳	19	11	112
羽 場	0、1歳児学級	0～1歳	16	22	159
羽 場 丸 山	2、3歳児学級	2～3歳	11	23	105
丸 山	すくすく学級	0～1歳	16	12	83
伊賀良	0歳児学級	0歳	8	19	66
	1歳児学級	1歳	14	47	179
	2歳児学級	2歳	14	18	162
	3歳児学級	3歳	16	6	67
山 本	おたまっこ学級	0～3歳	16	22	128
三 穂	みほなかよし学級	0～3歳	10	11	34
鼎	0歳児学級	0歳	6	23	89
	1歳児学級 (りんご学級)	1歳	11	22	125
	1歳児学級 (いちご学級)	1歳	20	37	221
	2歳児学級 (たんぼぼ学級)	2歳	17	28	161
	つくし学級	3歳	17	18	274
竜 丘	0歳児学級	0歳	6	8	29
	1歳児学級	1歳	14	16	126
	2・3歳児学級	2～3歳	12	15	95
川 路	すくすく学級	0～3歳	10	11	65

地区	学級名	対象年齢	実施回数	参加実組数	参加延組数
松 尾	0 歳児学級	0 歳（4～9月生）	5	28	79
	1 歳児学級Aチーム	1 歳（4～9月生）	8	26	98
	1 歳児学級Bチーム	1 歳（10～3月生）	9	32	152
	2 歳児学級Aチーム	2 歳（4～9月生）	7	15	56
	2 歳児学級Bチーム	2 歳（10～3月生）	7	13	54
	3 歳児学級	3 歳	9	8	45
上久堅	わくわくキッズ	0～3 歳	8	8	28
下久堅	ぽっかぽか	0～3 歳	10	12	105
千 代	ちよっ子クラブ	0～3 歳	20	6	56
龍 江	乳幼児学級	0～3 歳	14	10	92
座光寺	ぴよぴよ教室	0～1 歳	10	18	88
	2・3 歳児学級	2～3 歳	11	15	97
上 郷	0 歳児学級	0 歳	6	22	82
	1 歳児学級	1 歳	20	42	251
	2 歳児学級	2 歳	9	15	81
	3 歳児学級	3 歳	9	16	65
上 村	ひよこちゃんの日	0～3 歳	5	2	10
南信濃	すこやか学級	0～3 歳	4	2	4
合 計			471	702	4,139

スタッフ・講師：保育士・保健師・公民館

栄養士・歯科衛生士・医師・助産師・図書館司書・ボランティア・運動指導士等

○年度比較

年度	実施回数	参加実組数	参加延組数
H30	582	996	6,010
R 1	512	889	5,016
R 2	326	646	2,938
R 3	333	772	3,455
R 4	471	702	4,139

6-3 成人保健

1 健康診査

各種がん検診等受診者数の推移

検診種別	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
子宮頸がん検診	1,945	2,048	2,802	2,524	2,833	2,758
乳がん検診	4,940	4,934	4,949	4,742	5,026	4,807
肺がん検診	7,945	7,919	7,908	6,394	7,577	7,453
大腸がん検診	8,614	8,472	8,586	8,569	8,875	8,784
胃がん検診	3,681	3,616	3,572	967	3,671	3,451

(1) 子宮頸がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率)	精密検査結果				未受診
			がん	異形成	その他	異常なし	
H29	1,945	29(1.5)	2	8	10	7	2
H30	2,048	31(1.5)	3	15	5	5	3
R 1	2,802	52(1.9)	-	32	9	10	1
R 2	2,524	47(1.9)	-	19	4	20	4
R 3	2,833	52(1.8)	1	16	10	23	2

*がん検診推進事業クーポン受診者を含む。

(2) 乳がん検診

ア 乳房エコー検査

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果(※重複あり)							未受診
			がん	乳腺症	のう胞	腺維腺腫	その他	異常なし	診断未確定	
H29	2,202	45(2.0)	-	22	4	15	7	4	-	1
H30	2,292	48(2.1)	2	8	3	18	7	9	-	1
R 1	2,181	57(2.6)	3	7	8	20	6	10	3	-
R 2	1,993	42(2.1)	3	9	7	8	11	2	-	2
R 3	2,126	46(2.2)	4	10	9	13	7	2	3	2

イ マンモグラフィ検査

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果						未受診
			がん	乳腺症	のう胞	腺維腺腫	その他	異常なし	
H29	2,738	57(2.1)	4	18	15	5	5	10	1
H30	2,642	90(3.4)	7	17	18	4	13	30	1
R 1	2,768	95(3.4)	7	15	18	6	10	38	1
R 2	2,749	95(3.5)	8	8	22	11	15	25	6
R 3	2,900	74(2.6)	7	4	16	5	17	17	5

*がん検診推進事業クーポン受診者を含む。

(3) 肺がん検診

ア ヘリカルCT検査

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果				未受診
			がん	がんの疑い	その他の疾患	異常なし	
H29	2,734	182(6.7)	5	1	132	33	11
H30	2,917	139(4.8)	5	2	108	16	8
R 1	2,957	320(10.8)	4	4	238	54	20
R 2	2,637	150(5.7)	3	3	106	11	25
R 3	3,103	157(5.1)	5	2	119	17	13

イ レントゲン間接撮影による肺がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果					未受診
			がん	その他	異常なし	未確定	未把握	
H29	5,211	105(2.0)	1	51	39	6	1	7
H30	5,002	121(2.4)	3	55	47	5	-	11
R 1	4,951	195(3.9)	8	81	83	9	3	11
R 2	3,757	139(3.7)	4	66	40	18	11	9
R 3	4,474	140(3.1)	4	60	51	11	4	6

(4) 大腸がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果					未受診
			がん	ポリープ	その他	未把握	異常なし	
H29	8,614	823(9.6)	20	323	114	46	191	129
H30	8,472	702(8.3)	16	257	105	9	153	162
R 1	8,586	731(8.5)	20	263	112	63	131	142
R 2	8,569	674(7.9)	14	248	80	15	136	181
R 3	8,875	481(5.4)	7	174	73	27	86	114

(5) 胃がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果				未受診
			がん	その他の疾患	異常なし	未把握	
H29	3,681	469(12.7)	9	356	52	18	34
H30	3,616	381(10.4)	7	294	47	11	22
R 1	3,572	395(11.1)	5	312	33	18	27
R 2	967	98(10.1)	2	85	3	1	7
R 3	3,671	341(9.3)	5	253	38	10	35

(6) がん検診推進事業

ア 子宮頸がん検診 (20歳)

年度	年齢	対象者数	受診者数	受診率
R 2	平成11年4月2日～平成12年4月1日生	477	47	9.9%
R 3	平成12年4月2日～平成13年4月1日生	484	46	9.5%
R 4	平成13年4月2日～平成14年4月1日生	457	42	9.2%

イ 乳がん検診（マンモグラフィ検査）（40 歳）

年度	年齢	対象者数	受診者数	受診率
R 2	昭和 54 年 4 月 2 日～昭和 55 年 4 月 1 日生	557	212	38.1%
R 3	昭和 55 年 4 月 2 日～昭和 56 年 4 月 1 日生	563	220	39.1%
R 4	昭和 56 年 4 月 2 日～昭和 57 年 4 月 1 日生	511	180	35.2%

（7）胃がんリスク検査

年度	対象者数		受診者数 計	検診方法	受診者 数	検査結果	
						異常なし	要精密検査
H29	40 歳	1,232	393	集団検診	287	212 人	75 人 (26.1%)
	45 歳	1,427		個別検診	106	80 人	26 人 (24.5%)
H30	40 歳	1,205	261	集団検診	194	153 人	41 人 (21.1%)
	45 歳	1,159		個別検診	67	50 人	17 人 (25.4%)
R 1	40 歳	1,221	234	集団検診	165	134 人	31 人 (18.8%)
	45 歳	1,189		個別検診	69	52 人	17 人 (24.6%)
R 2	40 歳	1,156	226	集団検診	142	122 人	20 人 (14.1%)
	45 歳	1,265		個別検診	84	68 人	16 人 (19.0%)
R 3	40 歳	1,111	213	集団検診	147	124 人	23 人 (15.6%)
	45 歳	1,116		個別検診	66	50 人	16 人 (24.2%)

（8）飯田市国民健康保険特定健康診査

ア 特定健康診査の受診率（法定報告）

特定健康診査：飯田市国保に加入している 40 歳～74 歳の方を対象とした年に 1 回の健康診査。

年度	対象者数	健診受診者数	健診受診率
H29	15,545 人	6,018 人	38.7%
H30	14,932 人	5,976 人	40.0%
R 1	14,496 人	6,125 人	42.3%
R 2	14,396 人	4,564 人	31.7%
R 3	14,020 人	5,746 人	41.0%

イ 特定保健指導の対象者と終了率（法定報告）

特定保健指導：特定健康診査の結果によりメタボリックシンドローム該当者および予備群に対し、継続支援を 3 か月以上実施し、評価を行う。特定保健指導対象者は、追加リスクの数と喫煙歴の有無により、積極的支援と動機付け支援に分ける。

積極的支援：初回面接後、面接・電話等により 3 か月以上の継続的支援を行う。算定要件により 180 ポイント以上の支援を実施する。

動機付け支援：初回面接後、3 か月以上経過後に再度支援を実施する。

年度	特定保健指導 対象者数			特定保健指導 終了者数	特定保健指導 終了率
		積極的支援対象者	動機付け支援対象者		
H29	557 人	141 人	416 人	428 人	76.8%
H30	570 人	168 人	402 人	450 人	78.9%
R 1	601 人	155 人	446 人	477 人	79.4%

R 2	449 人	85 人	364 人	324 人	72.2%
R 3	601 人	164 人	437 人	457 人	76.0%

※特定保健指導対象者以外に、重症化予防・受診(精密検査)が必要・情報提供の各対象者に保健指導を実施。実施人数については、「2 健康教育 (1) 個別健康教育の実施状況」に掲載。

ウ 特定健康診査結果有所見率経年変化(法定報告)

		性別	H29	H30	R 1	R 2	R 3
高血圧	高血圧Ⅱ度以上者の割合	男性	4.7%	4.2%	4.6%	7.5%	5.9%
		女性	3.1%	2.6%	2.8%	5.2%	4.4%
	高血圧Ⅰ度以上者の割合 (40～64 歳)	男性	19.2%	15.4%	18.2%	27.8%	23.0%
		女性	10.8%	9.8%	11.2%	18.1%	14.8%
糖尿病	H b A 1 c 6.5%以上者の割合 (40～64 歳)	男性	7.4%	5.8%	6.3%	9.4%	6.4%
		女性	2.3%	2.2%	3.1%	3.6%	3.1%
	H b A 1 c 8.4%以上者の割合	男性	1.3%	0.9%	0.9%	0.8%	0.9%
		女性	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%
脂質 異常症	LDL- c 180 mg/ d l 以上の割合	男性	2.7%	2.9%	2.9%	2.4%	2.5%
	LDL- c 160 mg/ d l 以上の割合	男性	8.9%	9.4%	9.9%	8.2%	9.8%
		女性	10.8%	11.4%	11.2%	10.5%	11.8%
メタボ	メタボリックシンドローム 該当者及び予備群の割合	男性	36.4%	37.2%	39.7%	46.1%	43.4%
		女性	10.4%	11.0%	12.2%	13.7%	12.7%

- (9) 生活保護受給者、被支援者(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付)に対する健康診査

生活保護受給者に対する健康診査については、特定健診(集団)に合わせて、健康増進事業として実施している。

令和4年度受診者数：2人

- (10) 後期高齢者健康診査

後期高齢者医療保険の加入者を対象(要介護3～5を除く)として健康診査を実施している。

年度	対象者数	健診受診者数	健診受診率
H30	15,600 人	218 人	1.4%
R 1	15,970 人	375 人	2.3%
R 2	15,859 人	405 人	2.6%
R 3	15,632 人	659 人	4.2%
R 4	15,989 人	997 人	6.2%

健診結果から、生活習慣病重症化予防対象者には、保健指導を実施している。

R 4 年度は延べ 122 人に保健指導を実施した。

2 健康教育

(1) 実施回数と参加人数（令和4年度）

	集 団 健 康 教 育						計
	一 般	歯周疾患	ロコモティブ シンドローム (運動器症候群)	慢性閉塞性 肺疾患 (COPD)	病態別	薬	
開 催 回 数	220	18	78	-	35	-	351
参加延人員	2,972	217	981	-	506	-	4,676

個別健康教育の実施状況（令和4年度）

	特定健康診査等要指導者				受診勧奨であって医師が必要と認めた者			
	指導を開始した者		指導を終了した者		指導を開始した者		指導を終了した者	
	市町村 実施	医療機関 委託	市町村 実施	医療機関 委託	市町村 実施	医療機関 委託	市町村 実施	医療機関 委託
高 血 圧	247	-	233	-	219	-	182	-
脂質異常症	258	4	255	-	100	-	100	-
糖 尿 病	286	3	274	-	93	-	84	-
喫 煙	-	-	-	-	0	-	0	-
計	791	7	762	-	412	-	366	-

(2) ウェルビクスフォロー教室

ア 実施地区：丸山 竜丘（H15年開始）、龍江 山本 東野 鼎（H16年開始）

座光寺 羽場 上久堅 千代（H17年開始）、松尾 下久堅 上郷 橋南（H18年開始）

橋北 三穂 川路 伊賀良（H19年開始）

※高齢化で継続困難なためH26年度で三穂地区終了。H30年度で川路地区終了。

R4年度、座光寺地区は休会。

イ 対 象 者：65歳以上の一般市民

ウ 内 容：ずくバンドを利用した筋力づくりを中心に、介護予防のための運動を定期的実施。

現在は、自主活動グループで活動している。

エ 参加状況（令和4年度）

会場数	実施回数	実人員	男性	女性	参加延べ人数
16	601	219	9	210	5,608

(3) 消防団健康教室（令和4年度）

令和元年度モデル的に実施した血液検査の結果から、令和2年度から3年間で全分団員に健診を含めた健康教室を開催することとし、最終年度を迎えた。

ア 対象

第1分団（橋南地区消防団）、第2分団（橋北・東野地区消防団）、第4分団（座光寺地区消防団）、第5分団（松尾地区消防団）、第6分団（下久堅地区消防団）、第9分団（山本地区消防団）、第11分団（川路地区消防団）

イ 内容

- ・スマホ de ドックによる消防団健診
- ・各分団での健康教室

健診結果の読み取り、食生活・歯周病予防について

・健診結果に基づき個別に保健指導を実施

ウ スタッフ：保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士

エ 健診・教室参加状況

	橋南	山本	下久堅	座光寺	橋北・東野	松尾	川路
健診受診人数	13	22	23	15	15	45	9
教室参加人数	8	11	16	15	11	20	1

オ 保健指導実施状況

対象者	人数	初回実施人数	2回目実施人数
特定健診の基準で受診勧奨値	49	41	21

※血糖値に関しては、空腹時確認ができないため、基準値を超えた者は全員対象者として保健師から聞き取りと保健指導を行った。

(4) 企業出前健康講座

平成 25 年度から平成 28 年度まで来所方式で行っていた「企業健康教室」を、平成 29 年度から、職場へ出向く方式である「企業出前健康講座」として実施方法を改めた。

ア 対象

飯田市内の事業所または青壮年の団体

イ 内容

前半：飯田市からの健康情報

後半：①～⑥から選択

① からだを知ろう ②からだを見える化 ③プラステン講座 ④歯周病は大丈夫？

⑤今日の食事はどうする？ ⑥働く人のこころの健康

ウ 開催状況

	H30	R1	R2	R3	R4
講座実施回数	15	26	5	10	10
実施団体数	10	16	5	10	6
受講人数（延べ）	846	1,356	166	157	323

(5) 広報活動

ア いいだFM「かざこし歳時記 健康いいだ」2か月に1回

市の保健事業の紹介や健康づくりに取り組んでいる市民の声の紹介。

放送日：偶数月 第4月曜日

イ 南信州新聞「生涯現役をめざして できることからはじめました」年12回

健康づくりに取り組む市民の紹介。

ウ 健康いいだ21 ホームページ

市の保健事業の紹介、各地区での教室・イベントのPR、健康情報のお知らせ。

3 健康相談事業

(1) 健康増進（健康相談） 令和4年度

		開催回数	被指導延人員
重点健康相談	高血圧	176	1,603
	脂質異常症	1	1
	糖尿病	7	7
	歯周疾患	45	581
	骨粗鬆症	2	26
	女性の健康	3	29
	病態別（肥満、心臓病等）	7	65
総合健康相談		363	9,797
計		604	12,109

(2) 健康増進施設「ほっ湯アップル」における健康相談事業

開催回数 249 日

相談延人員 9,477 人

4 訪問指導事業

訪問指導実施状況（母子保健を除く） 令和4年度

	年齢区分	保健師訪問指導人員	
		被訪問指導人員	被訪問指導延人員
要指導者等	39歳以下	－	－
	40～64歳	15	26
	65歳以上	30	35
	計	45	61
個別健康教育対象者	39歳以下	－	－
	40～64歳	3	4
	65歳以上	1	3
	計	4	7
閉じこもり予防	39歳以下	2	2
	40～64歳	5	6
	65歳以上	22	23
	計	29	31
介護家族	39歳以下	－	－
	40～64歳	2	3
	65歳以上	6	7
	計	8	10
寝たきり者	39歳以下	－	－
	40～64歳	－	－
	65歳以上	1	1
	計	1	1
認知症の者	64歳以下	1	1

	65 歳以上	12	16
	計	13	17
その他	39 歳以下	8	36
	40～64 歳	41	88
	65 歳以上	43	50
	計	92	174
合 計		192	301

6-4 介護予防事業

1 いきいき教室

【事業経過】

- 平成 6 年 12 月 脳刺激訓練教室としてCブロックで開始
- 平成 8 年 4 月 脳刺激訓練教室としてBブロックで開始
 ＊浜松医療センターの高槻絹子先生の指導により、浜松方式（二段階方式）による早期発見と回復法を取り入れた。
- 平成 9 年 4 月 老人保健法B型リハビリ事業として全市 33 会場で開始
- 平成 12 年 4 月 介護保険制度開始
- 平成 13 年 4 月 B型リハビリから「いきいきリハビリ」と名称変更し 92 会場で開始
- 平成 16～17 年 保健指導係に介護予防担当保健師の設置
 ＊介護保険認定者の増加率が高いことから、筋骨格器系の介護予防に重点をおき、お達者度測定および運動指導を強化した。
 ＊平成 16 年から名古屋市立大学竹島研究室の指導によりずくバンド運動を取り入れた。
- 平成 18 年 介護保険改正 介護予防事業 地域支援事業 1 次予防事業
- 平成 28 年 4 月 介護保険 介護予防・日常生活支援総合事業 一般介護予防事業
- 令和 2 年 4 月 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施事業

【目的】

老化等による心身機能の低下を防ぎ日常生活の自立を支え、閉じこもりの状態を防ぎ、寝たきり・認知症や筋力低下によるフレイルや要介護状態を予防し、健康の保持増進を図る。

＊高齢者の自立（自立生活の助長、フレイル及び要介護状態の予防）

＊高齢者の活躍の場（豊かな経験と知識・技能を活かす場・高齢者の生き甲斐と社会参加の促進）

＊支え合う地域づくり（社会的孤立感の解消・地域の各団体の参加と協力）

【対象】

65 歳以上の一般市民

【内容】

健康チェック、健康相談、健康についての学習、転倒予防やフレイル予防の運動、ゲーム・レクリエーション、手芸工作、季節の行事

参加状況の推移

年度	会場数	実施回数	参加者実数	延べ人数	平均参加数	介護保険認定者(再掲)	実数の年齢構成						
							64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
H30	95	1,308	1,284	13,350	10.0	128	9	33	113	311	424	306	88
R 1	92	1,075	1,212	11,403	10.0	109	12	37	97	296	389	290	91
R 2	92	723	1,096	6,331	9.0	120	2	21	84	245	365	274	105
R 3	92	772	1,034	6,706	9.0	125	3	24	89	208	326	288	96
R 4	88	931	988	7,553	8.0	127	1	22	89	167	339	274	96

新型コロナウイルスの流行により、R 2年度および3年度の実施回数は例年より減少した。

2 健脚大学フォロー教室

平成 16 年より名古屋市立大学竹島研究室の指導により、後期高齢者を対象にずくバンドによる筋力アップ・バランス運動等を集中的に実施。現在は、運動指導員が指導している。

【目的】体力維持・転倒予防のための筋力及びバランス運動を実践し、転倒の不安の軽減を図る

【対象】概ね 75 歳以上の一般市民 特に転倒に不安のある人

【内容】セラバンド等を利用した筋力づくり運動、バランス運動

【実施会場】橋北・伊賀良・鼎・松尾・上郷、H29 年から上村が追加

(1) 実施状況

年度	会場数	実施回数	参加者実数	参加延べ人数	平均参加人数
H30	6	113	124	1,524	13.5
R 1	6	101	150	1,743	17.3
R 2	6	83	143	1,355	16.3
R 3	6	86	131	1,231	14.3
R 4	6	108	115	1,296	12.0

新型コロナウイルスの流行により、R 2年度および3年度の実施回数は例年より減少した。

(2) 参加者アンケート結果 回答数：71 人（R 4年度）

健脚大学に参加して、何らかの効果があったと答えた方は、93.0%であり運動の効果を感じている方が多い。

■教室参加により効果を感じているもの（複数回答）

項目	人数
筋力が維持・向上した	43
体力がついた	37
関節の痛みが減った	23
その他	10

6-5 精神保健

1 精神訪問指導

	H29 年度	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
精神保健	62	121	189	178	118	167

2 こころの相談窓口

- * 実施日 毎月第2月曜日 午後1時30分～午後4時30分（予約制）
- * 会 場 飯田市保健センター
- * 相談員 飯伊圏域障がい者総合支援センターほっとすまいる 精神保健福祉士
- * 実施状況（R4年度）
 - ① 実施回数 9回
 - ② 相談実人数 11人
 - ③ 相談延べ人数 12人
 - ④ 相談者の年齢内訳

	10 歳代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳代	計
相 談 者	-	1	2	5	2	1	1	-	12
対 象 者	2	1	2	4	2	-	1	-	12

- ⑤ 本人からの相談 8人、家族からの相談 4人

3 こころの健康づくり

（1）広報・啓発活動

- ① ホームページの作成
- ② 自殺予防週間（9月）
 - 高校生への街頭啓発（市内5校に学校を通じて啓発ウェットティッシュを配布）
- ③ 自殺対策強化月間（3月）
 - チラシ「ひとりで悩んでいませんか？相談できる場所がある」の各戸配布
 - のぼり旗・ポスターの掲示
 - 自治振興センターへの啓発パネルの展示（松尾・伊賀良・鼎・上郷）
 - 飯田中央図書館と駅前図書館での関係書籍の展示
 - いいだFM（こころの健康・飯田市の取り組みについて）
- ④ 中学生を対象としたSOSの出し方教育
 - R4年度 3校で実施、資料配布のみ 1校

（2）研修会の開催

- ① こころの健康講座（ゲートキーパー講座）
 - 健康福祉委員会・民生児童委員協議会・企業への出前健康講座、いきいき教室、健康教室などで実施

6-6 栄養指導

1 母子保健（令和4年度）

対 象 者		集団指導		個別指導		内 容
		回数	延人数	回数	延人数	
乳幼児 健診・ 相談 ※感染症 流行期は 集団指導 なし	4 か月児	..	..	48	329	離乳食の開始と進め方
	7 か月児	..	..	48	518	離乳食中期・後期の進め方、1日の目安量、 形態、3回食にむけて、実物展示
	12 か月児	..	..	48	431	1日の目安量、実物展示
	1 歳 6 か月児	..	..	46	481	幼児食について 噛むことの大切さ、おやつとの与え方
	2 歳児	—	—	48	648	幼児食について 噛むことの大切さ、おやつとの与え方
	3 歳児	..	..	49	423	好き嫌いなく、しっかり食べよう
離乳食 講座	初期	12	115	12	115	離乳食の作り方のデモンストレーション、 離乳食の進め方・個別相談
	後期	12	90	12	90	
乳幼児学級		26	211	156	156	乳幼児期の食事とおやつを進め方・相談
ぱくぱくキッチン		2	22	—	—	調理体験、試食
その他（乳幼児）		—	—	15	15	個別相談・電話相談
その他（小中学生）		1	10	10	10	ファミリークッキング
合 計		53	448	492	3,216	

※集団指導の回数・延べ人数について

新型コロナウイルス感染警戒レベルに応じて集団指導を中止する場合があったり、
会場・参加人数によって集団指導を行う場合もあったため正確な回数・延べ人員が不明。

2 生活習慣病予防及び健康増進（令和4年度）

対 象 者		集団指導		個別指導		内 容
		回数	延人数	回数	延人数	
消防団健康教室 （分団別）		6	81	1	1	若い頃からの生活習慣病予防のための食 事について
特定保健指導		—	—	352	352	特定健診結果に基づく栄養指導
高齢者いきいき教 室等（単発事業）		45	571			低栄養予防のための食事
まちづくり委員会 健康福祉委員会等		2	22			生活習慣病の食事、学習と実習
食生活改善推進員		4	84			伝達講習会、文化祭
その他				8	8	訪問指導、健康相談
合 計		57	758	361	361	

6-7 歯科保健

1 母子歯科保健（令和4年度）

対象者	回数	延人数	内 容
妊婦	10	269	妊娠中の口腔内の変化について、歯科検診のすすめ
1 歳児	46	675	萌出歯牙の確認、仕上げ磨きの指導、上顎前歯唇面のむし歯予防
1 歳 6 か月児	46	672	卒乳の確認、甘味制限と仕上げ磨きの工夫、口腔機能の発達について
2 歳児	48	648	萌出歯牙のチェックとブラッシング指導、むし歯の治療の説明、C o 歯牙への注意、ぶくぶくうがいのすすめ
3 歳児	49	660	むし歯の早期治療及び予防処置のすすめ、乳臼歯隣接面のむし歯予防、不良習癖についての相談 6 歳臼歯の重要性とむし歯予防
小学校歯科保健指導	9	699	むし歯、歯周病予防のための健康講話、ブラッシング指導
その他	44	262	乳幼児学級・療養センター等での歯科保健指導、乳幼児訪問指導・つどいの広場等での歯科保健指導
合計	252	3,885	

歯科検診結果

	該当児数 (人)	受診児数 (人)	受診率 (%)	むし歯 保有児 (人)	むし歯 保有率 (%)	むし歯 総本数 (本)	むし歯保有児 1 人当たり むし歯本数 (本)	受診児 1 人当たり むし歯本数 (本)
1 歳 6 か月児	690	672	97.4	5	0.7	9	1.8	0.01
3 歳児	677	660	97.5	49	7.4	148	3.0	0.22

2 成人歯科保健

(1) 歯科健診事業（令和4年度）

令和4年度からの新規事業

対象者(事業名)	該当者数	受診者数	受診率 (%)	内 容
40 歳歯科健診	1,050	154	14.7	医療保険の種類にかかわらず 40 歳になる者に対し 検診費用(6,600 円)を助成

40 歳歯科健診結果（判定区分）

	受診者数	異常なし	要指導	要精検	4 mm以上のポケットを有する者(再掲)
男性	56	7 (12.5%)	15 (26.8%)	34 (60.7%)	33 (58.9%)
女性	98	13 (13.3%)	37 (37.8%)	48 (49.0%)	45 (45.9%)
計	154	20 (13%)	52 (33.8%)	82 (53.2%)	78 (50.6%)

(2)その他事業（令和4年度）

対象者(事業名)	回数	延人数	内 容
歯の健康講座	15	150	地区公民館主催の乳幼児学級に参加している母親を対象に歯周病についての啓発、歯科相談、ブラッシング指導
12 か月児母親の歯科相談	46	652	12 か月児相談時に母親の口腔内チェック、歯科相談、定期検診の重要性、歯周病の原因と対策について
各種健康教室等	11	208	歯と口のはたらき、歯の喪失による障害とその原因、歯周病の原因と対策、ブラッシング指導、定期歯科検診の重要性
合計	72	1,010	

3 高齢者歯科保健（令和4年度）

対象者(事業名)	回数	延人数	内 容
いきいき教室 通所型B事業	37	394	介護予防のための口腔ケア・口腔機能向上の講話 健口体操の紹介
一体的事業健康 教室	3	35	介護予防のための口腔ケア・口腔機能向上の講話 健口体操の紹介・口腔の健康と全身疾患の関係について
各種健康教室等	5	187	歯と口のはたらき、歯の喪失による障害とその原因、口腔機能 向上の講話 健口体操の紹介

6－8 献血

1 飯田市献血実績

(単位：人)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
飯伊献血実績	2,282	2,212	2,477	2,759	2,545
飯田市実績	1,689	1,594	1,911	2,083	1,886
200ml 献血者	3	2	1	2	5
400ml 献血者	1,686	1,592	1,910	2,081	1,881

6－9 健康福祉委員等活動

1 組織の概要

平成 19 年 3 月までは飯田市保健推進員設置規則に基づき、地区ごとに 50 世帯～100 世帯に一人の割合で自治会長等地域代表者に推薦された保健推進員が市長の委嘱を受け二年任期で活動していた。

平成 19 年 4 月からは地域自治組織導入に伴い、各地区の状況に合わせた組織編成となり名称もそれぞれの地域で異なるが、全市で 625 人が活動している。

各地区健康福祉委員等人数（令和 4 年度）

（単位：人）

ブロック	A		B		C		D		E	
地 区	橋 北	10	三 穂	9	竜 丘	12	松 尾	36	座光寺	39
	橋 南	31	山 本	20	川 路	16	下久堅	19	上 郷	85
	羽 場	30	伊賀良	77	鼎	81	上久堅	4	上 村	8
	丸 山	31					千 代	28	南信濃	8
	東 野	33					龍 江	48		

2 健康福祉委員等研修会

例年、全市の研修会および各地区の代表者連絡会を開催し、研修の内容を各地区に伝達しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により全市の研修会は中止し、代表者会のみ行った。

日時	内容	参加者数
令和 4 年 5 月 19 日	飯田市健康福祉委員等代表者会 飯田市からの健康情報 生活習慣病予防について 『認知症と高血圧の関係』 ～血圧管理をして認知症を防ぎましょう～	20 名

6-10 食生活改善推進活動

1 食生活改善推進員の概要

市の開催する健康教室を修了した者のうち、希望者が食生活改善推進員になる。自らよい健康生活の実践者となり、「食のボランティア」として家族や地域のために、食生活改善を中心とした健康づくりの輪を広める活動を行う。

2 飯田市食生活改善推進協議会

11 支部から 2 名の役員を選任して、『飯田市食生活改善推進協議会』を運営し、全市の伝達講習会、食育や健康いいた 21 の推進等の活動を行い、各地区の活動状況の情報交換を行っている。

事業名	日 程	内 容	参加者
総会	令和 4 年 4 月 14 日	・ 地区会長による紙面総会	13 名
県定期総会	令和 4 年 5 月 16 日	・ 代議員参加	1 名
飯田市伝達講習会①	令和 4 年 6 月 10 日	・ 「高齢者のためのフレイル予防献立」(デモ・試食) (講師：旭松食品株式会社 管理栄養士) ・ ストレッチ体操	21 名
飯田市伝達講習会②	令和 4 年 7 月 15 日	・ 「高血圧予防メニュー」(デモのみ) ・ 「高血圧と認知症について」	23 名
飯田市伝達講習会③	令和 4 年 10 月 4 日	・ 「骨太クッキングレシピ紹介」(デモのみ) ・ 「新型コロナワクチン接種について」	20 名
飯田市伝達講習会④	令和 5 年 1 月 18 日	・ 「地元の食材を使ったメニュー」(デモ・持ち帰り) (講師：やまなみ食堂 料理長) ・ 「オーラルフレイル予防～お口の健康から健康長寿～」	20 名

3 活動内容

活動内容	回数	普及対象者数 (人)	参加会員延数(人)
伝達講習会	4	572	84
7 か月相談試食補助	-	-	-
子どもの食生活に関する活動	160	1,040	480
若者・働き世代の食生活に関する活動	260	2,113	780
高齢者の食生活に関する活動	892	3,359	2,676
その他 (地区イベントへの参加・飯伊事業への参加等)	270	8,083	810
自己学習	1,055	-	-
合 計	2,641	15,167	4,830

6-11 救急医療対策事業

1 医療機関における救急・急患体制

事業別	実施体制		
在宅当番医制事業(第1次救急医療体制)	〔在宅〕		
	診療科目	内科・小児科・外科・産婦人科	
	診療日	日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日	
	診療時間	午前9時～午後6時（産婦人科は午前9時～正午）	
	〔口腔衛生センター〕		
在宅当番医制事業(第1次救急医療体制)	診療科目	歯科	
	診療日	日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日	
	診療時間	〔口腔衛生センター〕 午前9時～正午	
	〔薬剤師会調剤薬局〕		
	受付時間	休日（日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日） 午前9時～午後6時 夜間（年間） 午後7時～午後10時30分	
在宅当番医制事業(第1次救急医療体制)	〔眼科当番〕		
	診療時間	夜間 午後7時～午後10時 深夜 午後10時～翌朝8時30分 飯田病院 飯田市立病院	
	診療科目	内科・小児科	
	診療日	休日（日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日）	
	および	午前9時～午後0時30分	
休日夜間急患診療所運営事業(第1次救急医療体制)	診療時間	夜間（年間） 午後7時～午後10時	
	診療科目 内科・外科		
	病院群輪番制協定病院名		
	飯田市内	飯田市立病院 飯田病院 健和会病院	輝山会記念病院 慶友整形外科病院 市瀬整形外科
	下伊那郡内	下伊那赤十字病院	下伊那厚生病院
病院群輪番制病院運営事業(第2次救急医療体制)			
	紹介時間	24時間体制（午後10時から翌朝8時30分までは、音声案内）	

2 休日夜間急患診療所利用状況

開設（休日診療所）昭和 46 年 6 月

（夜間診療所）昭和 52 年 4 月

年度 区分		H30	R 1	R 2	R 3	R 4
休 日	診療日数	75	79	73	73	73
	利用者数	1,201	861	257	243	446
	1 日平均	16.0	10.3	3.5	3.3	6.1
夜 間	診療日数	365	366	365	365	365
	利用者数	4,295	3,680	1,239	1,425	1,472
	1 日平均	11.7	10.1	3.4	3.9	4.0

6-12 保健センターの概要

	飯田市保健センター	鼎保健センター	上郷保健センター
所在地	飯田市大久保町 2534	飯田市鼎上山 1890-1	飯田市上郷飯沼 3145-1
規模	鉄骨造 3 階建	鉄筋コンクリート造 3 階建	飯田市上郷公民館内
敷地面積	17,689.99	2,399.34	3,062.56
床面積 1 階	218.35	433.32	1,178.70
2 階	219.11	(庁舎と併設)	(内保健センター 37.58)
3 階	219.11		991.98
延床面積	656.57	433.32	2,217.82
			(内保健センター 237.58)
開館	平成 28 年 11 月 7 日	昭和 58 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
建設費	177,714 千円	436,410 千円	951,719 千円 (上郷公民館全体建設費)

	飯田市保健センター	鼎保健センター	上郷保健センター
財源内訳			
国庫補助金	—	18,390 千円	—
県費補助金	—	8,000 千円	—
起債	168,600 千円	192,400 千円	—
一般財源	9,114 千円	217,620 千円	—
合計	177,714 千円	436,410 千円	951,719 千円

6-13 予防接種

1 令和4年度実施状況 ※1

		対象疾病 (ワクチン種類)		予診票 発送数	そのうち の接種数	接種率 (%)	前年度以前 の予診票で の接種	接種総数(飯 田市実施分) ※2	接種済率 (%) ※3	基準 日年齢
個別 接種	乳 幼 児	ロ タ ウ イ ル ス	ロタリックス	1回目	653	95.9	14	533	98.4	1歳
			ロタテック				2	109		
			ロタリックス	2回目	653	85.8	57	517		
			ロタテック				9	109		
			ロタテック	3回目	653	※4	11	98		
		B型肝炎		1回目	653	96.6	19	650	99.1	1歳
				2回目	653	86.4	68	632		
				3回目	653	45.8	364	663		
		H i b 感染症、		初回	1,959	87.2	203	1,912	98.0	5歳
				追加	680	89.7	60	670		
		小児の肺炎球菌 感染症		初回	1,959	87.2	202	1,911	98.0	5歳
				追加	680	89.7	55	665		
		ジフテリア、百日 せき、破傷風、 急性灰白髄炎(三 種及び四種混合)		1期	1,959	79.4	364	1,919	97.4	8歳
				追加	681	69.9	163	639		
		急性灰白髄炎		1期	—	—	—	—	97.4	8歳
				追加	—	—	—	—		
		結核 (B C G)			653	465	71.2	190	99.6	1歳
		麻しん、風しん (MR)		1期	680	609	89.6	58	98.5	2歳
				2期	769	759	98.7	—	96.5	6歳
		水痘		1回目	680	609	89.6	60	96.3	3歳
				2回目	681	468	68.7	151		
	児 童	日本脳炎 ※5		1期	1,462	1,031	70.5	572	94.8	8歳
				追加	1,510	893	59.1	204		
				2期	1,792	901	50.3	309		
		ジフテリア、破 傷風(二種混合)		2期	880	442	50.2	382	91.9	13歳
	高 齢 者	ヒトパピローマウ イルス感染症 ※6		1回目	4,566	961	21.0	—	30.9	16歳
				2回目	4,633	867	18.7	—		
				3回目	4,684	578	12.3	—		
	高 齢 者	高齢者のインフルエンザ			32,656	22,073	67.6			
		高齢者の肺炎球菌感染症			1,213	735	60.6			

※1 平成20年度実施分より接種率の算出方法を、平成26年度実施分より表示方法を一部変更。

※2 地域保健・健康増進事業報告より

※3 罹患者を含めて計上。(令和5年3月31日を基準日として、基準日に基準日年齢の居住者が予防接種を何%済ませているかを表す。)平成29年度より追加。

※4 ロタウイルスワクチンは、2種類あり、接種者がどちらかを選択し接種する。ロタリックスは2

回、ロタテックは3回接種するため、予診票は全員に3枚配布しているが、3枚目の予診票は使用しない者がいる。このことから、3回目の接種率は算出することができない。

※5 令和3年度にワクチンの供給不足により予診票を送付できなかった者へも予診票を送付した。

※6 令和4年度より積極的な勧奨が再開した。通常の定期接種に加え、勧奨を差し控えた時期に接種できなかった方のキャッチアップ接種も令和4年度から令和6年度末まで行われる（キャッチアップ接種対象者：平成9年度以降生まれ～高校2年生相当年齢の女子）。

2 風しんの追加的対策（令和元年度から令和6年度まで実施予定）

風しんの予防接種の公的な接種を受ける機会がなかった対象者へ抗体検査と麻しん風しん予防接種を無料で実施。

対象者：昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性（約11,000人）

実施年度	抗体検査実施者	うち定期接種対象者	接種者
令和元年度～令和4年度	5,557	1,269	1,137

3 新型コロナワクチン接種（令和3年度から実施）

生後6か月以上の希望する者へ新型コロナワクチンの接種を実施。

年齢 \ 接種回数	対象人口	1回目（率）	2回目（率）	3回目（率）	4回目（率）	5回目（率）
65歳以上	32,360	30,632(95%)	30,563(94%)	29,519(91%)	27,156(84%)	21,687(67%)
12歳～64歳	56,568	49,018(87%)	48,874(86%)	39,553(70%)	24,606(44%)	4,929(9%)
5歳～11歳	5,930	1,388(23%)	1,361(23%)	654(11%)		
生後6月～4歳	3,527	197(6%)	179(5%)	108(3%)		

※ 接種数は、ワクチン接種記録システム（VRS）の令和5年4月2日現在の入力値

6-14 不妊及び不育症治療費助成事業

1 制度の概要

少子化対策の一環として、子どもが欲しいと望んでも恵まれず不妊治療を受けようとする夫婦、または妊娠はするが流産・死産を繰り返すため不育症治療を受けようとする夫婦の精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的とした、飯田市独自の事業。（長野県の同制度と併せた活用も可能）

助成の対象

《不妊治療費》

次のいずれにも該当する方

- （1）夫婦の双方又は一方が、助成金の交付申請をした日を基準日として、当該基準日前1年以上飯田市に住んでいること。
- （2）法律上の夫婦であること。
- （3）体外受精及び顕微授精以外の治療法によっては妊娠の見込がなく、又は、極めて少ないと医師に診断されていること。
- （4）長野県が指定する指定医療機関において、治療を受けていること。
- （5）夫婦に市民税等の滞納がないこと。

《不育症治療費》

上記（1）、（2）、（5）のいずれにも該当する、不育症の治療を受けた夫婦で、治療によって出産の見込みがあると医師に診断された方。

不育症治療費助成の対象となる費用

(1) 国内の医療機関において実施（医師の判断に基づき、やむを得ず中止した場合を含む。）された次のものとする。

ア 不育症の診断に係る検査

イ 不育症と診断された者が妊娠した際に行われたヘパリン療法、アスピリン療法及びステロイド療法

ウ その他市長が特に必要と認めたもの

(2) 次の費用は助成の対象としない。

ア 食事代、文書料等直接治療に関係ない費用

イ 出産（流産・死産等も含む）に係る費用

助成金の額

不妊検査と保険適用となっていない人工授精については3回まで上限10万円として1回まで、特定不妊治療1回につき（1回の妊娠に係る不育症検査及び治療につき）、その医療費（自己負担額）の半額。ただし、これにより算出された助成金の額は10万円（不育症は5万円）を上限とする。なお、他団体（長野県等）から助成金等を受けているとき、市からの助成金は医療費（自己負担額）を上回らないよう減額調整される。

助成の回数

特定不妊治療：夫婦一組につき、1年度当たり2回を限度とする。

一般不妊治療：検査と人工授精3回まで1回、10万円を上限とする。

いずれも年齢の制限はなし

2 申請実績

《特定不妊治療費》

年度	申請者数（実）	延べ件数	補助金額（円）
H30	75	113	9,832,592
R 1	86	127	11,351,129
R 2	93	149	13,436,166
R 3	99	144	12,789,482
R 4	97	126	8,082,830

《一般不妊治療費（検査・人工授精）》

年度	申請者数（実）	延べ件数	補助金額（円）
R 3	48	48	3,261,545
R 4	37	37	1,725,740

《不育症治療費》

年度	申請者数（実）	延べ件数	補助金額（円）
H30	－	－	－
R 1	1	1	50,000
R 2	－	－	－
R 3	1	1	50,000
R 4	1	1	18,470

3 令和4年度不妊・不育相談

＊ 実施日（予約制）週1回、9：00～19：00の間

＊ 会 場 市保健センター 2階相談室

＊ 相談員 体外受精コーディネーター・助産師

＊ 実施状況

① 実施回数 14回

② 相談数 14組（夫婦3組・妻のみ10組、夫のみ1組）

＊ 相談者

① 妻の年齢内訳

	～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45歳～	計
人数	-	1	5	1	2	5	14

② 妊娠の経験 あり8組 なし6組

③ 治療の経験 あり8組 なし6組

＊ 相談内容（複数実施あり）

（12件）妊娠しやすいからだ作り、夫婦生活について

（5件）検査について（女性の検査・男性の検査）

（9件）治療について（タイミング療法・薬・人工授精・体外受精）

（5件）医療機関について（かかるタイミング、対応できる治療、診療時間等）

（2件）治療と仕事との両立について

（10件）不妊治療費、助成制度について

（2件）年齢と妊娠率について

（3件）流産・不育症について

（9件）気持ちの整理がしたい

（1件）養子縁組について

（1件）その他

・現在治療中の病気について

6-15 後期高齢者医療制度

1 制度の概要

この制度は、75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で一定程度の障害があり認定を受けた方を被保険者とする、独立した医療制度です。

後期高齢者医療制度の運営は各都道府県単位で行い、長野県では、県内すべての市町村が加入する長野県後期高齢者医療広域連合が行っています。

(1) 後期高齢者医療のポイント

- ・医療機関での窓口負担は、一般の方は1割、一定所得がある方は2割、現役並み所得の方は3割です。
- ・すべての被保険者の方に、保険料を負担していただきます。
- ・保険料の額は、前年の被保険者の所得に応じて決定されます。
- ・保険料の納付は、年金天引きによる特別徴収と、口座振替又は現金納付による普通徴収のいずれかで行います。
- ・資格の管理や財政運営などは、長野県後期高齢者医療広域連合が行います。
- ・窓口業務、保険料の収納業務等は飯田市が行います。

(2) 保険料のしくみ

- ・保険料率は、制度を運営する長野県後期高齢者医療広域連合で2年ごとに設定されます。
- ・保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」との合計額になります。

(3) 令和5年度の保険料額

均等割額 40,907円	+	<table border="1"><tr><td colspan="2">所得割額</td></tr><tr><td>前年中の総所得金額等－ 基礎控除額（43万円）</td><td>×</td><td>所得割率 8.43%</td></tr></table>	所得割額		前年中の総所得金額等－ 基礎控除額（43万円）	×	所得割率 8.43%	=	1人当たりの 保険料 (限度額 66万円)
所得割額									
前年中の総所得金額等－ 基礎控除額（43万円）	×	所得割率 8.43%							

所得の低い方は、保険料の「均等割額」が世帯の被保険者及び世帯主の所得の合計額によって、次のように軽減されます。

7割軽減 → 43万円＋①以下

5割軽減 → 43万円＋29万円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主は除く）
＋①以下

2割軽減 → 43万円＋53.5万円×被保険者数＋①以下

① ・ ・ 令和4年以降、世帯内に給与取得者が2人以上のときは次の算式による金額を加える
10万円×（給与所得者等の数－1）

制度加入直前まで被用者保険（社会保険など）の被扶養者であった方は、「均等割額」が5割軽減され、所得割額負担はありません。

2 後期高齢者医療受給対象者の推移

年度	飯 田 市					長 野 県		
	受給者数計 人	伸率 %	対人 口比 %	75 歳 以上 人	65 歳以上 75 歳 未満国民年金 法施行令別表 該当 人	受給者数 人	伸率 %	対人 口比 %
H27	17,556	0.7	16.9	17,247	309	330,213	1.4	15.8
H28	17,756	1.1	17.2	17,470	286	336,102	1.8	16.1
H29	17,954	1.1	17.6	17,689	265	342,120	1.8	16.6
H30	18,087	0.7	17.9	17,838	249	347,792	1.7	16.9
R 1	18,262	0.9	18.0	18,025	237	354,312	1.8	17.2
R 2	18,182	△0.4	18.2	18,167	230	356,475	0.6	17.6
R 3	17,983	△1.1	18.5	17,886	242	355,948	△0.1	17.6
R 4	18,196	1.2	18.6	17,986	210	363,965	2.3	18.1

3 後期高齢者医療の状況（令和 4 年度）

（1）医療費

	総医療費	医療給付費			再掲(千円)			
	(千円)	(千円)	うち 7 割分	うち 8, 9 割分	療養給付費	訪問 看護費	療養費	高額 療養費
飯田市	15,644,727	14,328,889	707,608	13,621,281	14,001,015	86,648	116,296	112,016
長野県	310,397,063	284,708,508	13,222,849	271,485,659	277,891,202	1,915,602	2,048,601	2,621,821

	葬祭費(千円)		対象人員 (人)	1 人当たり 医療費 (円)
	件数(件)	金額		
飯田市	1,186	59,300	18,196	859,789
長野県	23,181	1,158,765	363,965	852,821

（2）飯田市の保険料収納状況

① 現年度分

特別徴収（年金天引き）					普通徴収（口座振替・現金納付）				
調定額 (A)	収入額 (B)	還付 未済 (D)	未納 額 (E)	還付未済 控除後徴 収率(%)	調定額(A)	収入額 (B)	還付 未済(D)	未納額 (E)	還付未済控 除後徴収率 (%)
746,623	747,501	878	-	100.00	444,302	443,344	264	1,222	99.72

単位：千円、%

合 計				
調定額 (A)	収入額(B)	還付未済 (D)	未納額 (E)	還付未済控 除後徴収率(%)
1,190,925	1,190,845	1,142	1,222	99.90

② 過年度分

単位：千円、%

普通徴収（現金納付）					
調定額 (A)	収入額(B)	不納欠損額 (C)	還付 未済(D)	未納額(E)	還付未済控 除後徴収率 (%)
759	696	11	1	53	91.57

6-16 医療給付事業

1 福祉医療費給付事業の内容

受給者が負担した、医療費の自己負担分の一部を助成する事業

- (1) 長野県統一の自動給付方式、満 18 歳年度末までは現物給付方式(受給者証の提示による申請)
- (2) 受給者及び扶養義務者に所得制限あり(子ども(0～満 18 歳年度末)と、障がい者のうち 0～満 18 歳年度末までは所得制限なし)
- (3) 一診療報酬明細書(レセプト)ごとに 500 円の受給者負担あり
- (4) 給付の対象は保険診療のみ(入院時食事代は対象外)
- (5) 貸付制度(原則として住民税非課税世帯が対象)

区 分	受給者証の 申請と交付	所 得 制 限		負担区 分	一部 負担
		本 人	配偶者・ 扶養義務者等		
子ども					
入院 0 歳～中学校卒業年度末 外来 0 歳～小学校 3 年	保健課 医療給付係	なし	なし	県 1/2 市 1/2	あり
入院 中学校卒業後～満 18 歳年度末 外来 小学校 4 年～満 18 歳年度末		なし	なし	市 100	
障がい者					
身障手帳 1・2 級	保健課 医療給付係	特別障害者手 当準拠	特別障害者 手当準拠	県 1/2 市 1/2	あり
身障手帳 3 級		所得税非課税 者		市 100	
		特別障害者手 当準拠(所得 税非課税者除 く)			
療育手帳 A 1・A 2・B 1		特別障害者手 当準拠		県 1/2 市 1/2	
65 歳以上国民年金法 施行令別表該当		所得税 非課税者			
精神保健福祉手帳 1, 2 級 (通院のみ)		特別障害者手 当準拠(所得 税非課税者除 く)		市 100	
		精神通院 (精神保健福祉手帳 1、2 級を除く)			
ひとり親家庭等					
母子家庭の母、父子家庭の父	保健課 医療給付係	児童扶養手当 準拠 (一部支 給)	児童扶養 手当準拠	県 1/2 市 1/2	あり
母子・父子家庭の子		児童扶養手当 準拠			
父母のない子					

* 一部負担「あり」の負担額は、1 レセプトあたり 500 円

* 障がい者のうち、満 18 歳年度末までは所得制限なし。負担区分県 1/2、市 1/2

2 福祉医療制度に対する所得制限一覧（R5.4.1 現在）

（1）障がい者に対する所得制限

	扶養親族等数	本 人	配偶者・扶養義務者等
		所 得 額	所 得 額
特別障害者手当（障がい者本人に支給）	0	3,604,000	6,287,000
	1	3,984,000	6,536,000
	2	4,364,000	6,749,000
	3	4,744,000	6,962,000
	4	5,124,000	7,175,000
	5	5,504,000	7,388,000

- * 所得額（本人）＝特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第8条第3項において読み替えて準用する同令第5条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得額（配偶者・扶養義務者等）＝特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得制限限度額（本人）＝扶養親族等1人につき38万円を加算するが、扶養親族等が老人扶養親族等である場合は老人扶養親族等1人につき48万円を加算し、扶養親族等が特定扶養親族であるときは、特定扶養親族1人につき63万円を加算する。
- * 所得制限限度額（配偶者・扶養義務者等）＝扶養親族等が2人以上の場合は、扶養親族等1人につき213,000円を加算し、扶養親族等が老人扶養親族であるときは、その額に老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額とする。

（2）母子家庭等・父子家庭に対する所得制限

	扶養親族等数	本人 （母又は養育者）	孤児等の養育者 母（養育者）の配偶者 ・扶養義務者
		一部支給	
		所 得 額	所 得 額
児童扶養手当（母子家庭の母等に支給）	0	1,920,000	2,360,000
	1	2,300,000	2,740,000
	2	2,680,000	3,120,000
	3	3,060,000	3,500,000
	4	3,440,000	3,880,000
	5	3,820,000	4,260,000

- * 所得額＝児童扶養手当法施行令第3条に規定する所得について同令第4条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得制限限度額（本人） ①老人扶養親族等がある場合は、上表の金額に老人扶養親族等1人につき10万円を、特定扶養親族がある場合は上表の金額に特定扶養親族1人につき15万円を加算した額とする。②扶養親族等が6人以上の場合は1人につき38万円（扶養親族等が老人扶養親族等の場合は①の金額も加算）を加算した額とする。
- * 所得制限限度額（孤児等の養育者等） ①扶養親族等の数が2人以上の世帯について、老人扶養親族がある場合は、上表の金額に老人扶養親族等1人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円を加算した額とする。②扶養親族等が6人以上の場合は1人につき38万円（扶養親族等が老人扶養親族等の場合は①の金額も加算）を加算した額とする。

3 子ども医療費給付金

(1) 給付実績 (決算ベース)

(単位：給付額 円、対象者 人)

区分	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
給付額	229, 140, 770	238, 233, 050	205, 992, 507	225, 839, 756	244, 804, 221
県費	51, 787, 000	52, 368, 000	51, 759, 000	48, 866, 000	66, 534, 000
市費	177, 353, 770	185, 865, 050	154, 233, 507	176, 973, 756	178, 270, 221
対象者	16, 086	15, 215	14, 708	14, 894	14, 557

(2) 子ども(乳幼児)福祉医療制度の沿革

- S48. 4. 1 2歳未満児(所得制限なし、1,000円の一部負担金)
- S49. 4. 1 3歳未満児(所得制限なし、一部負担金を廃止)
- S58. 7. 1 児童手当法本則給付準用の所得制限導入(10日以上入院については所得制限なし)
ただし、10日未満入院は市単で実施
- H6. 10. 1 入院時食事代を支給対象
- H8. 7. 1 所得制限を撤廃
- H9. 5. 1 申請手続簡素化開始
- H9. 9. 1 外来、調剤について支給対象
- H11. 4. 1 4歳未満児(所得制限なし) 3歳児は市単 予算額 2,300万円
- H12. 4. 1 4歳児(所得制限あり) 4歳児は市単 予算額 450万円
- H13. 4. 1 新たに5歳児・就学前児(所得制限あり) 市単 予算額 200万円
ただし、3歳児所得制限なし 4歳児から就学前児 所得制限あり
(所得税非課税世帯)
- H14. 10. 1 3歳未満児 負担割合 2割に変更
- H15. 7. 1 長野県統一の自動給付方式を導入
入院時食事代不支給、300円の受給者負担導入
小学校就学前児まで、児童手当法準拠の所得制限を導入
 - ・ 0歳～3歳児まで 入院・外来 児童手当
 - ・ 4歳～小学校就学前児 入院 児童手当
 - ・ 4歳～小学校就学前児 外来 児童手当＋所得税非課税(市単)
- H17. 8. 1 0歳～小学校就学前児 入院・外来 児童手当
4歳～小学校就学前児 外来 児童手当
- H18. 4. 1 0歳～小学校就学前児 所得制限廃止
- H20. 4. 1 0歳～小学校卒業年度末まで拡大
- H21. 10. 1 県制度変更 受給者負担金 300円→500円(飯田市は300円据置)
- H22. 4. 1 県制度変更 入院のみ小学校3年生まで拡大(外来は据置)
- H22. 4. 1 0歳～中学校卒業年度末まで拡大(平成22年4月診療分から適用)
- H22. 10. 1 受給者負担金 300円→500円(平成22年10月診療分から適用)
- H27. 4. 1 県制度変更 入院のみ中学校卒業年度末まで拡大(外来は据置)
- H28. 4. 1 0歳～満18歳の年度末まで拡大(平成28年4月診療分から適用)
- H30. 8. 1 長野県統一の現物給付方式を導入(平成30年8月診療分から適用)
- R3. 8. 1 子ども柔道整復療養費現物支給対象拡大、精神2級通院全診療科拡大
- R4. 4. 1 県制度変更 外来のみ小学校3年生まで拡大(入院は据置)

4 令和4年度給付状況

(1) 重度心身障がい者

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
重 心 県 単	84,455,606	19,131	1,415	101.2	111.1
市 単	8,066,040	6,381	499	124.1	140.6
県 単 65歳以上国民年金別表該当	132,548,177	59,517	2,105	90.9	101.1
合 計	225,069,823	85,029	4,019	95.5	108.3

(2) 子ども

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)
県 単 小学3年生までの入院・外来 小4～中3の入院	124,673,641	64,972	14,557
市 単 小4～満18歳年度末の外来 高1～満18歳年度末の入院	120,130,580	59,628	
合 計	244,804,221	124,600	14,557

(3) 母子等

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
県 単	39,875,301	19,356	1,941	109.6	96.9

(4) 父子

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
県 単	2,280,357	951	122	120.9	89.1

(5) 総合計

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
総 合 計	512,029,702	229,936	20,639	102.4	101.8

6-17 国民健康保険

1 国民健康保険制度等の現状

わが国の医療保険制度は、本格的な少子高齢社会の到来と人口の減少や生活習慣病の増加に伴う医療費の増嵩等により、財政運営は一段と困難な状況が継続している状況である。

とりわけ国民健康保険制度は、国民皆保険を支える制度として、高齢者や保険税負担能力の比較的低い方が多いという構造的問題を抱えていることから、厳しい財政運営を強いられている。

このような状況を踏まえ、将来にわたり持続可能な医療保険制度を目指すため、平成 30 年 4 月から都道府県も保険者となり責任を負う新制度が施行された。県からは、令和 3 年 3 月に「保険料水準等の統一に向けたロードマップ」が示され、事業費納付金の算定における二次医療圏の医療費水準の統一が始まってきている。

あん分率については、令和 5 年度は据置としたが、令和 6 年度以降に向け被保険者数、基金残高、国の動向を的確に把握し、社会保障制度の根幹であるという考えに立ち、保険者として責任を持った安定運営に努める。

令和 3 年 10 月からマイナンバーカードの健康保険証利用が開始された。それに伴い、特定健康診査結果をマイナポータルにて閲覧できるようになった。

2 保険給付等の状況（令和 5 年度）

（1）被保険者の一部負担金

① 自己負担割合（病院窓口等での負担割合）

70 歳以上 75 歳未満の ・現役並み所得者(131 頁参照)	3 割	自己負担割合を示す高齢受給者証を交付。医療機関等に受診する場合は、保険証と受給者証を提示する。受給者証の提示をしないと 2 割負担の人でも一律 3 割負担。申請により認められると差額分を後で支給。個人単位で一医療機関の窓口払いは高額療養費の自己負担限度額までとなる。 改正 令和 2 年 8 月 1 日から被保険者証と高齢者受給者証が一体化された。被保険者証の有効期間も 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日の 1 年間に変更。
70 歳以上 75 歳未満の ・一般 (現役並み所得者・低所得者Ⅰ・低所得者Ⅱ以外の方) ・低所得者Ⅰ(131 頁参照) ・低所得者Ⅱ(131 頁参照)	2 割	
義務教育修学前(6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前)	2 割	
上記以外	3 割	

② 入院時食事代の標準負担額（1 食の食事代にかかる費用のうち一定額を自己負担）

一般（下記以外）		1 食 460 円	住民税非課税世帯、低所得者Ⅰ・Ⅱの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」か「標準負担額減額認定証」が必要（申請により交付）。 オンライン資格確認システムで負担区分が確認できる医療機関では認定証は不要。 長期該当認定には申請が必要。
住民税非課税世帯低所得者Ⅱ	過去 12 か月の入院日数が 90 日までの入院	1 食 210 円	
	過去 12 か月の入院日数が 90 日を超える入院	長期該当 1 食 160 円	
低所得者Ⅰ		1 食 100 円	

③ 入院時の食費・居住費の標準負担額（療養病床に入院したときに一定額を自己負担）

	食費（1食当たり）	居住費（1日当たり）	住民税非課税世帯等の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要（申請により交付）。 オンライン資格確認システムで負担区分が確認できる医療機関では認定証は不要。
一般（下記以外）	460 円 （一部医療機関では 420 円）	370 円 （難病患者は 0 円）	
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	210 円		
低所得者Ⅰ	130 円		

（２）療養費等の支給

① 療養費（申請による支給）

次のような場合は、いったん全額自己負担になるが、国保担当窓口へ申請し、審査で決定されれば、自己負担分を除いた額が支給される。

- ・事故や急病などで保険証を持たずに診療を受けたとき。
- ・医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかったとき。
- ・手術などで輸血に用いた生血代がかかったとき（医師が必要と認めた場合）。
- ・海外渡航中に診療を受けたとき（治療目的で渡航した場合を除く）。
- ・はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき（医師の同意が必要）。
- ・骨折やねんざなどで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき。

② 高額療養費

同じ月内の医療費の一部負担金が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給される。事前に申請をし、限度額適用（標準負担額減額）認定証が交付となれば、医療機関への一部負担金は認定証に明記される区分による限度額となり住民税非課税世帯であれば、併せて食事代・食費・居住費の減額の対象となる。

自己負担額の計算方法

- ・月の１日から末日までの受診について計算。
- ・２つ以上の医療機関にかかった場合は、別々に計算。
- ・同じ医療機関でも歯科は別計算。また、外来と入院も別計算。
- ・入院時食事代や保険がきかない差額ベッド代などは支給の対象外。

※70 歳以上 75 歳未満の人は、外来・入院・医療機関・診療科の区分なく合算する。

ア 70 歳未満の人の所得区分と自己負担限度額（月額）

所得区分		自己負担限度額（月額）		世帯合算
		３回目まで	４回目以降	
ア	国保税課税所得が 901 万円超	252,600 円 ＋（医療費－842,000 円）× 1 %	140,100 円	それぞれ 21,000 円 以上
イ	国保税課税所得が 600 万円超 901 万円以下	167,400 円 ＋（医療費－558,000 円）× 1 %	93,000 円	
ウ	国保税課税所得が 210 万円超 600 万円以下	80,100 円 ＋（医療費－267,000 円）× 1 %	44,400 円	
エ	国保税課税所得が 210 万円以下の	57,600 円	44,400 円	

	住民税課税世帯			
オ	住民税非課税世帯	35,400 円	24,600 円	

○世帯合算：同じ世帯で、同じ月内に 21,000 円以上の自己負担額を 2 回以上支払った場合（個人ごと）、それらを合算して限度額を超えた分を支給する。

○多数該当：過去 12 か月間で、限度額を超えた高額療養費の支給が 4 回以上にあった場合の 4 回目以降の限度額を適用する。

イ 70 歳以上 75 歳未満の人の所得区分と自己負担限度額（月額）

自己負担割合	所得区分	自己負担限度額（月額）		
		3 回目まで		4 回目以降
3 割	現役並み所得者Ⅲ（課税所得 690 万円以上）	252,600 円 ＋（医療費－842,000 円）× 1 %	140,100 円	
	現役並み所得者Ⅱ（課税所得 380 万円以上）	167,400 円 ＋（医療費－558,000 円）× 1 %	93,000 円	
	現役並み所得者Ⅰ（課税所得 145 万円以上）	80,100 円 ＋（医療費－267,000 円）× 1 %	44,400 円	
自己負担割合	所得区分	外来＋入院（世帯単位）		
		外来 （個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	
			3 回目まで	4 回目以降
2 割	一般（課税所得 145 万円未満等）	18,000 円	57,600 円	44,400 円
	低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円	
	低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円	

○現役並み所得者とは、同じ世帯に住民税課税所得が 145 万円以上の 70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者がいる方。ただし、70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者の収入合計が、2 人以上で 520 万円未満、1 人で 383 万円未満の場合は、申請すれば「一般」の区分となる。70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者がいる世帯のうち、基礎控除後の総所得金額等の合計が 210 万円以下の場合も「一般」の区分となる。

○低所得者Ⅱとは、同じ世帯の各所得が、必要経費・控除（公的年金は控除額 80 万円。令和 3 年 8 月以降は、給与所得からさらに 10 万円を控除）を差し引いたときに 0 円にならない世帯。

○低所得者Ⅰとは、同じ世帯の各所得が、必要経費・控除（公的年金は控除額 80 万円。令和 3 年 8 月以降は、給与所得からさらに 10 万円を控除）を差し引いたときに 0 円になる世帯。

○外来のみの該当の場合は、多数該当の回数に含まない。

ウ 70 歳以上と 70 歳未満の合算

70 歳以上 75 歳未満の人の限度額を適用後、70 歳未満の人の自己負担額（21,000 円以上）と合算して、70 未満の人の限度額を適用する。

エ 厚生労働省の指定する特定疾病

高額な治療を長期間継続して受ける必要がある、先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析が必要な慢性腎不全・血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症の人は、「特定疾病療養受療証」（申請により交付）を医療機関などの窓口に提出すれば、自己負担は 1 か月 10,000 円までとなる。慢性腎不全で人工透析を要する 70 歳未満の所得区分ア・イの人は、自己負担は 1 か月 20,000 円までとなる。

③ 高額医療・高額介護合算制度

医療費が高額になった世帯に介護保険受給者がいる場合は、国保と介護保険の限度額をそれぞれ適用後に、自己負担の年額を合算して、次の表の限度額（年額）を超えたときには、申請によりその超えた分が支給される。

○合算した場合の限度額（年額：8月～翌年7月）

70歳未満の人がいる世帯		70歳以上75歳未満の人がいる世帯	
ア	2,120,000円	現役並み所得者Ⅲ	2,120,000円
イ	1,410,000円	現役並み所得者Ⅱ	1,410,000円
ウ	670,000円	現役並み所得者Ⅰ	670,000円
エ	600,000円	一般	560,000円
オ	340,000円	低所得者Ⅱ	310,000円
		低所得者Ⅰ	190,000円

○低所得者Ⅰで介護保険受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なる。

④ 移送費

重病人の入院や転院などの移送に費用がかかったとき、申請により国保で移送が必要と認めた場合に支給される。

⑤ 訪問看護療養費

医師が必要と認めた場合で、費用の一部を利用料として支払うだけで、訪問看護ステーションなどを利用できる。

（3）その他の給付

① 出産育児一時金 500,000円（令和5年4月1日以降の出産から適用）

被保険者が出産したときに支給、妊娠12週（85日）以降であれば死産・流産でも支給される。（社会保険等、他保からの支給がないことが条件）

② 葬祭費 50,000円

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に支給される。

③ 結核精神給付金

法に規定された感染症医療又は施行令に規定された精神通院医療を受けたときは、当該被保険者が属する世帯主等に対し支給する。

（4）国保の給付が受けられない事例

① 病気とみなされないもの

健康診断・人間ドック・予防注射・正常な妊娠・歯列矯正・美容整形・軽度のわきがやしみ・経済上の理由による妊娠中絶。

② 業務上のケガや病気

雇用主が負担すべきものである（労災保険に加入していれば、その対象となる）。

③ 国保の給付が制限されるとき

故意の犯罪行為や故意の事故。

けんかや泥酔などによる傷病。

医師や保険者の指示に従わなかったとき。

3 国民健康保険税の状況（令和 5 年度）

（１）国民健康保険税の賦課方法

国民健康保険税は、基礎課税額(医療分)、後期高齢者支援金等課税額(支援金分)及び介護納付金課税額(介護分)の合算額で課税される。(介護納付金課税額については 40 歳から 64 歳までの方)

（２）国民健康保険税の税率等（按分率）

国民健康保険税の税額は、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合算額。

基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金等課税額（支援金分）及び介護納付金課税額（介護分）の税率は異なる。

- ① 所得割額 前年の所得に基づいて算出する。
- ② 資産割額 固定資産税額を基に算出する（飯田市では平成 29 年度まで賦課）。
- ③ 均等割額 被保険者 1 人当たりにかかる税額。
- ④ 平等割額 被保険者の 1 世帯当たりにかかる税額。

区 分	医 療 分	支 援 金 分	介 護 分
所 得 割	6.60%	3.05%	2.70%
資 産 割	—	—	—
均 等 割	16,500 円	10,600 円	8,600 円
平 等 割	21,000 円	—	6,800 円

賦課限度額は、医療分 650,000 円、支援金分 220,000 円、介護分 170,000 円。

（３）軽減措置

① 低所得世帯に対する応益割額の軽減（令和 5 年度現在）

世帯主と国民健康保険加入者及び特定同一世帯所属者（国保から後期高齢者医療に移行し以後継続して同一世帯に属する者）の前年の総所得金額の合計が下欄に該当するときは、均等割と平等割が軽減される。(所得の申告がない場合は軽減の適用外)

総 所 得 金 額	軽減率
43 万円 + 10 万円 × (一定の給与所得者等の数 - 1) 以下のとき	7 割
43 万円 + 10 万円 × (一定の給与所得者等の数 - 1) + (29 万円 × 被保険者及び特定同一世帯所属者の数) 以下のとき	5 割
43 万円 + 10 万円 × (一定の給与所得者等の数 - 1) + (53.5 万円 × 被保険者及び特定同一世帯所属者の数) 以下のとき	2 割

② 特定世帯・特定継続世帯に対する医療分平等割の軽減(令和 3 年度現在)

国保から後期高齢者医療に移行したことにより、世帯内に国保被保険者が 1 人残された状態を継続する世帯は申請により、5 年経過する月までを特定世帯、以降 8 年経過する月までを特定継続世帯とし、医療分平等割が軽減される。(①と併用)

世 帯 区 分	軽減率
特定世帯	2 分の 1
特定継続世帯	4 分の 1

③ 非自発的失業者（65 歳未満）に対する所得割の軽減

雇用保険受給者資格証の離職理由欄から非自発的な理由（倒産・解雇・雇い止めなど）で失業した事が確認できる場合には、申請により失業した被保険者の前年度の給与所得を 30/100 とみなして算定する。離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度までの間を軽減し、高額療養費などの所得区分は軽減後の所得で判定される。(①②と併用)

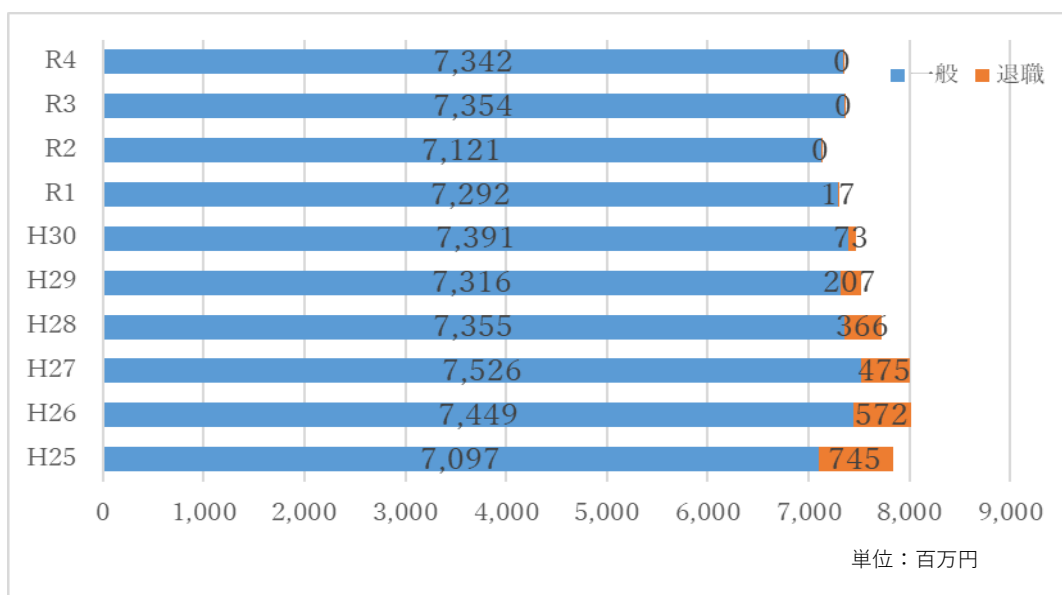
④ 新型コロナウイルス感染症の影響に対する国民健康保険税の減免特例

感染症の影響により主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯や主たる生計維持者の事業収入等が減少した場合。(令和5年5月7日まで)

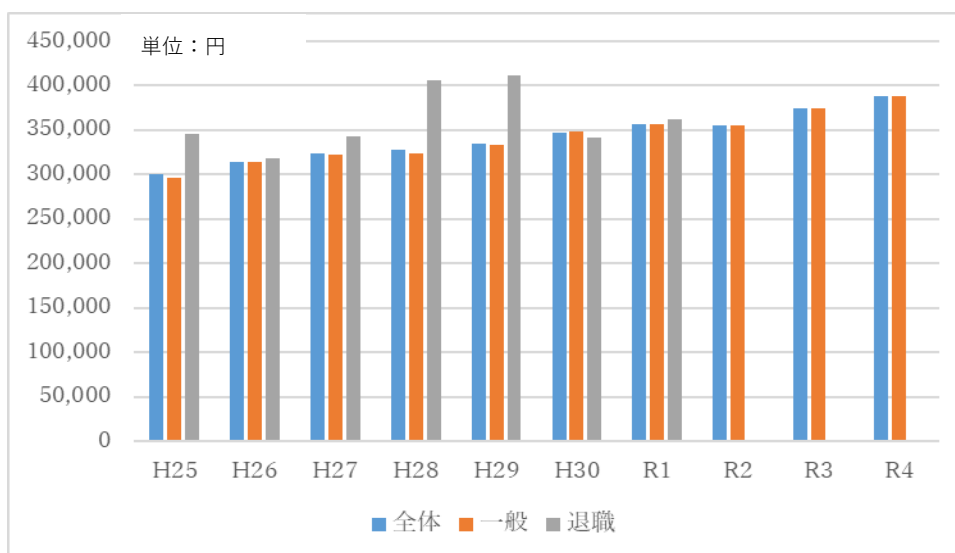
4 被保険者等の状況

年度	世帯数			全市人口 (年度平均)	国保被保険者 (年度平均)	加入率 %	退職被保険者 等(再掲)		介護第2号被 保険者(再掲)	
	全市 (年度平均)	国保世帯 (年度平均)	加入率 %				被保険者 (年度平均)	該当割合 %	被保険者 (年度平均)	該当割合 %
H25	39,173	14,916	38.1	105,586	26,132	24.7	2,160	8.3	9,154	35.0
H26	39,344	14,700	37.4	104,835	25,511	24.3	1,798	7.0	8,688	34.1
H27	39,591	14,420	36.4	104,195	24,734	23.7	1,386	5.6	8,252	33.4
H28	39,770	13,985	35.2	103,561	23,581	22.8	901	3.8	7,632	32.4
H29	39,844	13,587	34.1	102,707	22,494	21.9	503	2.2	7,126	31.7
H30	39,937	13,209	33.2	101,727	21,468	21.1	214	0.5	6,785	31.6
R 1	40,010	12,827	32.1	100,752	20,529	20.4	46	0.1	6,432	31.3
R 2	40,098	12,656	31.6	99,645	20,061	20.1	-	-	6,211	31.0
R 3	40,104	12,524	31.2	98,520	19,625	19.9	-	-	5,946	30.3
R 4	40,211	12,288	30.6	97,379	18,943	19.5	-	-	5,728	30.2

5 総医療費の推移



6 一人当たりの医療



7 一人当たりの医療費の伸び率

区分 年度	全 体		一 般		退 職	
	単位 (円)	対前年度 伸率 (%)	単位 (円)	対前年度 伸率 (%)	単位 (円)	対前年度 伸率 (%)
H25	300,107	2.6	296,053	2.5	345,097	4.5
H26	314,419	4.8	314,132	6.1	318,194	△ 7.8
H27	323,491	2.9	322,343	2.6	342,844	7.7
H28	327,411	1.2	324,285	0.6	406,103	18.5
H29	334,446	2.1	332,690	2.6	411,223	1.3
H30	347,692	4.0	347,758	4.5	341,168	△1.7
R 1	356,037	2.4	356,022	2.4	362,668	6.3
R 2	354,993	△0.3	354,991	△0.3	-	-
R 3	374,748	5.6	374,748	5.6	-	-
R 4	387,597	3.4	387,597	3.4	-	-

8 保険給付の状況

(1) 療養の給付諸率

年度	入 院			入院外			歯 科			計		
	受診率	1件当たり 日数 (日)	一人当たり 費用額 (円)	受診率	1件当たり 日数 (日)	一人当たり 費用額 (円)	受診率	1件当たり 日数 (日)	一人当たり 費用額 (円)	受診率	1件当たり 日数 (日)	一人当たり 費用額 (円)
H25	19.2	14.7	102,433	781.3	1.6	110,994	148.3	2.3	19,633	948.8	1.9	233,060
H26	19.9	15.1	110,374	791.7	1.5	112,485	157.2	2.2	20,791	968.8	1.9	243,649
H27	19.7	14.8	109,765	797.9	1.5	113,160	162.1	2.2	21,205	979.7	1.9	244,130
H28	20.2	14.5	113,078	819.2	1.5	115,275	162.5	2.1	21,790	1,001.9	1.9	250,144
H29	21.2	14.6	118,021	819.4	1.5	117,284	168.3	2.1	21,768	1,008.9	1.9	257,073
H30	22.7	15.0	125,911	830.7	1.5	121,988	175.3	1.9	22,510	1,028.7	1.8	270,409
R1	21.1	14.7	127,614	845.2	1.5	125,058	185.6	1.8	22,755	1,051.9	1.8	275,402
R2	20.2	15.1	129,853	801.0	1.4	123,007	179.7	1.8	23,268	1,000.9	1.8	276,127
R3	21.1	15.6	137,068	838.5	1.4	130,505	190.0	1.8	24,056	1,049.6	1.8	291,628
R4	21.4	15.4	143,117	861.9	1.4	135,707	198.4	1.7	25,311	1,081.8	1.8	304,135

(2) 保険者負担額

年度	療養の給付費		療養費		高額療養費		後期高齢者 支援金 (千円)	前期高齢 者納付金 (千円)	介護 納付金 (千円)
	件数(件)	給付額 (千円)	件数(件)	給付額(千 円)	件数(件)	給付額 (千円)			
H25	372,164	5,634,932	15,735	96,442	10,371	691,271	1,340,486	1,229	561,456
H26	377,840	5,772,426	14,633	89,471	10,716	735,142	1,354,125	960	567,828
H27	375,185	5,761,397	14,122	83,746	11,324	775,356	1,339,388	819	510,102
H28	370,026	5,557,846	12,900	77,309	11,378	753,291	1,277,954	836	484,180
H29	355,859	5,415,647	11,840	73,327	11,730	734,627	1,239,417	4,474	481,003
H30	345,409	5,386,583	11,095	66,371	11,926	782,698	575,697	-	195,796
R1	337,777	5,295,768	11,336	65,833	12,149	760,436	593,275	-	223,977
R2	316,597	5,164,009	10,148	60,377	11,505	775,164	577,231	-	217,893
R3	325,487	5,351,052	10,166	60,976	12,335	798,690	566,090	-	199,000
R4	323,767	5,352,204	10,012	56,611	12,604	803,074	561,874	-	200,401

9 令和3年度保健事業

事業名	内 容
1 特定健康診査等事業	(1) 特定健康診査 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群を令和5年度までに25%減少することを目標として実施。 ① 40～74歳の国保被保険者 15,893人（R3.4.1現在） そのうち対象者 14,020人 ② 助成額 ア 集団健診（主に40～64歳） 検査料 5,830円（うち自己負担額1,000円） 40歳時及び非課税世帯は自己負担額なし イ 個別健診（主に65～74歳） 検査料 8,877円（うち自己負担額1,000円） 非課税世帯は自己負担額なし ③ 受診者数 5,746人 (2) 特定保健指導 特定健康診査受診者に対しリスクに基づく優先順位をつけ、「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」に階層化し、自らの生活習慣の改善ができるよう保健指導を実施。 ① 情報提供 受診者全員に生活習慣予防に関する情報提供を実施。 ② 動機付け支援 内臓脂肪症候群のリスクが出現し始めている者に、1回以上の面接による支援と3か月経過後に面接等で実績評価を実施。 ・対象者数 437人 ・評価終了者 357人 ③ 積極的支援 内臓脂肪症候群のリスクが重複している者に、初回面接による支援と、その後継続的な支援を行い、3か月経過後に面接等で実績評価を実施。 ・対象者数 164人 ・評価終了者 100人 ※R3年度法定報告数値最終版
2 歯科健診事業	(1) 歯科健診費用助成 ① 対象者 20歳～64歳の国保被保険者 ② 検査料 6,600円（うち自己負担額1,000円） ③ 受診者数 59人

事業名	内 容
3 医療費適正化事業	レセプト点検や医療費分析による医療費の適正支出点検事業、医療費通知や保険証更新時の国保制度や医療制度等の周知による被保険者への啓発事業、重複・頻回受診者への保健師の訪問指導事業、その他医療費の適正化に資する事業を幅広く展開。 (1) レセプト点検 内容点検、縦覧点検、重複・多受診点検、給付発生原因点検 (2) 医療費通知 3回(11～12月、1～5月、6～10月診療分) (3) 医療費分析 KDB、国保連リスト、健診結果を活用 (4) 医療費適正化に関する啓発活動 パンフレット・チラシの配布、広報いいだへの掲載、資格喪失届の勧奨通知、退職者医療制度被扶養者届の勧奨通知など
計	53,395 千円

7 飯田市社会福祉協議会

7-1 社会福祉法人飯田市社会福祉協議会

1 名称

社会福祉法人飯田市社会福祉協議会

設立 昭和 26 年 7 月

社会福祉法人認可 昭和 38 年 7 月 15 日

2 所在地

飯田市東栄町 3108 番地 1 飯田市福祉会館（さんとびあ飯田）

3 運営

(1) 組織及び議決機関（令和 5 年 4 月 1 日現在）

ア 執行及び議決機関

会長	1 名	監事	2 名
副会長	2 名	理事（会長、副会長、常務理事を含む）	13 名
常務理事	1 名	評議員	17 名

イ 部会、委員会の設置

①専門部会（企画運営、地域福祉・ボランティア、介護福祉の 3 部会）

②生活福祉資金調査委員会

③善意銀行運営委員会

④結婚相談員会

⑤ボランティアセンター運営委員会

ウ 職員体制 196 名（常勤職員のみ。他非常勤 197 名）

総括 常務理事		1 名
総務課	総務係	9 名
	市役所派遣	2 名
地域福祉課	地域福祉推進係	7 名
	生活相談支援係	2 名
	飯田市生活就労支援センターまいさぼ飯田	5 名
	いいだ地域包括支援センター	8 名
	いがら地域包括支援センター	4 名
	いいだ成年後見支援センター	5 名
在宅サービス課	ヘルパーステーション	13 名
	上郷デイサービスセンター	12 名
	竜東デイサービスセンター	13 名
	北部デイサービスセンター	10 名
	いいだデイサービスセンター	9 名
	介護相談センター	7 名
施設サービス課	特別養護老人ホーム飯田荘	27 名
	特別養護老人ホーム第二飯田荘	25 名

遠山地域事業課	特別養護老人ホーム遠山荘	27 名
	地域福祉遠山担当	1 名
	南信濃障がい者等活動支援センター	1 名
	南信濃ヘルパーステーション	2 名
	南信濃デイサービスセンター	3 名
	南信濃介護相談センター	1 名
	南信濃地域包括支援センター	2 名

(2) 事業（令和4年度実績）

ア 地域福祉部門

事業		主な内容
地区への助成・当事者支援等に関する事業	①地域福祉活動支援事業	・地区慰霊祭事業への協力参加
	②地域福祉コーディネーター設置事業	・福祉関係事業を支援するコーディネーターを配置し、地域に密着して、社会資源や課題の把握、地区が行う地域福祉を推進する
	③地域支え合い活動推進事業	・18地区で住民支え合いマップの作成更新
	④家庭介護者交流事業	・家庭介護者ふれあい相談事業 25 名参加
	⑤福祉サービス利用援助事業	・判断能力が不十分な高齢者、障がい者等に対する金銭管理や福祉サービス利用援助を行う日常生活自立支援事業
	⑥配食サービス事業	・遠山地域における一人暮らし高齢者等の食事の確保と安否確認を目的としてボランティアが弁当を配達する事業 年間 2,839 食
	⑦有償移送サービス事業	・要介護高齢者・障がい者等で公共交通機関を利用することが困難な方の援助をする事業 12 地区で実施 年間 2,559 回
	⑧地域支え合い活動推進事業	・住民の支え合い活動等の事業を支援 (ふれあいサロン、世代間交流・福祉教育、有償サービス立上げ支援等)
	⑨ファミリーサポートセンター	・仕事と家庭の両立のため、子育て支援や生活支援を受けたい者で行いたい者を会員とし、相互の援助活動を支援 会員数 958 名 延べ 1,088 回
	⑩母子寡婦福祉推進事業	・文集「ははこ草」発行支援
	⑪身体障がい者福祉推進事業	・障がい者関係団体活動助成 ・「障がい者趣味教室」「障がい者文化芸術作品展」開催
	⑫地域介護予防活動推進事業	・通所型サービス B 事業の推進 11 地区で実施 ・おマメで健康教室（地域住民を対象とした介護予防研修会）年 11 回 延べ 173 名

事業		内容
相談・貸付事業等	1 特別心配ごと相談事業	・相談延べ件数 174 件 ・相談員 1 名（専任相談員）
	2 法律相談事業	・法律相談延べ件数 135 件 ・女性のための法律相談延べ件数 50 件 ・相談員は、弁護士会の協力による
	3 結婚相談事業	・相談延べ件数 153 件 ・相談員 20 名、結婚支援アドバイザー 1 名
	4 貸付事業	・生活福祉資金 127 件 35,748,000 円 ・生活つなぎ資金 27 件 518,260 円
	5 善意銀行事業	・善意銀行預託 7,763,202 円
共同募金配分事業	①まちづくり委員会配分	・まちづくり委員会の各種地域福祉事業への配分
	②民間福祉施設配分	・私立保育園 5 園、障がい者施設 3 施設、児童福祉施設 2 施設に配分
	③歳末激励金配分	・特別支援学級設置学校、児童福祉施設に配分
	④地域福祉推進事業配分・市社会福祉協議会配分	・NPO 等ボランティア団体公募分 2 団体に配分 ・社協地域福祉関係一般事業へ配分（敬老の日事業、ボランティア推進事業、福祉教育推進事業他）
	⑤児童福祉事業配分	・市内小中学校、高校図書整備助成 33 校に配分

イ ボランティア部門

事業		内容
福祉教育推進事業	①福祉活動体験事業	・小・中・高校生を対象として施設実習や高齢者体験等を実施 参加者延べ 2,726 名
	②福祉活動実践校事業	・小学校 3 校、中学校 1 校、高校 1 校に助成
	③福祉講座講師派遣事業	・手話、点字、車イス、アイマスク（視覚障がい）、高齢者疑似体験、ボランティア講話に延べ 232 名の講師を派遣
ボランティア活動推進等に関する事業	1 ボランティアグループ活動支援	・28 のボランティアグループ等の活動に対して助成
	2 ボランティア養成事業	・ボランティア入門講座、障がい者活動パートナー養成講座、学生向けボランティア養成講座を実施 受講者 128 名
	③災害救援ボランティアコーディネーター養成事業	・被災時のボランティア需給調整役となる災害救援ボランティアコーディネーターの養成講座 9 名 ・災害救援ボランティアコーディネーター修了者のフォローアップ講座 57 名
	④ボランティアセンター企画運営機器貸出事業等	・備品、車両の貸出 ・フードドライブ活動 寄付者 491 名
	⑤障がい者社会参加促進事業	・障がい者趣味教室（リヤアート教室、アロマワックス教室、健康運動教室）28 名
	⑥介護予防サポーター養成事業	・介護予防教室を運営する地区のボランティア養成講座修了者 29 名 ・介護予防サポーターフォロー講座 29 名

■関係団体等の支援

団体名	主な支援内容
飯田市身体障がい者福祉協会	地域福祉課内に事務局設置、活動に協力
飯田市手をつなぐ育成会	総務課内に事務局設置、活動に協力
飯田市更生保護女性会	地域福祉課内に事務局設置、活動に協力
認知症の人と家族の会長長野支部飯田地区 (わたの実会)	地域福祉課内に事務局設置、活動に協力

■赤い羽根共同募金実績（令和４年度の募金額）

募金種別	目標額 (円)	実績額 (円)	実績率 (%)	備考
戸別募金	9,800,000	9,042,944	92.27	目安額１戸 650 円
法人募金	2,700,000	2,645,200	97.97	市内 960 社
街頭募金	550,000	305,459	55.54	赤十字奉仕団等の奉仕等で実施
学校募金	30,000	69,577	231.92	市内小中学校等
職域募金	220,000	190,216	86.46	市役所、消防本部、その他の職場
歳末たすけあい募金	200,000	251,928	125.96	歳末たすけあい、各団体・個人等
合計	13,500,000	12,505,324	92.63	

ウ 飯田市福祉会館（さんとぴあ飯田）管理運営

「だれもが安心して暮らせるまちづくり」を実現するためには、高齢者や障がい者はもちろん、若者を含めたすべての市民が一体となって、活力ある福祉、健康都市づくりを進めることが重要です。

平成 8 年 12 月に開所した当会館には、飯田市社会福祉協議会事務局、（福）長野県知的障がい者育成会Ｌサポート「あいあい」、（特非）飯伊圏域障がい者総合支援センター「ほっとすまいる」が入り、福祉関係団体等の各種会議等に広く利用され、飯田市の社会福祉事業推進の拠点となっています。

■令和４年度飯田市福祉会館利用状況

開館日数 273 日

	福祉会館		ボランティアルーム	利用人員計
	利用団体数	利用人員数	利用人員数	
利用団体等数	3,433 団体	15,850 人	656 人	16,506 人
前年度比	110.9%	104.0%	109.1%	104.2%

8 保健・社会福祉施設等一覧

8-1 市内保健福祉施設

1 保健センター

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	運営主体	電話番号
飯田市保健センター	大久保町 2534 番地	飯田市	0265-22-4511
鼎保健センター	鼎上山 1890 番地 1	〃	0265-22-7100
上郷保健センター	上郷飯沼 3145 番地 1 飯田市上郷公民館内	〃	0265-24-7744

2 診療所 (市立分のみ)

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	運営主体	電話番号
休日夜間急患診療所	東中央通 5 丁目 96 番地	飯田市	0265-23-3636
千代診療所	千代 932 番地 5	〃	0265-59-2014
三穂診療所	伊豆木 4321 番地 1	〃	0265-27-4139
上村診療所	上村 844 番地 2	〃	0260-36-2050
上村歯科診療所	上村 846 番地	〃	0260-36-2089

3 授産施設

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
今宮福祉企業センター	今宮町 4 丁目 5608 番地 9	飯田市	30	0265-22-3536
上久堅福祉企業センター	上久堅 7513 番地 1	〃	20	0265-29-7026
鼎福祉企業センター	鼎中平 1961 番地	〃	30	0265-22-2901
上郷福祉企業センター	上郷飯沼 1743 番地 1	〃	30	0265-22-4039
上村福祉企業センター	上村 605 番地	〃	15	0260-36-2069
南信濃福祉企業センター	南信濃和田 1541 番地	〃	30	0260-34-2246

4 老人福祉施設

※特別養護老人ホーム、デイサービスセンターは、介護保険事業者一覧へ掲載

(1) 養護老人ホーム

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	運営主体	定員		電話番号
			入所	ショート	
信濃寮	鼎一色 551 番地	(福) 萱垣会	80		0265-22-1338
ハートヒル川路	川路 3457 番地 1	(福) ゆいの里	100	2	0265-27-2208

(2) 軽費老人ホーム

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
ヴィラ緑風苑	山本 6719 番地	(福) 綿半野原積善会	50	0265-25-3960
ケアハウスかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	(福) 八反田	30	0265-53-7728

(3) 老人福祉センター

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	運営主体	電話番号
山本老人福祉センター	箱川 22 番地 1	飯田市	0265-25-2277

(4) 介護予防拠点施設

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	運営主体	電話番号
飯田市介護予防拠点施設 (おめでとうサロン)	東栄町 3137 番地 2	飯田市	0265-48-5206
ふれあいの郷松ぼっくり	松尾城 4014 番地	〃	0265-22-0091 (松尾自治振興センター)
上村ふれあいセンター	上村 844 番地 2	〃	0260-36-2211 (上村自治振興センター)

5 権利擁護、高齢者相談施設等

(1) 地域包括支援センター

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	担当地区	電話番号
飯田市いいだ地域包括支援センター	銀座 3 丁目 7 番地 銀座掘端ビル 2 階	橋北、橋南、羽場、 丸山、東野、松尾、 下久堅、上久堅	0265-56-1595
飯田市のかなえ地域包括支援センター	鼎一色 551 番地	鼎	0265-53-9411
飯田市のいがら地域包括支援センター	三日市場 406 番地 31	山本、伊賀良	0265-28-2361
飯田市のかわじ地域包括支援センター	川路 3467 番地 2	千代、龍江、竜丘、 川路、三穂	0265-27-6052
飯田市のかみさと地域包括支援センター	上郷黒田 470 番地 1	上郷、座光寺	0265-48-5501
飯田市の南信濃地域包括支援センター	南信濃和田 1550 番地	上村、南信濃	0260-34-1066

(2) いいだ成年後見支援センター

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	摘要	電話番号
いいだ成年後見支援センター	東栄町 3108 番地 1 さんとぴあ飯田 2 階	成年後見制度の 相談窓口	0265-53-3187

8-2 児童福祉施設等

1 児童福祉施設

(1) 乳児院

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
風越乳児院	丸山町 4 丁目 7490 番地 3	(福)飯田風越福祉会	10	0265-22-4127

(2) 児童養護施設

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
風越寮	丸山町 4 丁目 7537 番地 10	(福)飯田風越福祉会	50	0265-22-1489
おさひめチャイルドキャンプ	仲ノ町 305 番地 6	(福)長姫福祉会	30	0265-22-3875

(3) 児童発達支援事業（重症心身障害児）

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
飯田市こども発達センターひまわり	松尾新井 5933 番地 2	飯田市	5	0265-23-6097

(4) 公立保育所型認定こども園（16 園）

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
丸山保育園	今宮町 2 丁目 113 番地 2	飯田市	20	0265-22-2077
座光寺保育園	座光寺 1716 番地	〃	110	0265-22-1147
松尾東保育園	松尾寺所 5645 番地 1	〃	115	0265-52-2289
下久堅保育園	下久堅知久平 940 番地 2	〃	90	0265-29-8055
上久堅保育園	上久堅 7606 番地	〃	20	0265-29-7053
龍江保育園	龍江 4680 番地	〃	80	0265-27-3681
竜丘保育園	桐林 378 番地	〃	60	0265-26-8417
川路保育園	川路 3467 番地 2	〃	45	0265-27-3202
三穂保育園	伊豆木 5451 番地 14	〃	45	0265-27-3774
山本保育園	山本 3340 番地 2	〃	70	0265-25-2440
中村保育園	中村 1840 番地 1	〃	90	0265-25-7217
殿岡保育園	下殿岡 1020 番地	〃	90	0265-25-3707
鼎みつば保育園	鼎名古熊 2339 番地	〃	150	0265-53-3277
上郷西保育園	上郷黒田 1488 番地	〃	100	0265-22-2441
上村保育園	上村 856 番地 18	〃	20	0260-36-2143
和田保育園	南信濃和田 2596 番地	〃	20	0260-34-2306

(5) 私立保育所(6園)分園(1園)

(R5.4.1現在)

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
飯田子供の園保育園	馬場町3丁目501番地1	(福)子供の園	50	0265-22-1389
時又保育園	時又329番地	(福)松美会	90	0265-26-9208
慈光保育園	宮の前4410番地1	(福)慈光福祉会	50	0265-23-1390
さくら保育園	山本600番地1	(福)洗心会	60	0265-28-1050
さくら保育園久米分園	久米858番地10	(福)洗心会	20	0265-25-3801
あすなろ保育園	育良町3丁目15番地2	(福)あすなろ会	30	0265-23-4656
慈光松尾保育園	松尾城3796番地3	(福)慈光福祉会	250	0265-22-2244

(6) 私立保育所型認定こども園(9園)分園(1園)

(R5.4.1現在)

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
飯田仏教保育園	箕瀬町1丁目2453番地	(福)たちばな会	230	0265-24-0402
飯田中央保育園	中央通り2丁目9番地	(福)白鳥会	135	0265-22-4134
伊賀良保育園	大瀬木1103番地	(福)笠松会	150	0265-25-7123
育良保育園	北方130番地	(福)白鳥会	120	0265-23-5873
明星保育園	鼎切石3928番地	(福)明星会	120	0265-24-8020
高松保育園	上郷黒田236番地	(福)伊那福祉会	50	0265-22-4095
千代保育園	千代932番地5	(福)千代しゃくなげの会	45	0265-59-2144
千代保育園千栄分園	千栄1526番地7	(福)千代しゃくなげの会	15	0265-59-2005
上郷なかよし保育園	上郷飯沼2000番地1	(福)たちばな会	210	0265-22-2440
鼎あかり保育園	鼎中平2010番地1	(福)萱垣会	150	0265-23-2341

(7) 私立幼保連携型認定こども園(8園)

(R5.4.1現在)

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
風越こども未来園	丸山町2丁目6728番地	(福)和順福祉会	147	0265-22-2389
羽場こども未来園	白山通り3丁目351番地2	(福)和順福祉会	76	0265-23-1388
慈光幼稚園	伝馬町2丁目31番地	(学)高松学園	180	0265-24-0415
飯田ルーテル幼稚園	仲ノ町1丁目7番地	(学)飯田ルーテル学園	66	0265-22-2213
聖クララ幼稚園	松尾代田1420番地1	(学)マリア学園	135	0265-22-2916
入舟幼稚園・入舟保育園	宮ノ上4730番地	(学)信濃キリスト教学園	105	0265-24-5350
勅使河原学園	上郷黒田1881番地1	(学)勅使河原学園	125	0265-22-7720
ビバ・チャイルド	鼎上山1815番地	(福)一陽会	45	0265-48-6335

(8) 地方裁量型認定こども園(1園)

(R5.4.1現在)

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
野あそび保育 みっけ	北方3489番地132	(有)ネイチャーセンター	25	0265-48-8008

(9) 事業所内保育施設 (3 園)

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
保育室コッコロ	八幡町 592 番地	ナビ・スタッフ(株)	10	0265-24-6242
八重のさくら保育園	毛賀 1707 番地	(医)輝山会	40	0265-26-7722
川路おむすび保育園	川路 3467 番地 2	(福)ゆいの里	10	0265-49-3067

(10) 家庭的保育事業 (1 園)

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
自然保育 のっばら	上郷飯沼 3545 番地	(合)にじいろたね	5	0265-22-7278

2 その他の子育て支援施設等

(1) 児童センター・児童館・児童クラブ

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
丸山児童センター	今宮町 2 丁目 113 番地 1	飯田市	50	0265-52-3463
丸山児童センター第 2	今宮町 2 丁目 113 番地 1	〃	30	0265-21-1023
座光寺児童センター	座光寺 1726 番地 1	〃	50	0265-53-2530
竜丘児童センター	桐林 245 番地 1	〃	50	0265-26-8614
竜丘児童センター第 2	桐林 245 番地 1	〃	20	0265-26-8624
山本児童センター	竹佐 693 番地 1	〃	50	0265-25-8835
鼎児童センター	鼎中平 2451 番地 9	〃	50	0265-52-0910
高松児童館	上郷黒田 238 番地 1	〃	40	0265-52-3485
別府児童館	上郷別府 1195 番地	〃	30	0265-24-9412
浜井場児童クラブ	小伝馬町 1 丁目 3503 番地	〃	25	0265-22-8656
橋南児童クラブ	本町 1 丁目 15 番地	〃	25	0265-52-6135
松尾第 1 第 2 児童クラブ	松尾城 4014 番地	〃	100	0265-52-6050
松尾第 3 児童クラブ	松尾城 3800 番地 1	〃	40	0265-52-1151
下久堅児童クラブ	下久堅知久平 118 番地 1	〃	30	0265-29-7648
上久堅児童クラブ	上久堅 1995 番地 10	〃	30	0265-29-7201
龍江児童クラブ	龍江 3539 番地	〃	35	0265-27-4544
川路児童クラブ	川路 3457 番地 1	〃	25	0265-27-5160
三穂児童クラブ	伊豆木 3778 番地	〃	20	0265-27-2166
伊賀良第 1 第 2 児童クラブ	大瀬木 1106 番地 1	〃	100	0265-25-4222
切石児童クラブ (令和 5 年 3 月 31 日閉所)	鼎切石 4635 番地 1	〃	30	0265-53-3339
上郷児童クラブ	上郷飯沼 3118 番地	〃	40	0265-52-5544
鼎児童クラブ	鼎中平 1958 番地 3	〃	40	0265-23-2162
いくら児童センター	北方 130 番地	(福)白鳥会	40	0265-23-5873
千代学童クラブ	千代 932 番地 5	(福)千代しゃくなげの会	30	0265-59-2144
鼎あかり第 1 第 2 児童クラブ	鼎中平 2010 番地 1	(福)萱垣会	50	0265-23-2341

明星児童クラブ (令和5年4月1日開所)	鼎切石 23928 番地	(福)明星会	50	0265-25-8020
-------------------------	--------------	--------	----	--------------

(2) つどいの広場

(R5.4.1 現在)

名称	所在地	運営主体	電話番号
座光寺つどいの広場	座光寺 1008 番地	(特非)おしゃべりサラダ	0265-23-9666
子育てサロン おしゃべりサラダ	追手町 2 丁目 630 番地 8	(特非)おしゃべりサラダ	0265-49-5266
なかよし広場ぞうさん	時又 329 番地 時又保育園併設	(福)松美会	0265-26-9208
アイキッズスクエアいくら	北方 130 番地 育良保育園併設	(福)白鳥会	0265-52-4158
ひだまりサロン	鼎名古熊 597 番地 1	(特非)ひだまり	0265-52-2239
くまさんのおうち	千代 932 番地 5 千代公民館内	(福)千代しゃくなげの会	080-6011-0930
わいわいひろば	松尾代田 610 番地 飯田短期大学内	学校法人高松学園	0265-22-0070 (内線 193)
おしゃべりポトフ	山本 3378 番地 山本公民館 大会議室	(特非)おしゃべりサラダ	0265-49-5266
親子であそぼ♪森っこ	丸山町 4 丁目 5500 番地 1 (か ぎこし子どもの森公園内)	(一社)子どもの森ネットワーク	0265-59-8080
ゆるり飯沼	上郷飯沼 2241 番地 1 飯田市上郷地域休養施設	(公社)飯田広域シルバー人材センター	080-6996-0836
KanKan リトルジャイアント	伊豆木 5444 番地 1	感環自然村	0265-49-8132
KanKan リトルスキッパー	川路 4992 番地 5 天竜峡温泉 交流館「ご湯っくり」館内	感環自然村	0265-49-8132

8-3 介護保険事業者

1 居宅介護支援事業

(R5.4.1 現在)

名称	所在地	電話番号
愛・居宅介護支援事業所 飯田	上殿岡 620 番地 後藤ビル 2-A 号室	0265-48-5692
飯田市社協介護相談センター	上郷黒田 360 番地 4 高松ビル 1 階	0265-53-7581
飯田市社協南信濃介護相談センター	南信濃和田 1550 番地	0260-34-1062
飯田市立病院居宅介護支援センター	八幡町 438 番地	0265-21-1206
医療法人輝山会輝山会総合介護支援センター	毛賀 1707 番地	0265-26-8111
医療法人龍川会居宅介護支援センターほんまち	本町 4 丁目 5 番地	0265-24-3800
えがお居宅介護支援事業所	上殿岡 509 番地 4	0265-28-2757
介護支援センターますと	羽場町 1 丁目 6 番地 11	0265-56-2660
介護相談センターゆい	龍江 3283 番地 1	0265-27-2929
介護のかふね居宅支援事業所	北方 2456 番地 3	0265-48-0428
川路介護相談センターあやめ	川路 2380 番地 1	0265-48-0640
居宅介護支援飯田サポート	高羽町 1 丁目 4 番地 12	0265-24-8758
居宅介護支援飯田病院	大通 1 丁目 30 番地 2	0265-22-5150
居宅介護支援事業所あぐりかなえ	鼎上山 2662 番地 1	0265-56-8525
居宅介護支援事業所たまゆら	北方 2688 番地 2	0265-48-6210
居宅介護支援事業所虹	鼎名古熊 2105 番地 I ローズアネックスビル II 2 階	0265-49-8845
居宅介護支援センターわたはん	三日市場 2100 番地	0265-25-0029
居宅介護支援花の木	丸山町 1 丁目 8 番地 2	0265-52-5870
居宅介護支援事業所ピュアスマイル飯田	山本 581 番地 2	0265-49-0533
居宅介護支援事業所 HUG	桐林 2075 番地 3	0265-26-6324
グループかけはし居宅介護支援事業所	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800
ケアプランセンターみんと	座光寺 3531 番地 6 松村接骨院内	0265-49-7288
健和会特定在宅総合支援センター	鼎上山 1552 番地 1	0265-56-8113
菅沼病院	鼎中平 1970 番地	0265-22-0532
共に歩む会介護相談所	羽場赤坂 2021 番地 50	0265-52-2446
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	0265-28-1532
はなごころも介護相談センター	山本 6722 番地 151	0265-55-1717
ふれあい介護支援センター	南信濃和田 584 番地 5	0260-34-1001
みつばさ居宅介護支援事業所	鼎上山 3800 番地 5	0265-49-4530
有限会社わくわく	松尾寺所 7043 番地 1	0265-53-4335
ゆめの郷ケアプランセンター	松尾代田 910 番地 1	0265-52-4653

2 介護予防支援事業所

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市いいだ地域包括支援センター	銀座 3 丁目 7 番地銀座堀端ビル 2 階	0265-56-1595
飯田市かなえ地域包括支援センター	鼎一色 551	0265-53-9411
飯田市いがら地域包括支援センター	三日市場 406 番地 31	0265-28-2361
飯田市かわじ地域包括支援センター	川路 3467 番地 2	0265-27-6052
飯田わかみさと地域包括支援センター	上郷黒田 470 番地 1	0265-48-5501
飯田市南信濃地域包括支援センター	南信濃和田 1550 番地	0260-34-1066

3 訪問介護（ホームヘルプサービス）

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
愛・訪問介護ステーション飯田	上殿岡 620 番地 後藤ビル 2-A 号室	0265-48-5453
あんきの森訪問介護	毛賀 1139 番地 1	0265-53-3010
飯田サポート・ヘルパーステーション	羽場町 1 丁目 7 番地 2	0265-22-7271
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171 番地 1	0265-53-2035
飯田市社協南信濃ヘルパーステーション	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2461
飯田病院ヘルパーステーションすずらん	大通 1 丁目 30 番地 2	0265-22-5260
介護支援センターいこいの里	羽場権現 1607 番地 1	0265-22-3622
北方の虹	北方 2210 番地 1	0265-48-0117
北方ヘルパーステーションかふね	大瀬木 647 番地 1	0265-48-5678
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800
健和会ヘルパーステーション	鼎上山 1552 番地 1	0265-56-8130
こころ訪問介護事業所	松尾上溝 6301 番地 1	0265-23-1174
社会福祉法人ぼけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	0265-21-6212
ソーシャルサービスチームふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	0265-55-3069
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	0265-49-8722
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	0265-28-1535
ニチイケアセンター高松通り	大門町 93 番地	0265-53-5851
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 3 嶋屋ビル 2 階	0265-56-0261
ニチイケアセンター知久平	下久堅知久平 446 番地 アサヒハイ ツ知久平 2 号室	0265-48-5473
ヘルパーステーションあぐりかなえ	鼎上山 2662 番地 1	0265-56-8510
ヘルパーステーションおひさま	川路 3457 番地 1	0265-27-2208
ヘルパーステーションきらら	座光寺 6653	080-5593-6950
ヘルパーステーションピュアスマイル飯田	山本 581 番地 2	0265-49-0533
ヘルパーステーションみつばさ	上殿岡 692 番地 2	0265-56-9288
ヘルパーステーションりんご	通り町 2 丁目 22 番地 1	0265-52-1583
ヘルパーセンターしなの	鼎一色 551 番地	0265-22-1338
ホームヘルプわかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	0265-53-3008

みまもりの郷・南信州上郷	上郷黒田 4410 番地	0265-49-4417
--------------	--------------	--------------

4 訪問入浴介護

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
アースサポート飯田	鼎名古屋 2518 番地 1	0265-21-2311
アサヒサンククリーン在宅介護センター飯田	松尾代田 1522 今村コーポテナント	050-3317-1711
社会福祉法人ぼけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	0265-21-6212
総合福祉ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	0265-22-8194
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	0265-28-1527

5 訪問看護ステーション

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市訪問看護ステーション	八幡町 438 番地 (飯田市立病院)	0265-21-1299
飯田病院訪問看護ステーションたんぽぽ	大通 1 丁目 30 番地 2	0265-22-8620
飯伊訪問看護ステーション	鼎切石 4358 番地 1	0265-56-4311
ふたば訪問看護ステーション	上郷黒田 1436 番地 1	0265-59-7627
訪問看護ステーション affection	鼎上茶屋 3340 番地 1 味の万世 2 階	0265-48-8124
訪問看護ステーション健和会	鼎上山 1552 番地 1	0265-21-4525
訪問看護ステーションわか葉	松尾寺所 7337 番地	0265-49-8918
訪問看護ステーションわか葉上村支所	上村 846 番地	0260-31-0130
みつばさ訪問看護ステーション	鼎上山 3800 番地 5	0265-56-9288

6 訪問リハビリテーション

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市立病院	八幡町 438 番地	0265-21-1255
飯田病院附属仲ノ町診療所	仲ノ町 1 丁目 2 番地	0265-49-3083
介護老人保健施設万年青苑	毛賀 1707 番地	0265-26-6866
健和会病院	鼎中平 1936 番地	0265-23-2371
瀬口脳神経外科病院	上郷黒田 218 番地 2	0265-24-6655

7 通所介護（デイサービス）

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市いいだデイサービスセンター	東栄町 3171 番地 1	0265-53-7571
飯田市かなえデイサービスセンター	鼎一色 551 番地	0265-53-4466
飯田市上郷デイサービスセンター	上郷飯沼 2212 番地 1	0265-53-4811
飯田市上村デイサービスセンター	上村 844 番地 1	0260-36-2835
飯田市西部デイサービスセンター	三日市場 2099 番地 2	0265-28-2610
飯田市中部デイサービスセンター	駄科 904 番地 1	0265-26-8820
飯田市北部デイサービスセンター	上郷黒田 2112 番地 1	0265-53-8155

飯田市竜東デイサービスセンター	下久堅知久平 123 番地	0265-29-8189
飯田市かわじデイサービスセンター	川路 3467 番地 2	0265-27-5022
北方デイサービスセンター	北方 2209 番地 1	0265-25-7953
健和会デイサービスセンター	鼎上山 1552 番地 1	0265-56-4643
総合福祉ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	0265-22-8194
ツクイ飯田白山	白山町 3 丁目東 12 番地 9	0265-59-8510
デイサービスセンター四季	松尾代田 910 番地 1	0265-52-5511
デイサービスセンターたまゆら	北方 2688 番地 2	0265-28-1331
デイサービスセンターたまゆらの丘	北方 3406 番地 1	0265-48-0121
デイサービスセンター杜のおんがっかい	下瀬 242 番地 5	0265-27-5105
デイサービスみつばさ	鼎上山 3800 番地 5	0265-56-9288
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	0265-28-1537
リハビリ特化型デイサービスみつばさ	上殿岡 692 番地 2	0265-49-4305

8 通所リハビリテーション（デイケア）

（R5. 4. 1 現在）

名称	所在地	電話番号
飯田市立病院介護老人保健施設	上郷黒田 341 番地	0265-53-6048
老人保健施設アップルハイツ飯田	羽場権現 1618 番地	0265-21-1165
介護保険施設万年青苑	毛賀 1707 番地	0265-26-6866
介護老人保健施設千年の緑	鼎中平 2258 番地	0265-48-5588
健和会病院	鼎中平 1936 番地	0265-23-3133
仲ノ町診療所 通所リハビリテーション丘の上	仲ノ町 1 丁目 2 番地	0265-49-3083

9 福祉用具貸与

（R5. 4. 1 現在）

名称	所在地	電話番号
おりやま介護・福祉トータルショップ	桐林 1786 番地 1	0265-26-8661
介護のかふね	北方 2456 番地 3	0265-25-7738
株式会社上條機器店飯田営業所えがお	上殿岡 509 番地 4	0265-28-2877
株式会社サン・アイ福祉部	松尾明 8055 番地 1	0265-53-1488
株式会社マスト	上郷別府 3313 番地 8	0265-23-5722
福祉用具貸与事業所あぐり	鼎上山 2662 番地 1	0265-56-8525
福祉住環境ひいらぎ	松尾上溝 2797 番地 3	0265-49-8020
有限会社キタザワ	駄科 584 番地 1	0265-26-7558

10 特定福祉用具販売

（R5. 4. 1 現在）

名称	所在地	電話番号
おりやま介護・福祉トータルショップ	桐林 1786 番地 1	0265-26-8661
介護のかふね	北方 2456 番地 3	0265-25-7738

株式会社上條機器店飯田営業所えがお	上殿岡 509 番地 4	0265-28-2877
株式会社サン・アイ福祉部	松尾明 8055 番地 1	0265-53-1488
株式会社マスト	上郷別府 3313 番地 8	0265-23-5722
福祉用具貸与事業所あぐり	鼎上山 2662 番地 1	0265-56-8525
福祉住環境ひいらぎ	松尾上溝 2797 番地 3	0265-49-8020
有限会社キタザワ	駄科 584 番地 1	0265-26-7558

11 短期入所生活介護（専用施設のみ掲載）

（R5. 4. 1 現在）

名称	所在地	電話番号
あんきの森	毛賀 1139 番地 1	0265-53-3010
ショートステイ上デイ	上村 844 番地 1	0260-36-2835
ショートステイしろいわ	南信濃八重河内 302 番地 32	0260-31-0515
ショートステイたまゆら	北方 2688 番地 2	0265-28-2885

12 特定施設入居者生活介護

（R5. 4. 1 現在）

名称	所在地	電話番号
あんきの森	毛賀 1139 番地 1	0265-53-3010
特定施設入居者生活介護信濃寮	鼎一色 551 番地	0265-22-1338
養護老人ホームハートヒル川路	川路 3457 番地 1	0265-27-2208
介護付有料老人ホームたまゆら（地域密着型）	北方 2688 番地 2	0265-28-2885
わくわくホーム（地域密着型）	松尾寺所 7043 番地 1	0265-53-4335

13 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

（R5. 4. 1 現在）

名称	所在地	電話番号
飯田ケアハートガーデングループホーム北方の郷	北方 1558 番地	0265-28-2551
グループホームあぐり山本	竹佐 653 番地 1	0265-28-1173
グループホームあすか	座光寺 4021 番地 3	0265-49-8335
グループホームあやめ	川路 2682 番地	0265-48-6972
グループホームいこいの里	羽場権現 1611 番地 2	0265-48-0611
グループホーム切石	鼎切石 5117 番地 16	0265-48-8015
グループホームげんき	座光寺 3601 番地 12	0265-49-5152
グループホームこかげ	下久堅知久平 1715 番地 1	0265-28-8110
グループホームこころ	松尾上溝 6301 番地 1	0265-23-1174
グループホーム下瀬	下瀬 247 番地 1	0265-48-0448
グループホーム大門	大門町 22 番地	0265-48-0877
グループホームたまゆら	北方 2613 番地 13	0265-25-0203
グループホームひだまり	駄科 846 番地 1	0265-26-1047
グループホームみつばさ	龍江 4510 番地 1	0265-48-5460

グループホームみつばさの丘	龍江 4140 番地	0265-49-5515
グループホーム陽気	鼎下山 270 番地 1	0265-23-4552
グループホームわだの家	南信濃和田 518 番地 1	0260-34-5405

14 小規模多機能型居住介護

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
北方の空	北方 2210 番地 1	0265-48-0118
ことぶき庵	上郷飯沼 479 番地 3	0265-21-0530
小規模多機能型居宅介護あんきの森	毛賀 1139 番地 28	0265-53-3020
小規模多機能型居宅介護さくらまち	桜町 1 丁目 13 番地 1	0265-53-4355
小規模多機能型居宅介護サテライト松島	桜町 1 丁目 21 番地	0265-48-5236
小規模多機能型居宅介護サテライト三日市場	三日市場 1291 番地 31	0265-25-0246
小規模多機能型居宅介護施設あぐりかなえ	鼎上山 2662 番地 1	0265-24-0084

15 認知対応型通所介護

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
飯田ケアハートガーデン グループホーム北方の郷（共用型）	北方 1558 番地	0265-28-2551
飯田市かなえデイサービスセンター	鼎一色 551 番地	0265-53-4466
飯田市竜東デイサービスセンター	下久堅知久平 123 番地	0265-29-8189
グループホームわだの家（共用型）	南信濃和田 518 番地 1	0260-34-5405
宅老所まつお	松尾久井 2542 番地 1	0265-22-4758
デイサービスあぐり山本	竹佐 653 番地 1	0265-28-1173
デイサービスセンターあすか座光寺	座光寺 4021 番地 3	0265-24-8001
羽場赤坂デイ	羽場赤坂 2021 番地 50	0265-52-2446

16 地域密着型介護老人福祉施設

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
特別養護老人ホームたまゆら	北方 3354 番地 1	0265-25-3590
特別養護老人ホーム陽だまりの丘	北方 3369 番地 1	0265-48-0806

17 地域密着型通所介護

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
あっとほーむリハビリテーションデイサービス	鼎切石 5085 番地 1	0265-23-5014
飯田市千代デイサービスセンター	千栄 2678 番地 7	0265-59-1150
飯田市南信濃デイサービスセンター	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2106
オレンジ	松尾寺所 6984 番地 1	0265-53-4339
かやの木診療所	中村 76 番地 1 号	0265-25-8112
川路宅老所さろんあやめ	川路 2682 番地	0265-48-0223

共生ホームひなたぼっこ	鼎名古熊 1711 番地	0265-48-6069
切石デイサービスセンターやわら機能訓練ホーム	鼎切石 4357 番地 2	0265-52-5123
下山デイサービスセンターゆったりホーム	鼎下山 685 番地	0265-22-3555
ソーシャルチームサービスふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	0265-55-3069
宅幼老所しろいわ	南信濃八重河内 302 番地 32	0260-31-0515
宅老所おおせぎ別家	大瀬木 4463 番地 1	0265-25-0180
宅老所かけはし	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800
宅老所きらら	山本 592 番地 2	0265-55-3169
宅老所ひだまり	駄科 1046 番地 3	0265-26-8782
デイサービスあんじゃない	山本 3120 番地 1	0265-49-0787
デイサービス大瀬木の杜	大瀬木 647 番地 1	0265-48-5678
デイサービスセンター おてだま	松尾新井 5838 番地 7	0265-49-4510
デイサービスセンターおよりて	龍江 7159 番地 1	0265-27-4600
デイサービスはなごろも	山本 6722 番地 151	0265-55-1717
デイサービスピュアスマイル飯田	山本 581 番地 2	0265-49-0533
デイサービスわくわく	桐林 206 番地	0265-26-3410
特定非営利活動法人福祉ネットワーク花の木	丸山町 1 丁目 8 番地 2	0265-52-5870
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	0265-49-8722
堀端デイ	銀座 3 丁目 7 番地	0265-49-4420
三穂宅老所さろんまめに	伊豆木 3841 番地 1	0265-48-6510
リハビリド飯田	松尾代田 1859 番地 12	0265-48-8911
レッツ倶楽部桜町	桜町 2 丁目 47 番地 1	0265-49-8237
わか葉	松尾寺所 7041 番地	0265-53-4330

18 介護老人福祉施設

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム飯田荘	東栄町 3137 番地 2	0265-23-7888
特別養護老人ホーム笑みの里	上郷別府 2230 番地 8	0265-48-6640
特別養護老人ホームかざこしの里	三日市場 2100 番地	0265-28-2260
特別養護老人ホームきりしま邸苑	毛賀 1681 番地 10	0265-26-8700
特別養護老人ホームシルバーハウスゆめの郷	松尾代田 910 番地 1	0265-52-4657
特別養護老人ホーム第二飯田荘	東栄町 3171 番地 1	0265-53-6677
特別養護老人ホーム遠山荘	南信濃和田 1550 番地	0260-34-5522
特別養護老人ホーム陽だまりの丘	北方 3369 番地 1	0265-48-0806
特別養護老人ホームやまりきの郷	鼎下山 1206 番地	0265-48-8300
特別養護老人ホームゆい	龍江 7159 番地 1	0265-27-4600

19 介護老人保健施設

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市立病院介護老人保健施設	上郷黒田 341 番地	0265-53-6048
介護老人保健施設アップルハイツ飯田	羽場権現 1618 番地	0265-21-1165
介護老人保健施設万年青苑	毛賀 1707 番地	0265-26-6866
介護老人保健施設千年の緑	鼎中平 2258 番地	0265-48-5588

20 介護医療院

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
介護医療院 西澤病院	本町 4 丁目 5 番地	0265-24-3800
菅沼病院介護医療院	鼎中平 1970 番地	0265-22-0532

21 訪問型サービス従前相当（ホームヘルプサービス）

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
あんきの森訪問介護	毛賀 1139 番地 1	0265-53-3010
飯田サポート・ヘルパーステーション	羽場町 1 丁目 7 番地 2	0265-22-7271
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171 番地 1	0265-53-2035
飯田市社協南信濃ヘルパーステーション	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2461
飯田病院ヘルパーステーションすずらん	大通 1 丁目 30 番地 2	0265-22-5150
北方の虹	北方 2210 番地 1	0265-48-0116
北方ヘルパーステーションかふね	大瀬木 647 番地 1	0265-48-5678
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800
健和会ヘルパーステーション	鼎上山 1552 番地 1	0265-56-8130
社会福祉法人ぼけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	0265-21-6212
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	0265-49-8722
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	0265-28-1535
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 3 嶋屋ビル 2 階	0265-56-0261
ニチイケアセンター高松通り	大門町 93 番地	0265-53-5851
ニチイケアセンター知久平	下久堅知久平 446 番地 アサヒハイ ツ知久平 2 号室	0265-48-5473
ヘルパーステーションあぐりかなえ	鼎上山 2662 番地 1	0265-56-8525
ヘルパーステーションおひさま	川路 3457 番地 1	0265-27-2208
ヘルパーステーションピュアスマイル飯田	山本 581 番地 2	0265-49-0533
ヘルパーステーションみつばさ	上殿岡 692 番地 2	0265-56-9288
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	0265-53-3008
みまもりの郷・南信州上郷	上郷黒田 4410 番地	0265-49-4417

22 訪問型サービスA（ホームヘルプサービス）

（R5.4.1現在）

名称	所在地	電話番号
あんきの森訪問介護	毛賀 1139 番地 1	0265-53-3010
飯田サポート・ヘルパーステーション	羽場町 1 丁目 7 番地 2	0265-22-7271
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171 番地 1	0265-53-2035
飯田市社協南信濃ヘルパーステーション	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2461
北方の虹	北方 2210 番地 1	0265-48-0117
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800
健和会ヘルパーステーション	鼎上山 1552 番地 1	0265-56-8130
社会福祉法人ぼけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	0265-21-6212
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	0265-49-8722
ヘルパーステーションあぐりかなえ	鼎上山 2662 番地 1	0265-56-8525
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	0265-53-3008
みまもりの郷・南信州上郷	上郷黒田 4410 番地	0265-49-4417

23 訪問型サービスC（短期集中型）

（R5.4.1現在）

名称	所在地	電話番号
有限会社わくわく	松尾寺所 7043 番地 1	0265-53-4335
社会医療法人健和会 健和会病院	鼎中平 1936 番地	0265-23-3115

24 通所型サービス従前相当（デイサービス）

（R5.4.1現在）

名称	所在地	電話番号
あっとほーむリハビリテーションデイサービス	鼎切石 5085 番地 1	0265-23-5014
飯田市いいだデイサービスセンター	東栄町 3171 番地 1	0265-53-7571
飯田市かなえデイサービスセンター	鼎一色 551 番地	0265-53-4466
飯田市上郷デイサービスセンター	上郷飯沼 2212 番地 1	0265-53-4811
飯田市上村デイサービスセンター	上村 844 番地 1	0260-36-2835
飯田市西部デイサービスセンター	三日市場 2099 番地 2	0265-28-2610
飯田市千代デイサービスセンター	千栄 2678 番地 7	0265-59-1150
飯田市北部デイサービスセンター	上郷黒田 2112 番地 1	0265-53-8155
飯田市南信濃デイサービスセンター	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2106
飯田市竜東デイサービスセンター	下久堅知久平 123 番地	0265-29-8189
オレンジ	松尾寺所 6984 番地 1	0265-53-4335
かやの木診療所	中村 76 番地 1	0265-25-8112
川路宅老所さろんあやめ	川路 2682 番地	0265-48-0223
飯田市かわじデイサービスセンター	川路 3467 番地 2	0265-27-5022
北方デイサービスセンター	北方 2209 番地 1	0265-25-7953

共生ホームひなたぼっこ	鼎名古熊 1711 番地	0265-48-6069
切石デイサービスやわら機能訓練ホーム	鼎切石 4357 番地 2	0265-52-5123
健和会デイサービスセンター	鼎上山 1552 番地 1	0265-56-4643
下山デイサービスゆったりホーム	鼎下山 685 番地	0265-22-3555
ソーシャルサービスチームふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	0265-55-3069
宅幼老所しろいわ	南信濃八重河内 302 番地 32	0260-31-0515
宅老所かけはし	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800
宅老所きらら	山本 592 番地 2	0265-55-3169
宅老所ひだまり	駄科 1046 番地 3	0265-26-8782
ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	0265-22-8194
ツクイ飯田白山	白山町 3 丁目東 12 番地 9	0265-59-8510
デイサービス ピュアスマイル飯田	山本 581 番地 2	0265-49-0533
デイサービスあんじやない	山本 3120 番地 1	0265-49-0787
デイサービス大瀬木の杜	大瀬木 647 番地 1	0265-48-5678
デイサービスセンター おてだま	松尾新井 5838 番地 7	0265-49-4510
デイサービスセンターおよりて	龍江 7159 番地 1	0265-27-4600
デイサービスセンター四季	松尾代田 910 番地 1	0265-52-5511
デイサービスセンターたまゆら	北方 2688 番地 2	0265-28-1331
デイサービスセンターたまゆらの丘	北方 3406 番地 1	0265-48-0121
デイサービス杜のおんがっかい	下瀬 242 番地 5	0265-27-5105
デイサービスはなごろも	飯田市山本 6722 番地 151	0265-55-1717
デイサービスみつばさ	鼎上山 3800 番地 5	0265-56-9288
特定非営利活動法人福祉ネットワーク花の木	丸山町 1 丁目 8 番地 2	0265-52-5870
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	0265-49-8722
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	0265-28-1535
堀端デイ	銀座 3 丁目 7 番地	0265-49-4420
三穂宅老所さろんまめに	伊豆木 3841 番地 1	0265-48-6510
リハビリ特化型デイサービスみつばさ	上殿岡 692 番地 2	0265-49-4305
リハプライド飯田	八幡町 1859 番地 12	0265-48-8911
レッツ倶楽部桜町	桜町 2 丁目 47 番地 1	0265-49-8237
わか葉	松尾寺所 7041 番地	0265-53-4330

25 通所型サービスA（デイサービス）

（R5.4.1現在）

名称	所在地	電話番号
あっとほーむリハビリテーションデイサービス	鼎切石 5085 番地 1	0265-23-5014
飯田市いいだデイサービスセンター	東栄町 3171 番地 1	0265-53-7571
飯田市かなえデイサービスセンター	鼎一色 551 番地	0265-53-4466
飯田市上郷デイサービスセンター	上郷飯沼 2212 番地 1	0265-53-4811

飯田市上村デイサービスセンター	上村 844 番地 1	0260-36-2835
飯田市北部デイサービスセンター	上郷黒田 2112 番地 1	0265-53-8155
飯田市南信濃デイサービスセンター	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2106
飯田市竜東デイサービスセンター	下久堅知久平 123 番地	0265-29-8189
介護センターあぐり	鼎上山 2662 番地 1	0265-56-8525
川路宅老所さろんあやめ	川路 2682 番地	0265-48-0223
飯田とかわじデイサービスセンター	川路 3467 番地 2	0265-27-5022
切石デイサービスセンターやわら機能訓練ホーム	鼎切石 4357 番地 2	0265-52-5123
五本木通所サービス	鼎中平 2792 番地 1	0265-53-2400
下山デイサービスセンターゆったりホーム	鼎下山 685 番地	0265-22-3555
関口接骨院	鼎下山 685 番地	0265-22-9111
ソーシャルサービスチームふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	0265-55-3069
宅幼老所しろいわ	南信濃八重河内 302 番地 32	0260-31-0515
宅老所おおせぎ別家	大瀬木 4463 番地 1	0265-25-0180
宅老所ひだまり	駄科 1046 番地 3	0265-26-8782
通所事業者（かなえ〜る）	鼎西鼎 581 番地	0265-48-5231
デイサービスあんじゃない	山本 3120 番地 1	0265-49-0787
デイサービスセンター おてだま	松尾新井 5838 番地 7	0265-49-4510
デイサービスセンターおよりて	龍江 7159 番地 1	0265-27-4600
デイサービスセンター四季	松尾代田 910 番地 1	0265-52-5511
デイサービスセンターたまゆらの丘	北方 3406 番地 1	0265-48-0121
デイサービスセンターたまゆら別館	育良町 2 丁目 22 番地 2	090-8326-0507
デイサービスみつばさ	鼎上山 3800 番地 5	0265-56-9288
特定非営利活動法人福祉ネットワーク花の木	丸山町 1 丁目 8 番地 2	0265-52-5870
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	0265-49-8722
堀端デイ	銀座 3 丁目 7 番地	0265-49-4420
三穂宅老所さろんまめに	伊豆木 3841 番地 1	0265-48-6510
やわら接骨院	鼎切石 4357 番地 1	0265-52-5399
リハビリド飯田	八幡町 1859 番地 12	0265-48-8911
レッツ倶楽部桜町	桜町 2 丁目 47 番地 1	0265-49-8237

26 通所型サービス C（短期集中型）

（R5. 4. 1 現在）

名称	所在地	電話番号
飯田市立病院介護老人保健施設	上郷黒田 341 番地	0265-53-6048
健和会病院	鼎中平 1936 番地	0265-23-3116
介護老人保健施設万年青苑	毛賀 1707 番地	0265-26-8111
有限会社わくわく	松尾寺所 7043 番地 1	0265-53-4335
株式会社たまゆら たまゆら別館	育良町 2 丁目 22 番地 2	0265-49-0375

8-4 障がい福祉サービス事業者

1 居宅介護

(R5.4.1現在)

名称	所在地	電話番号
アースサポート飯田	鼎名古熊 2518 番地 1	0265-21-2311
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	0265-21-4655
ニチイケアセンター高松通り	大門町 93 番地	0265-53-5851
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 3 嶋屋ビル 2 階	0265-56-0261
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	0265-53-7728
愛・訪問介護ステーション飯田	上殿岡 620 番地 後藤ビル 2-A 号室	0265-48-5453
社会福祉法人ぼけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	0265-21-6212
社会福祉法人ジェイエー長野会指定居宅介護事業所	鼎上山 2662 番地 1	0265-56-8525
特定非営利活動法人ライフケアいいだ	大通 2 丁目 221 番地 3	0265-24-7622
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171 番地 1	0265-53-2035
飯田病院ヘルパーステーション「すずらん」	大通 1 丁目 15 番地	0265-22-5260
北方ヘルパーステーションかふね	育良町 2 丁目 24 番地 2	0265-25-7738
くれよんヘルパーセンター	座光寺 5807 番地	0265-56-9056
みらいヘルパーステーション飯田	上郷飯沼 3374 番地 1	0265-49-8911
スキップ障がい支援事業所	上郷別府 3304 番地 3	0265-48-5643
ソーシャルサービスチームふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	0265-55-3069
はぴ・ねっと	今宮町 2 丁目 59 番地	0265-53-5503
ニチイケアセンター知久平	下久堅知久平 446 番地 アサヒハイ ツ知久平 2 号室	0265-48-5473

2 重度訪問介護

(R5.4.1現在)

名称	所在地	電話番号
アースサポート飯田	鼎名古熊 2518 番地 1	0265-21-2311
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	0265-21-4655
ニチイケアセンター高松通り	上郷黒田 346 番地 1 メゾン高松 102 号室	0265-53-5851
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 3 嶋屋ビル 2 階	0265-56-0261
みらいヘルパーステーション飯田	上郷飯沼 3374 番地 1	0265-49-8911
愛・訪問介護ステーション飯田	上殿岡 620 番地 後藤ビル 2-A 号室	0265-48-5453
社会福祉法人ぼけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	0265-21-6212
社会福祉法人ジェイエー長野会指定居宅介護事業所	鼎上山 2662 番地 1	0265-56-8525

ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	0265-53-7728
特定非営利活動法人ライフケアいいだ	大通 2 丁目 221 番地 3	0265-24-7622
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171 番地 1	0265-53-2035
飯田病院ヘルパーステーション「すずらん」	大通 1 丁目 15 番地	0265-22-5260
北方ヘルパーステーションかふね	育良町 2 丁目 24 番地 2	0265-25-7738
ニチイケアセンター知久平	下久堅知久平 446 番地 アサヒハイ ツ知久平 2 号室	0265-48-5473

3 行動援護

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
みらいヘルパーステーション飯田	上郷飯沼 3374 番地 1	0265-49-8911
くれよんヘルパーセンター	座光寺 5807 番地	0265-56-9056

4 生活介護

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
L サポート東栄町事業所	東栄町 3108 番地 1	0265-53-2294
くれよんキャンパス（スペース Now）	宮ノ上 3923 番地 1	0265-24-0904
明星学園	駄科 2250 番地	0265-26-9456
第二明星学園	駄科 2191 番地 1	0265-26-9456
南原苑	下久堅南原 803 番地 1	0265-28-8066
障害福祉サービス事業所あゆみ園	下久堅南原 803 番地 10	0265-28-8120
地域活動センターみらい生活介護事業所	上郷黒田 2109 番地 1	0265-49-8911
障がい者支援センター七和の里	鼎上山 1552 番地 1	0265-27-5100
飯田市障害者生活ケアセンター	駄科 904 番地 1	0265-26-8820

5 共生型生活介護

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
共生ホームひなたぼっこ	鼎名古熊 1711 番地 1	0265-48-6069
飯田市上郷デイサービスセンター	上郷飯沼 2212 番地 1	0265-53-4811
飯田市上村デイサービスセンター	上村 844 番地 1	0260-36-2835

6 短期入所

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
明星学園	駄科 2250 番地	0265-26-9456
第二明星学園	駄科 2191 番地 1	0265-26-9456
南原苑	下久堅南原 803 番地 1	0265-28-8066
社会福祉法人楓会 短期入所事業所	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	0265-56-8731
あさ寝坊	宮ノ上 3923 番地 1	0265-24-0904
みらい短期入所事業所	上郷黒田 2109 番地 1	0265-48-0794
ショートステイえんや	長野原 564 番地 4	0265-49-8686

Lサポートきららの郷	龍江 9062 番地 1	0265-49-3022
ヴィラそよ風	北方 2139 番地 5	0265-48-5016

7 同行援護

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
特定非営利活動法人ライフケアいいだ	鼎中平 2276 番地	0265-24-7622
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	0265-53-7728
スキップ障がい支援事業所	上郷別府 3304 番地 3	0265-48-5643
ソーシャルサービスチームふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	0265-55-3069
はぴ・ねっと	今宮町 2 丁目 59 番地	0265-53-5503
ニチイケアセンター知久平	下久堅知久平 446 番地 アサヒハイ ツ知久平 2 号室	0265-48-5473

8 自立訓練

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
(宿泊訓練)くれよんキャンパス (みなりっち)	宮ノ上 3923 番地 1	0265-24-0904
(生活訓練)はなみずきの郷	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	0265-56-8731
(宿泊訓練)はなみずきの郷	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	0265-56-8731

9 就労移行支援

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
障害者サポートセンター ここ・ねっと	今宮町 2 丁目 59 番地	0265-53-5503
ピカソ	座光寺 5807 番地	0265-56-9056
障害福祉サービス事業所あゆみ園	下久堅南原 803 番地 10	0265-28-8120
障がい者多機能型事業所 おふしょん+	鼎名古熊 2023 番地 1	0265-48-8148

10 就労継続支援A型

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
アップル工房イイダ リネン事業部	座光寺 1351 番地 2	0265-56-1155
アップル工房イイダ 農産事業部	座光寺 1419 番地 1	0265-56-1155
ハート	大瀬木 4337 番地 1	0265-48-5671
ホット	松尾明 7770 番地 3	0265-49-8448
ジョブサポートいいだ	上郷黒田 6347 番地	0265-48-5933
貯金箱	座光寺 5807 番地	0265-59-8014

11 就労継続支援B型

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
Lサポートきらら事業所	龍江 9063 番地 3	0265-49-3022
障がい者サポートセンター ここ・ねっと	今宮町 2 丁目 59 番地	0265-53-5503
Lサポート東栄町事業所	東栄町 3108 番地 1	0265-29-8776

いずみの家	今宮町 4 丁目 5609 番地 2	0265-52-2458
ホープ	大瀬木 4338 番地 2	0265-48-5671
みらいわーくす飯田	上郷黒田 2109 番地 1	0265-49-8911
障害福祉サービス事業所あゆみ園	下久堅南原 803 番地 10	0265-28-8120
障がい者支援センター七和の里	龍江 7033 番地 1	0265-27-5100
ジョブサポートいいだ	上郷黒田 6347 番地	0265-48-5933
障がい者多機能型事業所 おぷしょん+	鼎名古熊 2023 番地 1	0265-48-8148
飯田中央ワーキング	中央通り 4 丁目 49 番地	0265-49-0667
就労支援事業所 Diamonds	東和町 2 丁目 35 丘の上結いスクエア 5 階	0265-48-5424

12 就労定着支援

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
障害福祉サービス事業所あゆみ園	下久堅南原 803 番地 10	0265-28-8120

13 施設入所支援

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
明星学園	駄科 2250 番地	0265-26-9456
第二明星学園	駄科 2250 番地	0265-26-9456
南原苑	下久堅南原 803 番地 1	0265-28-8066

14 共同生活援助

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
グループホーム 天神	下久堅南原 1072 番地	0265-48-0938
グループホーム 南原	下久堅南原 995 番地 4	0265-29-6537
グループホーム 里山	下久堅南原 984 番地 3	0265-48-0518
さくらの郷	江戸浜町 3690 番地 3	0265-22-8808
みち草荘	鼎下山 523 番地	0265-52-6446
風の丘丸山ホーム	丸山町 4 丁目 5683 番地 5	0265-23-1105
ひまわり荘	宮ノ上 3887 番地 1	0265-23-4135
すみれ荘	旭町 274 番地 2	0265-24-0531
ひいらぎ荘	大通 1 丁目 41 番地	0265-22-5011
はなのき荘	丸山町 3 丁目 5955 番地	0265-23-7855
やまゆり荘	丸山町 1 丁目 6567 番地 4	0265-52-1039
北方のぞみハイツ	北方 68 番地 7	0265-48-0885
北方日の出ホーム	北方 61 番地 7	0265-48-8070
ケアホーム 萌生	松尾上溝 3179 番地 1	0265-52-2150
いちのせホーム	松尾久井 2271 番地	0265-53-0920
アシスティーさつき	大通 1 丁目 38 番地	0265-22-5201
アシスティーさつき 北館 さつき	大通 1 丁目 1 番地 3	0265-53-8150

アシスティーさつき 南館 やよい	大通 2 丁目 199 番地 1	0265-23-5617
さくらそう	鼎一色 31 番地 2	0265-23-0910
ケアホーム ふうりん	山本 627 番地 1	0265-26-9508
マイホーム	座光寺 5153 番地 13	0265-48-0056
みらいホーム宮ノ上	宮ノ上 4035 番地 5	0265-48-5666
くれよんマイホームエンヤ	長野原 564 番地 4	0265-49-8686
L サポートきららの郷	龍江 9062 番地 1	0265-49-3022
ヴィラそよ風	北方 2139 番地 5	0265-48-5016

15 相談支援事業

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
(福)楓会 相談支援事業所	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	0265-56-8730
飯伊圏域障がい者総合支援センター	東栄町 3108 番地 1	0265-24-3182
あした晴天にな〜れ	宮ノ上 3923 番地 1	0265-24-0904
飯田市こども発達センターひまわり	松尾新井 5933 番地 2	0265-23-6097
みらい相談支援事業所	上郷黒田 2109 番地 1	0265-48-0794
特定相談支援事業所飯田病院	大通 1 丁目 15 番地	0265-22-5150
相談支援事業所 ハートケア蒼い風	今宮町 2 丁目 59 番地	0265-53-5503
相談支援事業所 ワンステップ	下久堅南原 803 番地 10	0265-28-8120
南原苑	下久堅南原 803 番地 1	0265-28-8066
エール	龍江 9062 番地 3	0265-49-3022
ぴゅあ はびねす	上郷黒田 3325 番地	0265-49-8307
明星学園 一番星	駄科 2250 番地	0265-29-9456
第二明星学園 一番星	駄科 2250 番地	0265-26-9456
アップル工房イイダ 相談支援事業部	座光寺 1419 番地 1	0265-56-1155
リージョンプラン 飯田事業所	上郷黒田 296 番地 1	0265-23-8994
指定特定相談支援事業所 輪 (リンク)	鼎名古熊 2023 番地 1	0265-49-8775
日和向晴会・相談支援センター	座光寺 1419 番地 1	0265-48-6338
相談支援事業所 りんごの樹	伝馬町 2 丁目 4 番地 1	0265-24-7665
相談支援事業所 ていだ	時又 329 番地	0265-26-9208
相談支援事業所あゆみ園	下久堅南原 803 番地 10	0265-28-8120

16 地域移行支援・地域定着支援

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
(福)楓会 一般相談支援事業所	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	0265-56-8730
飯伊圏域障がい者総合支援センター	東栄町 3108 番地 1	0265-24-3182
一般相談支援事業所飯田病院	大通 1 丁目 15 番地	0265-22-5150

17 移動支援

(R5.4.1現在)

名称	所在地	電話番号
特定非営利活動法人ライフケアいいだ	大通 2 丁目 221 番地 3	0265-24-7622
くれよんヘルパーセンター	上郷別府 2056 番地 3	0265-52-1591
(福)ジェイエー長野会指定居宅介護事業所	鼎中平 2009 番地 5	0265-56-8525
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800
ニチイケアセンター高松通り	大門町 93 番地	0265-53-5851
みらいヘルパーステーション飯田事業所	上郷飯沼 3374 番地 1	0265-49-8911
スキップ 障がい支援事業所	上郷別府 3304 番地 3	0265-48-5643
はぴ・ねっと	今宮町 2 丁目 59 番地	0265-53-5503

18 地域活動支援センター

(R5.4.1現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市南信濃障害者等活動支援センター	南信濃和田 1556 番地	0260-34-2856
南信地域活動支援センター	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	0265-56-8731
地域活動支援センター かすた・ねっと	今宮町 2 丁目 59 番地	0265-53-5503
花工房 かざぐるま	下瀬 247 番地 1	0265-27-5107
特定非営利活動法人 カントリーフォーク田園	長野原 131 番地 9	0265-26-9508
地域活動支援センター・らびす	座光寺 1248 番地 2	0265-48-6338
地域活動支援センターオープンハウス バオバブ	高羽町 2 丁目 2 番地 6	0265-49-0842
さざんか	今宮町 4 丁目 5601 番地 7	0265-48-0411

19 日中一時支援事業

(R5.4.1現在)

名称	所在地	電話番号
ちっちゃい くれよん	座光寺 4851 番地 8	0265-21-5070
びゅあ	上郷黒田 3325 番地	0265-49-8307
障がい児サポートセンターピーす	白山町 3 丁目南 1 番地 6 1 階	0265-48-5229
障がい児サポートセンターちゃむ	高羽町 1 丁目 8 番地 4	0265-49-3211
丘のりんご	知久町 1 丁目 18 番地 1 2 階	0265-24-7665
児童・協働支援センターかでる	座光寺 1419 番地 1	0265-48-6338
みらい日中一時支援事業所	上郷飯沼 3512 番地 22	0265-52-1640
羽場赤坂デイ	羽場赤坂 2021 番地 50	0265-52-2446
さくら	大瀬木 4338 番地 2	0265-48-5671
ちゃっぷりん	松尾上溝 3322 番地 1	0265-21-0416

20 訪問入浴

(R5.4.1現在)

名称	所在地	電話番号
ぼけっと	白山町 1 丁目 310 番地 1	0265-21-6212
総合福祉ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	0265-22-8194

ニチイケアセンター 鼎	鼎東鼎 138 番地 1 嶋屋ビル 2 階	0265-56-0261
アサヒサントリー在宅介護センター 飯田	松尾代田 1522 今村コーポテナント	050-3317-1711

21 児童発達支援・放課後等デイサービス

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市こども発達センターひまわり	松尾新井 5933 番地 2	0265-23-6097
ちっちゃいくれよん	座光寺 4851 番地 8	0265-21-5070
みらいこども飯田上郷飯沼教室	上郷飯沼 3512 番地 22	0265-52-1640
みらいこども飯田上山教室	鼎上山 3771 番地 12	0265-48-0336
みらいこども飯田上郷黒田教室	上郷黒田 2109 番地 1	0265-49-8911
障がい児サポートセンターピーす	白山町 3 丁目南 1 番地 6 1 階	0265-48-5229
障がい児サポートセンターちゃむ	高羽町 1 丁目 8 番地 4	0265-49-3211
じょんのびハウス	上郷黒田 296 番地 1	0265-23-8994
ちゃっぷりん	松尾上溝 3322 番地 1	0265-21-0416
びゅあ すくーる	上郷黒田 3325 番地	0265-49-8307
びゅあ あんじゅ	上郷黒田 2089 番地 11	0265-49-0138
児童・共同支援センターかでの	座光寺 1419 番地 1	0265-48-6338
丘のりんご	伝馬町 2 丁目 4 番地 1	0265-24-7665
さくら	大瀬木 4338 番地 2	0265-48-5671
オリーブ	知久町 1 丁目 18 番地 1	0265-24-7665
After School 虹	時又 329 番地	0265-26-9208
ローリエ	小伝馬町 1 丁目 45 番地 2 1F	0265-24-7665
学習サポート scrumPLUS 飯田鼎校	鼎下山 856 番地 5 下山ビル 2 階 F 号室	0265-49-4195

22 保育所等訪問支援

(R5. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
ちゃっぷりん	松尾上溝 3322 番地 1	0265-21-0416
みらいこども飯田上郷飯沼教室	上郷飯沼 3512 番地 22	0265-52-1640
みらいこども飯田上郷黒田教室	上郷黒田 2109 番地 1	0265-49-8911

保健福祉事業の概要 令和5年度

令和6年3月発行

発行 飯田市健康福祉部

編集 飯田市健康福祉部福祉課地域福祉係